

**第5期新城市高齢者保健福祉計画
(老人福祉計画・介護保険事業計画)**

～私らしさと安心を皆で支え合う「山の湊」しんしろ～

平成 24 年 3 月

新 城 市

目次

第1章 第5期計画の策定にあたって.....	1
1-1 計画策定の背景と目的	1
1-2 計画の位置づけ	2
1-3 計画の期間	2
第2章 市の概要.....	3
2-1 総合計画の基本戦略	3
2-2 人口	3
2-3 世帯数	5
2-4 地区ごとの状況	6
2-5 被保険者数	8
2-6 要介護等認定者数及び認定率	9
第3章 市民等のニーズ.....	10
3-1 第5期新城市高齢者保健福祉計画アンケート調査の実施要領	10
3-2 第5期新城市高齢者保健福祉計画アンケート調査の結果概要	11
3-3 ケアマネジャーへのヒアリング調査の実施要領	25
3-4 ケアマネジャーへのヒアリング調査結果概要	26
第4章 計画課題の抽出.....	31
4-1 元気で健康な高齢者のために	31
4-2 二次予防事業対象者のために	32
4-3 介護を必要とする高齢者のために	32
4-4 高齢者を支えるネットワークづくり	33

第5章 計画の基本理念等.....	34
5-1 計画の基本理念	34
5-2 地域包括ケアの将来像	35
第6章 計画の施策体系.....	38
第7章 新城市高齢者保健福祉計画.....	40
7-1 健康の保持・増進への支援	40
7-2 高齢者の社会参加の促進	44
7-3 二次予防事業対象者への支援	51
7-4 要支援・要介護認定者への支援	64
7-5 地域密着型サービスと生活基盤の整備	69
7-6 高齢者を支える体制・ネットワークづくり	78
第8章 介護保険事業の推計.....	85
8-1 サービス利用者、サービス給付費の推計	85
8-2 介護保険事業の推計	92
資料1 第4期計画の実績.....	97
サービス件数	97
サービス給付費	102
第4期計画値の検証	107
資料2 計画の進行管理.....	111
資料3 策定体制・策定経過.....	112
用語説明.....	116

第1章 第5期計画の策定にあたって

1-1 計画策定の背景と目的

わが国では、世界的にも例をみないスピードで高齢化が進んでおり、平成22年度で高齢化率が23.0%となり、「超高齢社会」となっています。

平成12年4月の介護保険法施行から10年以上が経過し、介護保険制度は、支援を必要とする高齢者を社会で支える仕組みとして着実に定着してきています。しかし、今後のさらなる高齢化に伴う介護保険料の高騰や認知症高齢者対策、施設入所者の増加等、様々な課題に対応した新たな対策が求められています。

こうした中、国においては、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活できるよう、「介護」「予防」「医療」「生活支援」「住まい」の5つのサービスを一体化して提供していく『地域包括ケア』の考え方にに基づき、取り組みを進めていくことが必要であるとしています。

本市では、平成21年3月に「第4期新城市高齢者保健福祉計画」（計画期間：平成21年度～平成23年度）を策定し、『高齢者が元気で、社会参加できるまち』、『高齢者の自立と自己決定を尊重するまち』、『地域の支え合いとサービスが連携したまち』、の3つの基本理念を基礎としつつ、このような社会情勢の変化や今後の高齢化への対策をより一層推進するため、本市が目指すべき高齢者保健福祉の基本的な政策目標を定め、具体的に取り組むべき施策を明らかにすることを目的に「第5期新城市高齢者保健福祉計画」を策定しました。

1-2 計画の位置づけ

老人福祉計画は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8の規定に基づき、介護保険事業計画は、介護保険法(平成9年法律123号)第117条の規定に基づき策定するものです。本市においては、老人福祉事業と介護保険事業の円滑な運営を図るために、「老人福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体とした「第5期新城市高齢者保健福祉計画」を策定したものです。

また、本計画は、上位計画である「新城市総合計画」や県の関連計画等との整合性に配慮し、策定しました。

1-3 計画の期間

計画の期間は、介護保険事業計画が介護保険法に基づき、3年を1期とする計画であることから、老人福祉計画を含めた計画として、平成24年度から平成26年度までの3か年を計画期間としました。

H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29
第4期計画(H21~23年)								
		見直し	第5期計画(H24~26年)					
					見直し	第6期計画(H27~29年)		
								見直し

第2章 市の概要

2-1 総合計画の基本戦略

本市の総合計画は、将来像「市民がつなぐ 山の湊 創造都市」を実現するために、次の4つの基本戦略を定めています。

- (1) 市民自治社会創造
- (2) 自立創造
- (3) 安全・安心の暮らし創造
- (4) 環境首都創造

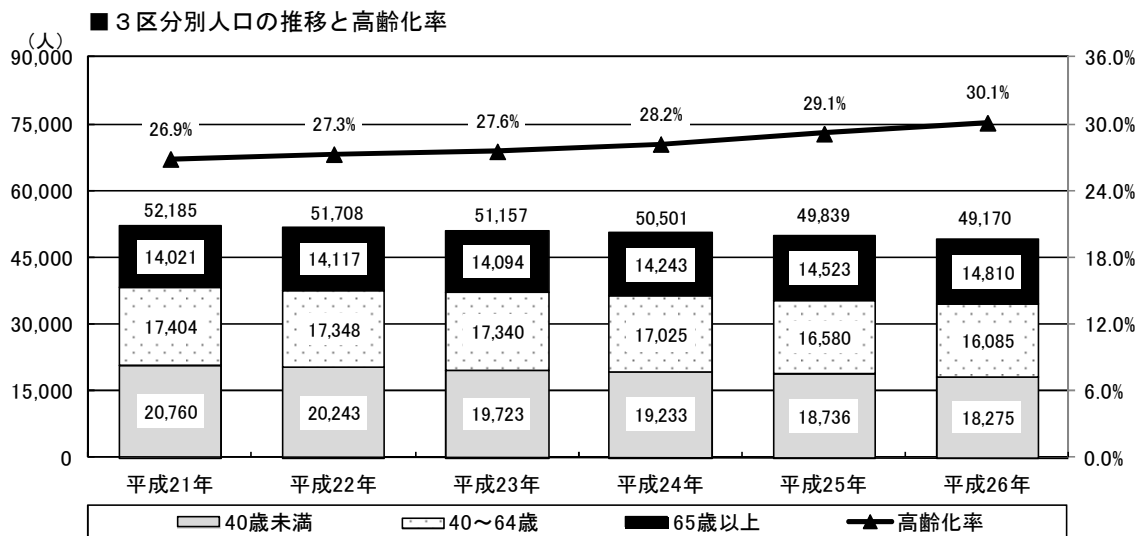
特に、「(3) 安全・安心の暮らし創造」については、少子・高齢社会を支える地域包括ケアの確立や高齢者・障害者の社会参加の促進、地域内相互扶助体制の整備、大規模地震等に対する防災対策等、安全・安心の地域社会を目指したものであり、本計画が目指すべき方向性でもあります。

2-2 人口

(1) 人口推移

本市の総人口は減少傾向にあります。年齢区分別にみると、40歳未満、40～64歳では減少傾向にありますが、65歳以上の人口は増加傾向にあります。

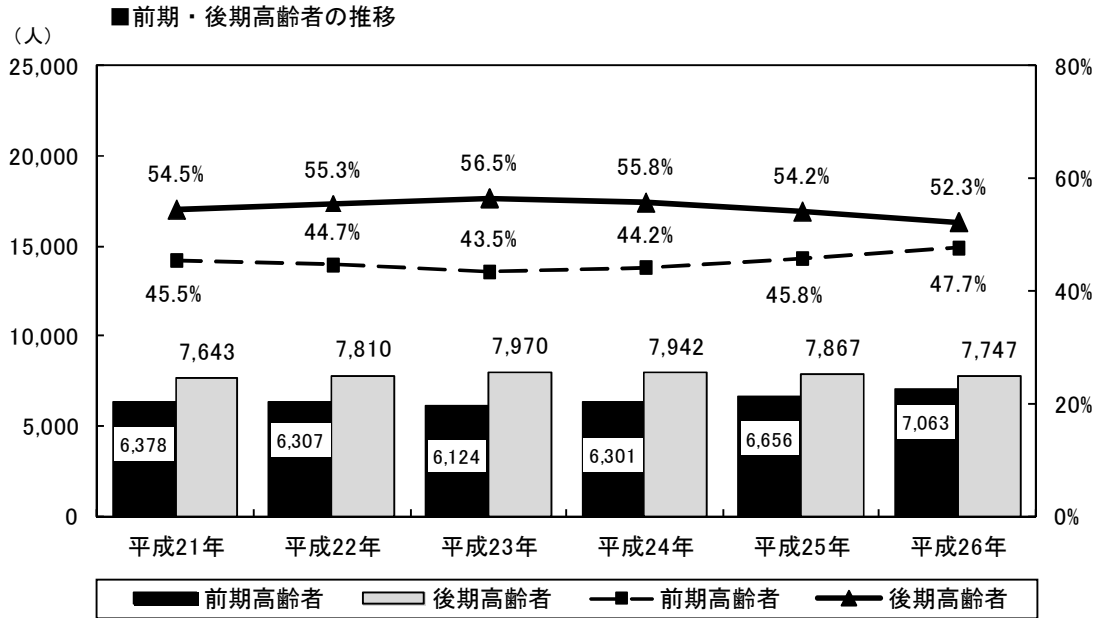
高齢化率においても、年々上昇し、平成26年には30%を超えることが予測されます。



資料：平成21年～平成23年／住民基本台帳及び外国人登録人口（各年10月） 平成24年以降／推計値

(2) 前期・後期高齢者

本市の前期・後期高齢者は、今後、団塊の世代が高齢期に移行するため、前期高齢者の割合が上昇することが予測されます。



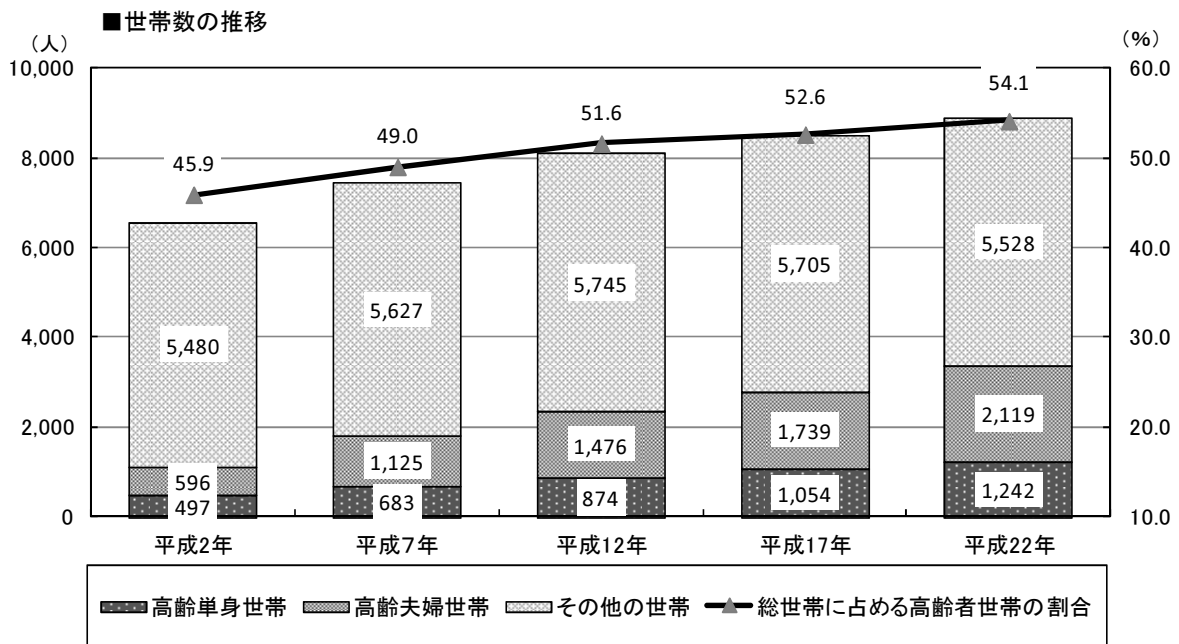
資料：平成21年～平成23年／住民基本台帳及び外国人登録人口（各年10月） 平成24年以降／推計値

※前期高齢者は65歳～74歳の高齢者、後期高齢者は75歳以上の高齢者。

2-3 世帯数

本市の総世帯数は、平成22年で16,430世帯、施設等を除く一般世帯は16,386世帯となっており、ともに増加する傾向にあります。

また、65歳以上の高齢者がいる世帯は、総世帯の54.1%にあたる8,889世帯となっています。高齢者がいる世帯のうち、高齢単身世帯は平成22年で1,242世帯、高齢夫婦世帯は2,119世帯で、ともに平成2年から2.5倍以上増加しており、単身世帯は高齢者世帯の1割を超えています。




	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総世帯	14,311	15,180	15,703	16,156	16,430
一般世帯	14,226	15,113	15,663	16,070	16,386
65歳以上の高齢者がいる世帯	6,573	7,435	8,095	8,498	8,889
高齢単身世帯	497	683	874	1,054	1,242
高齢夫婦世帯	596	1,125	1,476	1,739	2,119
その他の世帯	5,480	5,627	5,745	5,705	5,528
総世帯に占める高齢者世帯の割合	45.9%	49.0%	51.6%	52.6%	54.1%

資料：国勢調査

2-4 地区ごとの状況

新城市3地区ごとの状況を見ると、新城地区に人口が集中しており、施設サービスの展開にも地区特性があります。地区ごとの地理的特性や高齢化の状況をふまえ、介護サービスはもちろん、移動の支援等、きめ細かなサービスの展開が求められています。

※  市役所

※  地域包括支援センター

新城地区

地区人口	35,368人
居宅サービス	24か所
地域密着サービス	4か所
施設サービス	3施設



	人口			世帯数		
	平成22年	平成23年	増加数	平成22年	平成23年	増加数
新城地区総数	35,482	35,368	-114	11,456	11,563	107
中部地区	7,243	7,164	-79	2,521	2,520	-1
西部地区	11,473	11,612	139	3,769	3,843	74
北部地区	9,574	9,484	-90	3,089	3,108	19
東部地区	1,660	1,642	-18	491	494	3
南部地区	5,532	5,466	-66	1,586	1,598	12



「地域福祉計画懇談会」より

- ・ひとり暮らしの認知症の方が増加している
- ・高齢者はホームページを見ない方が多いため、情報の伝え方に工夫が必要
- ・個人情報保護のため、地域の高齢者の情報が得にくい

■ 認知症予防候補者

	リスク該当者	リスク非該当者
新城中部地区 (N=104)	28.8%	71.2%
舟着地区 (N=24)	33.3%	66.7%
千郷地区 (N=129)	41.1%	58.9%
東郷地区 (N=125)	36.8%	63.2%
八名地区 (N=84)	39.3%	60.7%

■ 二次予防事業対象者候補者

	リスク該当者	リスク非該当者
新城中部地区 (N=83)	25.3%	74.7%
舟着地区 (N=16)	25.0%	75.0%
千郷地区 (N=104)	39.4%	60.6%
東郷地区 (N=90)	30.0%	70.0%
八名地区 (N=64)	34.4%	65.6%

※図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数 (あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人) を表しています。

鳳来地区

地区人口	12,240 人
居宅サービス	9か所
地域密着サービス	4か所
施設サービス	5施設

■ 認知症予防候補者

	リスク該当者	リスク非該当者
鳳来地区 (N=256)	38.7%	61.3%

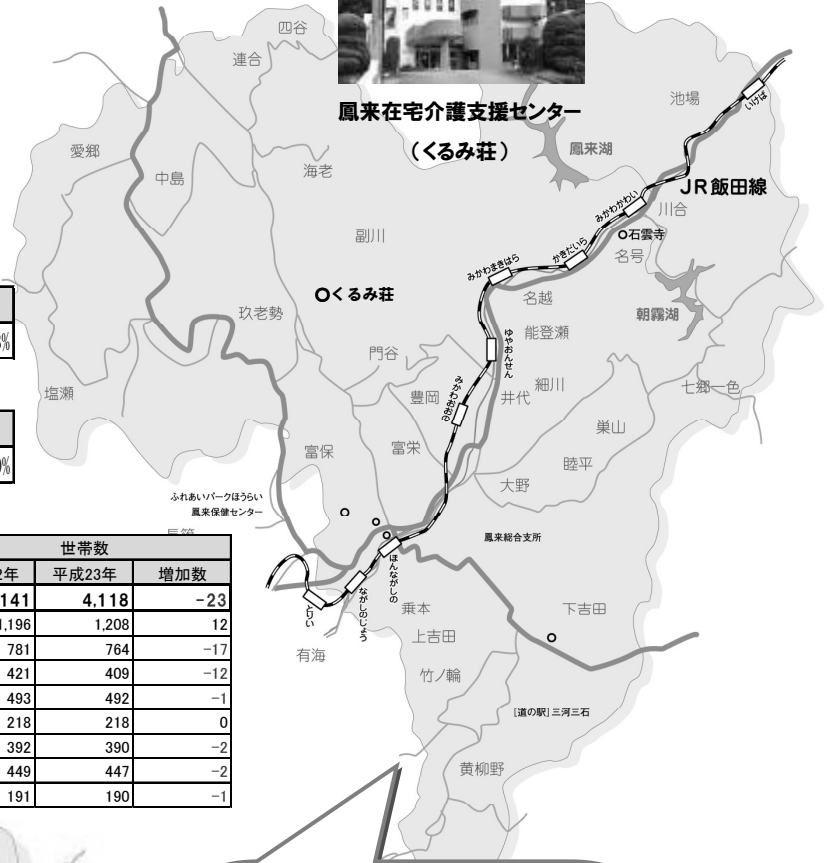
■ 二次予防事業対象者候補者

	リスク該当者	リスク非該当者
鳳来地区 (N=172)	36.0%	64.0%

	人口			世帯数		
	平成22年	平成23年	増加数	平成22年	平成23年	増加数
鳳来地区総数	12,479	12,240	-239	4,141	4,118	-23
長篠地区	3,626	3,603	-23	1,196	1,208	12
鳳来寺地区	2,089	2,039	-50	781	764	-17
海老地区	1,150	1,111	-39	421	409	-12
山吉田地区	1,718	1,688	-30	493	492	-1
乗本地区	722	709	-13	218	218	0
大野地区	1,233	1,211	-22	392	390	-2
七郷地区	1,412	1,368	-44	449	447	-2
川合・池場地区	529	511	-18	191	190	-1



鳳来在宅介護支援センター
(くるみ荘)



作手地区



作手在宅介護支援センター
(虹の郷)

「地域福祉計画懇談会」より

- ・近所に知人のいない高齢者が増えてきている
- ・山吉田地区等では、高齢者の移動手段が少ない
- ・高齢化が進み、地区役員の担い手がいない

「地域福祉計画懇談会」より

- ・虹の郷が福祉の拠点。「ゆめひろば」を楽しみにしている高齢者も多い。
- ・今後、地域行事の担い手不足が心配

地区人口	2,898 人
居宅サービス	4か所
地域密着サービス	0か所
施設サービス	0施設

■ 認知症予防候補者

	リスク該当者	リスク非該当者
作手地区 (N=82)	37.8%	62.2%

■ 二次予防事業対象者候補者

	リスク該当者	リスク非該当者
作手地区 (N=55)	30.9%	69.1%

	人口			世帯数		
	平成22年	平成23年	増加数	平成22年	平成23年	増加数
作手地区総数	2,987	2,898	-89	1,005	992	-13

2-5 被保険者数

新城市の第1号被保険者数は、平成23年10月現在で14,094人となっており、平成19年度比で3.2%増加しています。

一方、第2号被保険者数は、平成23年10月現在で17,340人となっており、平成19年度比で0.6%減少しています。

平成24年度以降は第1号被保険者の伸び率が上昇し、平成26年度では14,810人となることが見込まれ、平成24年度比で4.0%増加することが推計されます。

また、第2号被保険者の伸び率は減少し、平成26年度では16,085人となることが見込まれ、平成24年度比で5.5%減少することが推計されます。

■被保険者数の推移

	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 23年度	平成19→23 年度伸び率
第1号被保険者 (65歳以上)	13,653	13,790	14,021	14,117	14,094	3.2%
第2号被保険者 (40～64歳)	17,442	17,642	17,404	17,348	17,340	-0.6%
総数	31,095	31,432	31,425	31,465	31,434	1.1%

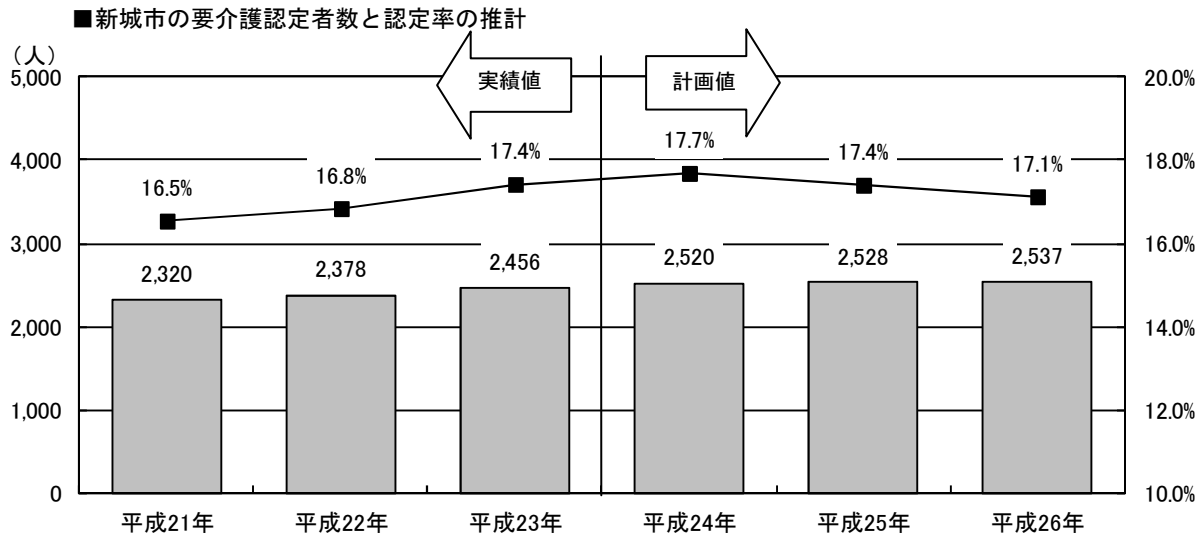
■被保険者数の推計

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 24→26年 度伸び率
第1号被保険者 (65歳以上)	14,243	14,523	14,810	4.0%
第2号被保険者 (40～64歳)	17,025	16,580	16,085	-5.5%
総数	31,268	31,103	30,895	-1.2%

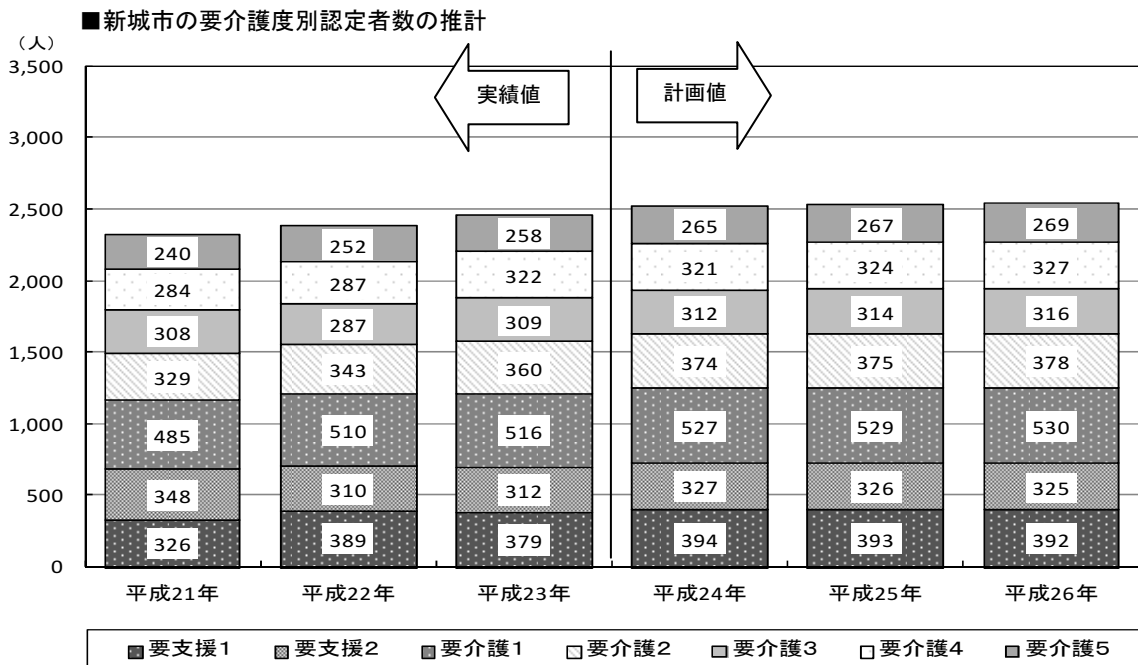
資料：平成21年～平成23年／住民基本台帳及び外国人登録人口（各年10月） 平成24年以降／推計値

2-6 要介護等認定者数及び認定率

新城市の要介護認定者数は、平成21年から継続して増加しており、今後の推計でも増加していき、認定率は平成24年まで緩やかではあるものの、上昇していくことが予測されます。要介護度別にみると、特に要介護1が多くなっています。



資料：平成21年～平成23年／介護保険事業状況報告
平成24年以降／推計値



資料：平成21年～平成23年／介護保険事業状況報告
平成24年以降／推計値

第3章 市民等のニーズ

3-1 第5期新城市高齢者保健福祉計画アンケート調査の実施要領

(1) 調査の目的

本調査は、「新城市高齢者保健福祉計画」の見直しの基礎資料として、また、今後の介護保険事業運営等の参考資料として実施しました。

(2) 調査設計

調査対象者	調査部数	対象者及び調査方法	調査期間
①成年者（55～64歳）	300	無作為抽出、郵送による配布・回収	平成23年8月1日～ 8月15日
②65歳以上高齢者	1,200	無作為抽出、郵送による配布・回収	
③要支援・要介護認定者	1,900	施設入所者以外の要支援・要介護認定者 郵送による配布・回収	
④事業所	100	全数、郵送による配布・回収	

(3) 回収結果

	配布数 (A)	回収数 (B=C+D)	有効 回収数 (C)	無効 回収数 (D)	有効 回収率 (=C/A)
①成年者（55～64歳）	300	176	176	0	58.7%
②65歳以上高齢者	1,200	877	877	0	73.1%
③要支援・要介護 認定者	1,900	1,087	1,087	0	57.2%
④事業所	100	61	61	0	61.0%

3-2 第5期新城市高齢者保健福祉計画アンケート調査の結果概要

(1) 成年者

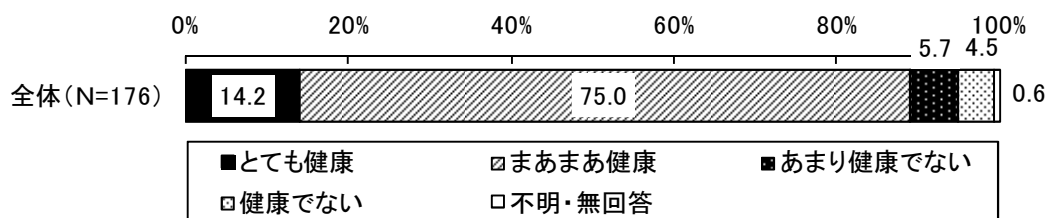
① 結果概要

- 8.5%が、ひとり暮らし。
- 9割弱が、健康と感じている。
- 8割弱が、定期的な健康診断を受けている。
- 6割強が、健康の維持のため普段から過労に注意し、睡眠や休養を十分にとるように心がけている。
- 6割強が、在宅介護支援センターを知っているが利用したことがない。
- 6割弱が、週5日以上仕事をしている。
- 3割弱が、仕事は65歳を過ぎたら仕事量を減らして続けたい。
- 8割弱が、平均的なサービスで、平均的な保険料がよいと考えている。
- 6割弱が、認知症の人への対応方法を知っている。
- 5割弱が、往診や緊急時の対応など、医療体制の充実が高齢期の過ごし方で重要な施策と考えている。
- 7割弱が、老人クラブの活動があることは知っているが、活動内容はあまり知らない。

② 健康の実感について

健康について、「とても健康」が14.2%、「まあまあ健康」が75.0%で、合わせて9割弱となっています。また、「あまり健康でない」が5.7%、「健康でない」が4.5%で、合わせて1割強となっています。

(単数回答)

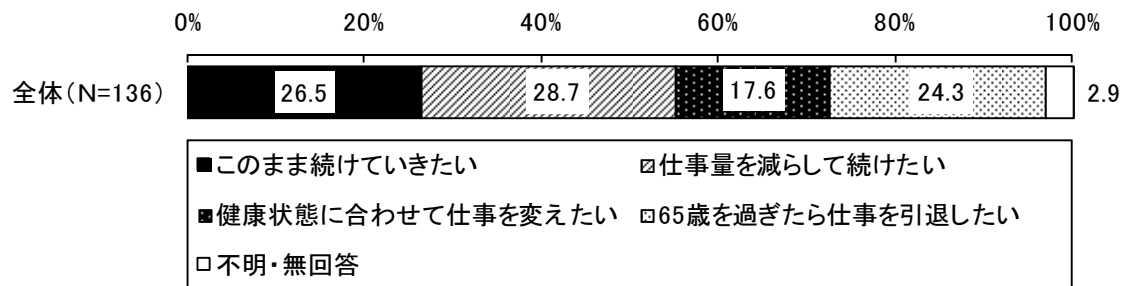


※図表中の「N (number of case)」は、集計対象者総数 (あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人) を表しています。

③ 65歳を過ぎても仕事を続けたいかについて

65歳を過ぎても仕事を続けたいかについて、「仕事量を減らして続けたい」が28.7%と最も高く、次いで「このまま続けていきたい」が26.5%となっています。

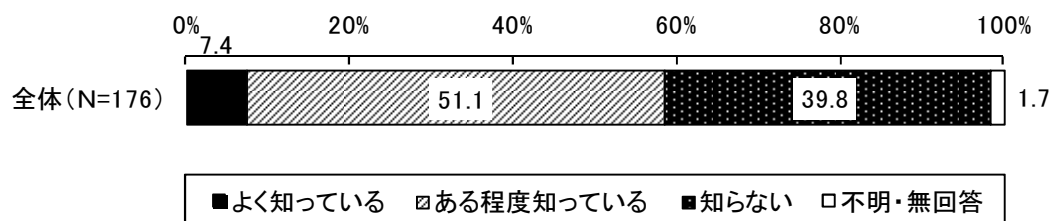
(単数回答)



④ 認知症の人への対応方法について

認知症の人への対応方法について、「よく知っている」が7.4%、「ある程度知っている」が51.1%で、合わせて6割弱となっています。また、「知らない」が39.8%となっています。

(単数回答)

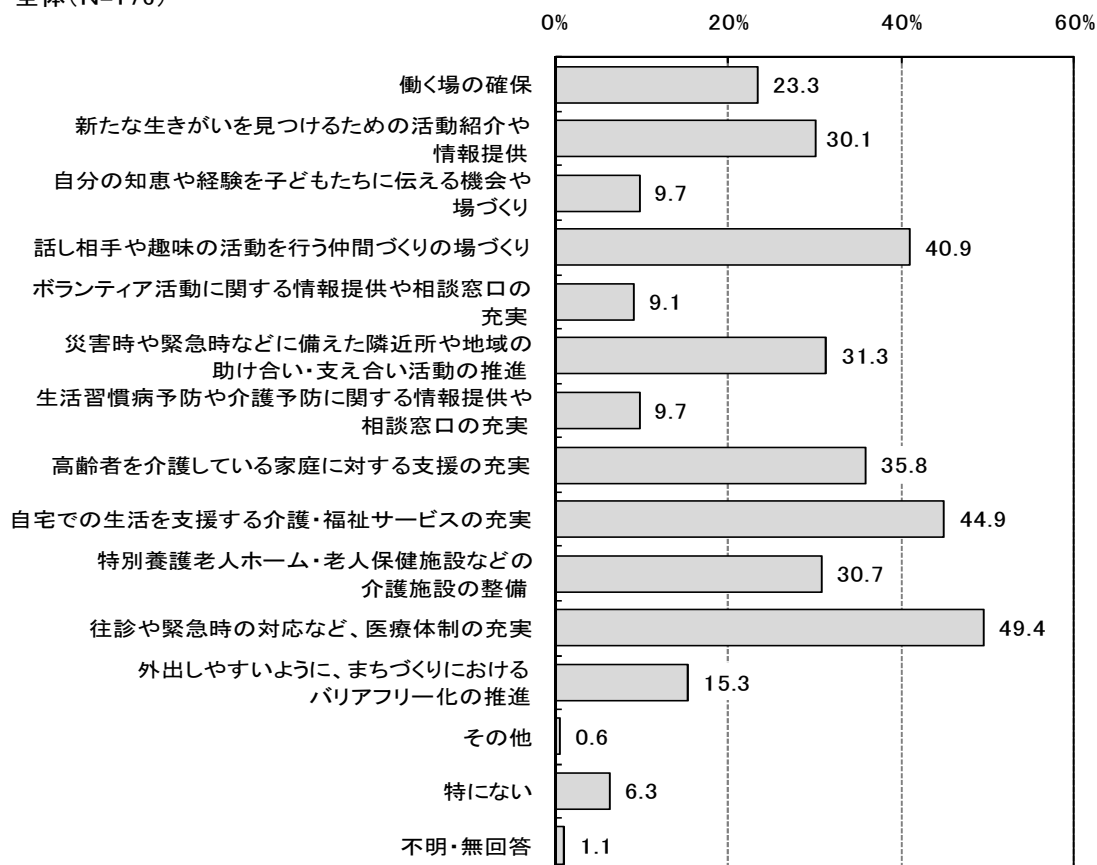


⑤ 高齢期に重要と思われる施策について

高齢期に重要と思われる施策について、「往診や緊急時の対応など、医療体制の充実」が49.4%と最も高く、次いで「自宅での生活を支援する介護・福祉サービスの充実」が44.9%となっています。

(複数回答)

全体(N=176)



(2) 65歳以上高齢者

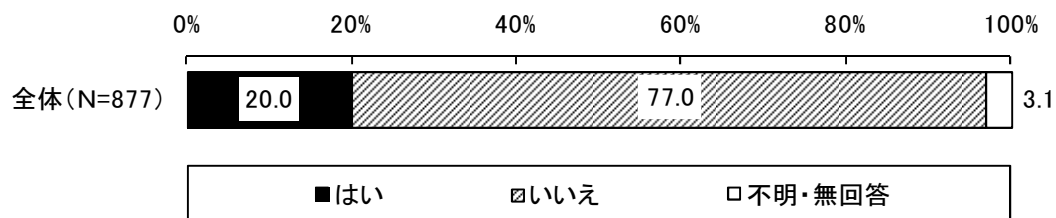
① 結果概要

- 9.1%が、ひとり暮らし。
- 4割弱が、同居している人は全員65歳以上。
- 9割強が、持ち家。
- 7割弱が、健康と感じている。
- 2割が、外出を控えている。
- 6割弱が、足腰などの痛みのため外出を控えている。
- 3割強が、今後新たに家族・親族とのふれあいの時間を増やしたいと思っている。
- 8割弱が、在宅介護支援センターを知っているが利用したことがない。
- 6割強が、福祉や介護に関する情報は、市が発行する広報紙から得ている。
- 5割弱が、事業内容や開催の時間、場所によっては介護予防事業に参加したいと考えている。
- 5割が、生活習慣病予防などの健康づくり、認知症の早期発見や重度化の予防についての介護予防事業に関心がある。
- 3割弱が、自分自身に介護が必要となった場合、自宅で訪問介護や通所介護などを活用しながら介護を受けたいと考えている。
- 7割弱が、平均的なサービスで、平均的な保険料がよいと考えている。
- 7割強が、災害発生時には自力で避難できる。
- 4割強が、災害発生時に助けてもらえる人がいる。
- 9割弱が、災害発生時には同居の家族に助けてもらえる。
- 8割弱が、認知症の症状を知っている。
- 5割強が、認知症の人への対応方法を知っている。
- 5割弱が、健康づくり、健康診査などの充実が、高齢期の過ごし方で重要な施策と考えている。
- 4割強が、老人クラブがあることは知っているが、活動内容はあまり知らない。

② 外出を控えているかについて

外出を控えているかについて、「はい」が 20.0%、「いいえ」が 77.0%となっています。

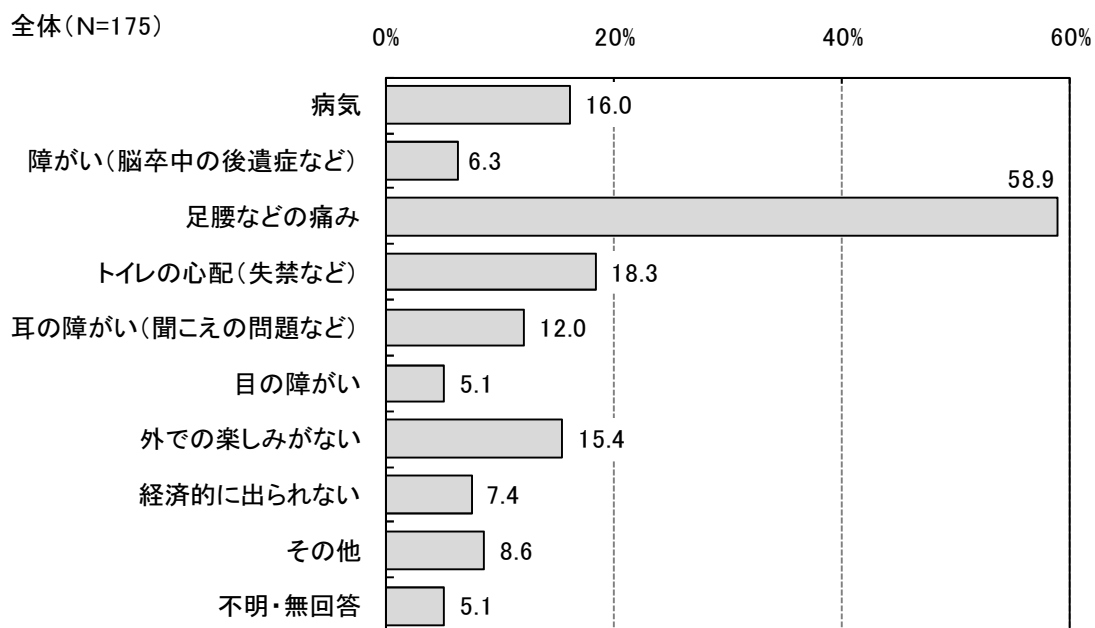
(単数回答)



③ 外出を控えている理由について

外出を控えている理由について、「足腰などの痛み」が 58.9%と最も高く、次いで「トイレの心配(失禁など)」が 18.3%となっています。

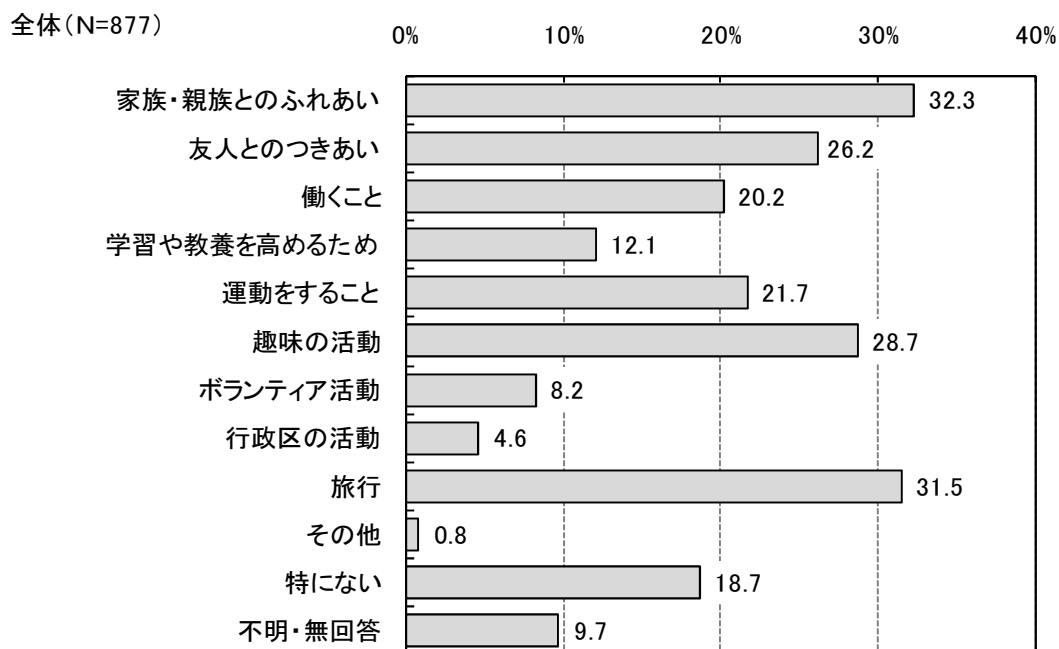
(複数回答)



④ 今後してみたい活動について

今後新たにやってみたいことについて、「家族・親族とのふれあい」が32.3%と最も高く、次いで「旅行」が31.5%となっています。

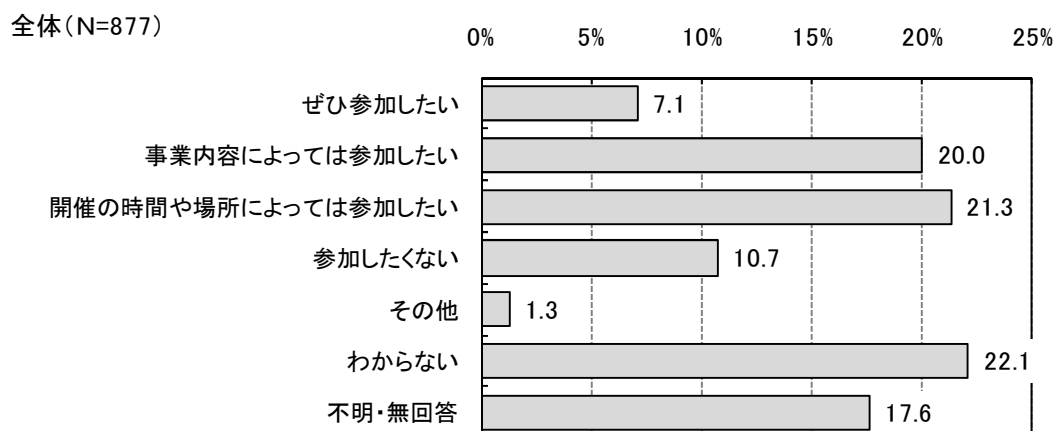
(複数回答)



⑤ 介護予防事業への参加について

介護予防事業への参加について、「わからない」が22.1%と最も高く、次いで「開催の時間や場所によっては参加したい」が21.3%となっています。

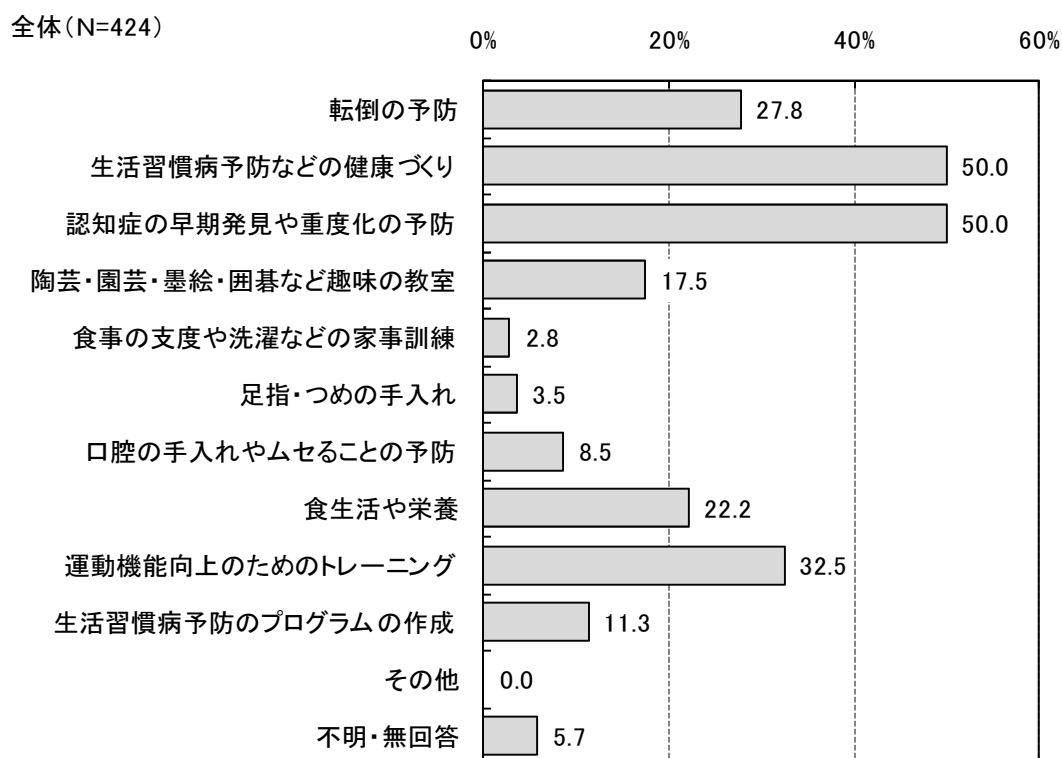
(単数回答)



⑥ 関心のある介護予防事業について

関心のある介護予防事業について、「生活習慣病予防などの健康づくり」「認知症の早期発見や重度化の予防」がそれぞれ50.0%と最も高く、次いで「運動機能向上のためのトレーニング」が32.5%となっています。

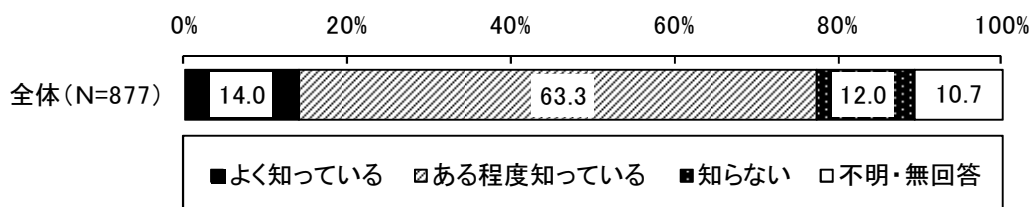
(複数回答)



⑦ 認知症の症状について

認知症の症状について、「よく知っている」が14.0%、「ある程度知っている」が63.3%で、合わせて8割弱となっています。また、「知らない」が12.0%となっています。

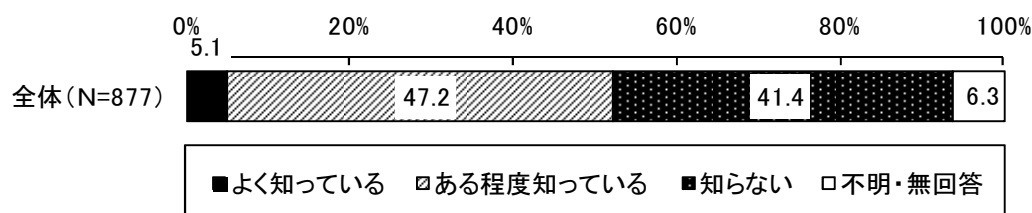
(単数回答)



⑧ 認知症の人への対応方法について

認知症の人への対応方法について、「よく知っている」が 5.1%、「ある程度知っている」が 47.2%で、合わせて5割強となっています。また、「知らない」が 41.4%となっています。

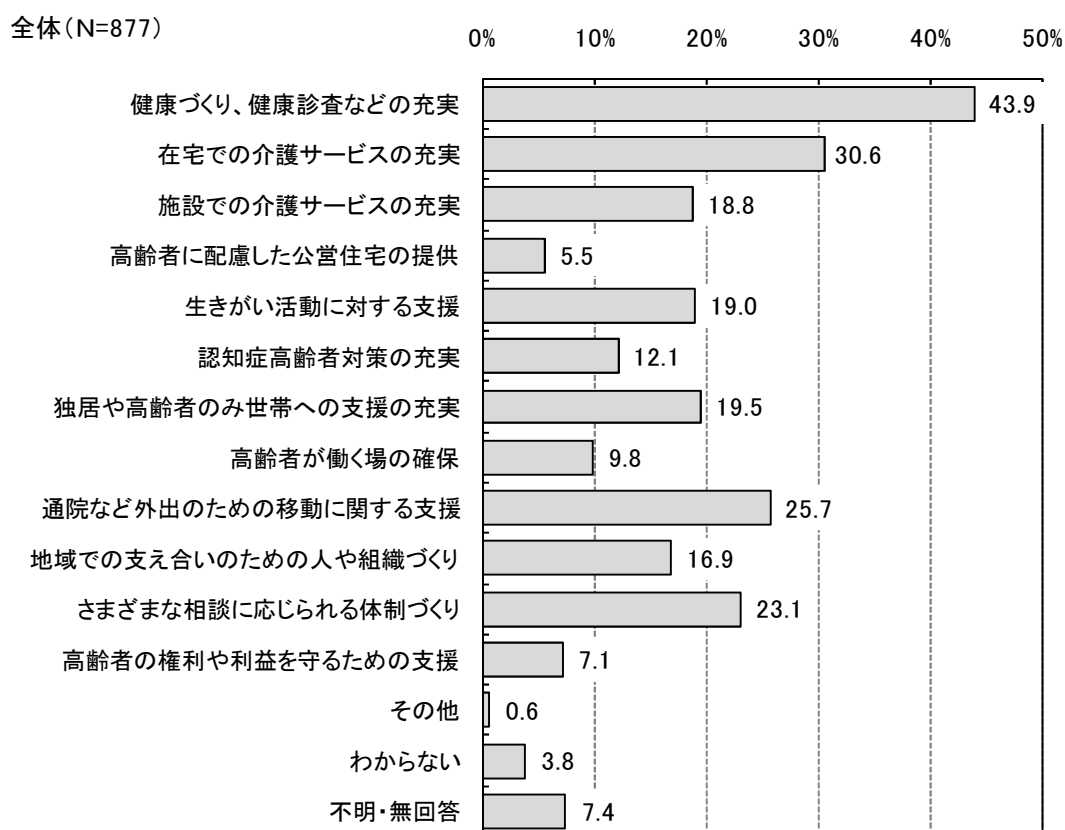
(単数回答)



⑨ 高齢者が暮らしやすくするために必要と思われる施策について

高齢者が暮らしやすくするために必要と思われる施策について、「健康づくり、健康診査などの充実」が 43.9%と最も高く、次いで「在宅での介護サービスの充実」が 30.6%となっています。

(複数回答)



(3) 要支援・要介護認定者

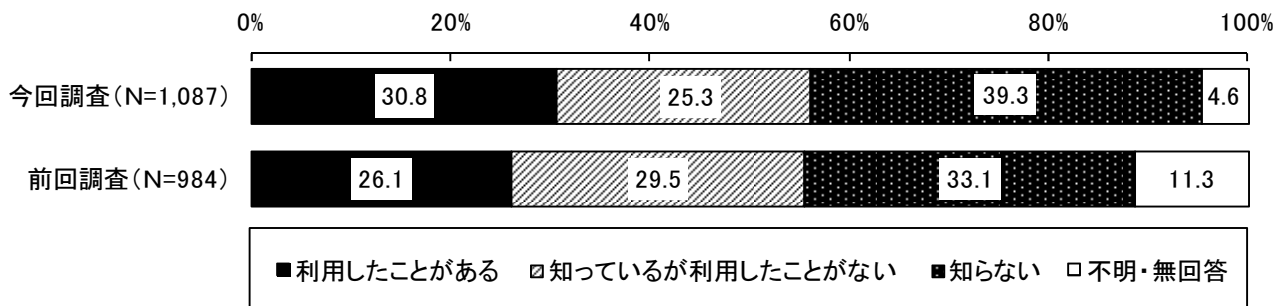
① 結果概要

- 13.5%が、ひとり暮らし。
- 2割強が、3人で暮らし、5割強が息子との同居。
- 6割弱が、経済的に苦しいと感じている。
- 3割強が、地域包括支援センターを利用したことがある。
- 4割強が、在宅介護支援センターを知っているが利用したことがない。
- 6割弱が、福祉や介護に関する情報はケアマネジャーから得ている。
- 3割弱が、普段息子の介護・介助を受けている。
- 6割強が、要介護判定結果に満足している。
- 7割強が、ケアマネジャーの対応に満足している。
- 6割弱が、平均的なサービスで、平均的な保険料がよいと考えている。
- 3割強が、成年後見制度をまったく知らない。
- 6割弱が、災害発生時には自力で避難できない。
- 7割弱が、災害発生時に助けてもらえる人がいる。
- 9割弱が、災害発生時には同居の家族に助けてもらえる。

② 地域包括支援センターについて

地域包括支援センターについて、「知らない」が39.3%と最も高く、次いで「利用したことがある」が30.8%となっています。前回調査と比較すると、「利用したことがある」「知らない」が高くなっています。

(単数回答)

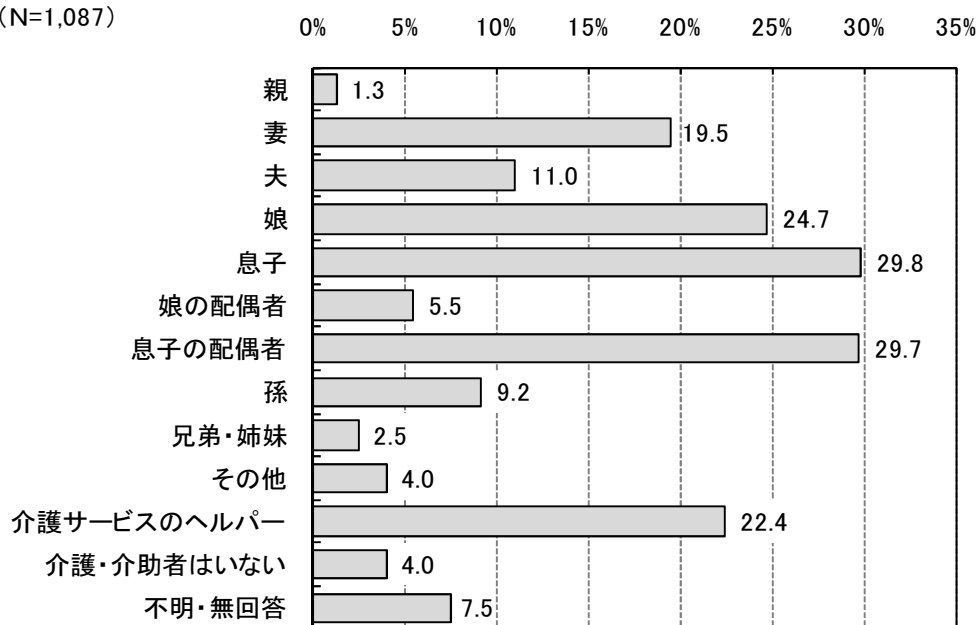


③ 誰の介護・介助を受けているかについて

誰の介護・介助を受けているかについて、「息子」が 29.8%、「息子の配偶者」が 29.7% となっています。

(複数回答)

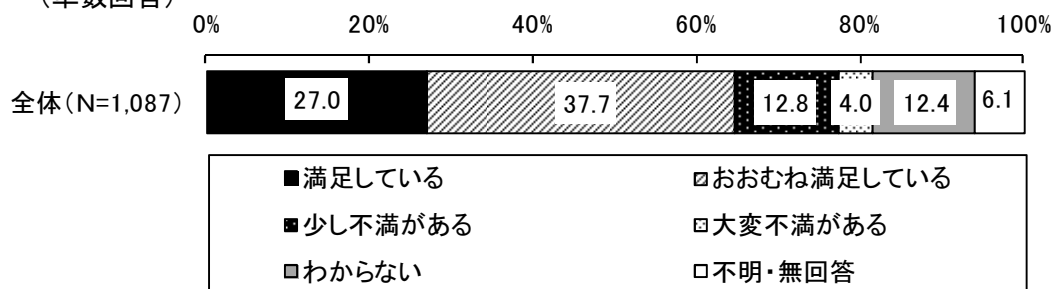
全体(N=1,087)



④ 要介護判定結果に対する満足度について

要介護判定結果に対する満足度について、「満足している」が 27.0%、「おおむね満足している」が 37.7%で、合わせて6割強となっています。また、「少し不満がある」が 12.8%、「大変不満がある」が 4.0%で、合わせて2割弱となっています。

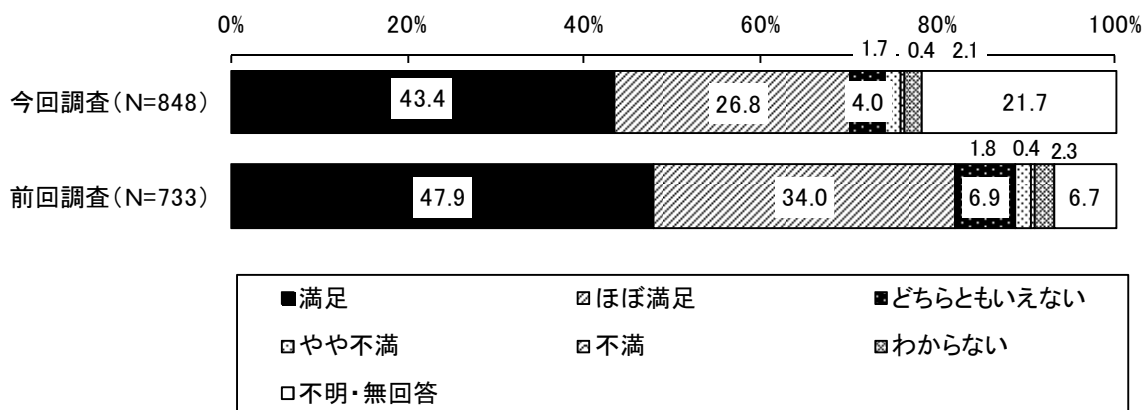
(単数回答)



⑤ ケアマネジャーの対応への満足度について

ケアマネジャーの対応への満足度について、「満足」が43.4%、「ほぼ満足」が26.8%で、合わせて7割強となっています。また、「やや不満」が1.7%、「不満」が0.4%となっています。前回調査と比較すると、「満足」「ほぼ満足」が低くなっています。

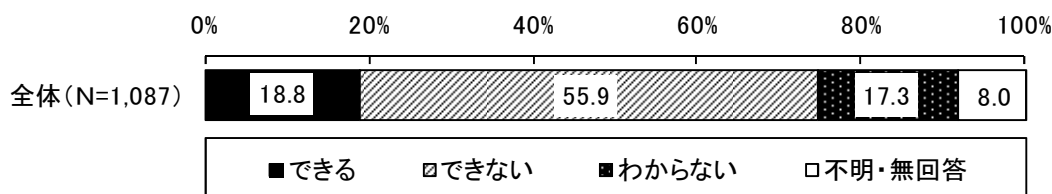
(単数回答)



⑥ 災害発生時の自力避難について

災害発生時の自力避難について、「できない」が55.9%と最も高く、次いで「できる」が18.8%となっています。

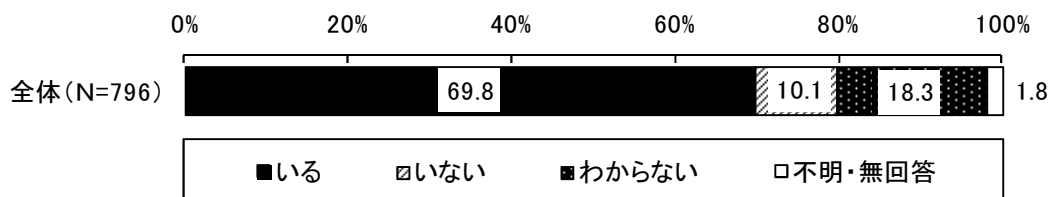
(単数回答)



⑦ 災害発生時の救助者の有無について

災害発生時の救助者の有無について、「いる」が69.8%と最も高く、次いで「わからない」が18.3%となっています。

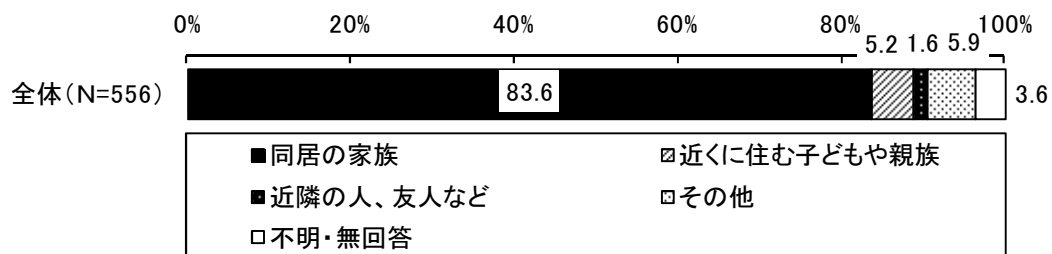
(単数回答)



⑧ 災害発生時の救助者は誰かについて

災害発生時の救助者は誰かについて、「同居の家族」が83.6%と最も高く、次いで「その他」が5.9%となっています。

(単数回答)



(4) 事業所

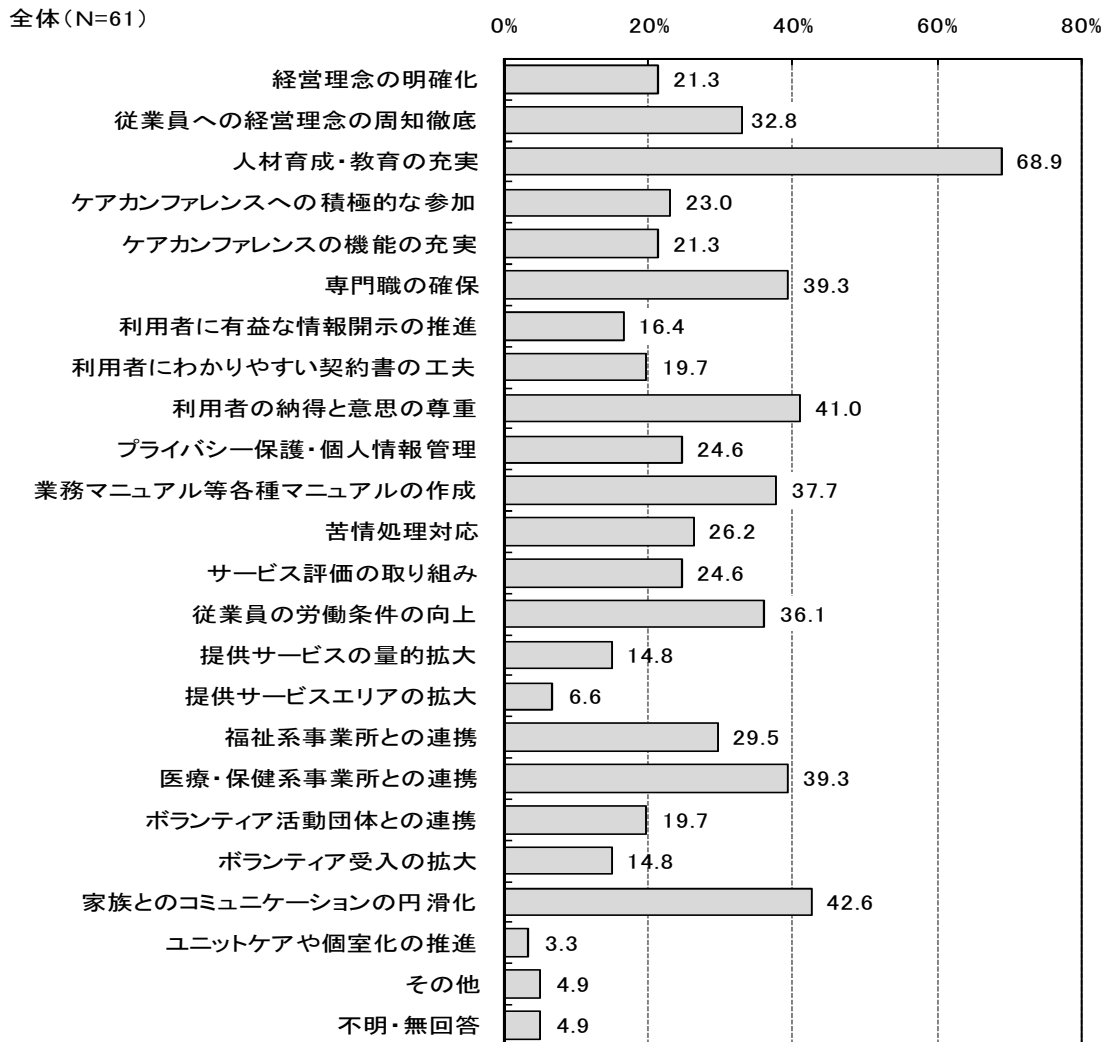
① 結果概要

- 7割弱が、事業運営上、人材育成・教育の充実が課題であると考えている。
- 4割強が、サービス内容に関するものについて、利用者や家族から苦情がある。
- 6割弱が、医療機関との連携として、医療機関から利用者の健康管理や処理について助言を受けている。

② 事業所の課題について

事業所の課題について、「人材育成・教育の充実」が68.9%と最も高く、次いで「家族とのコミュニケーションの円滑化」が42.6%となっています。

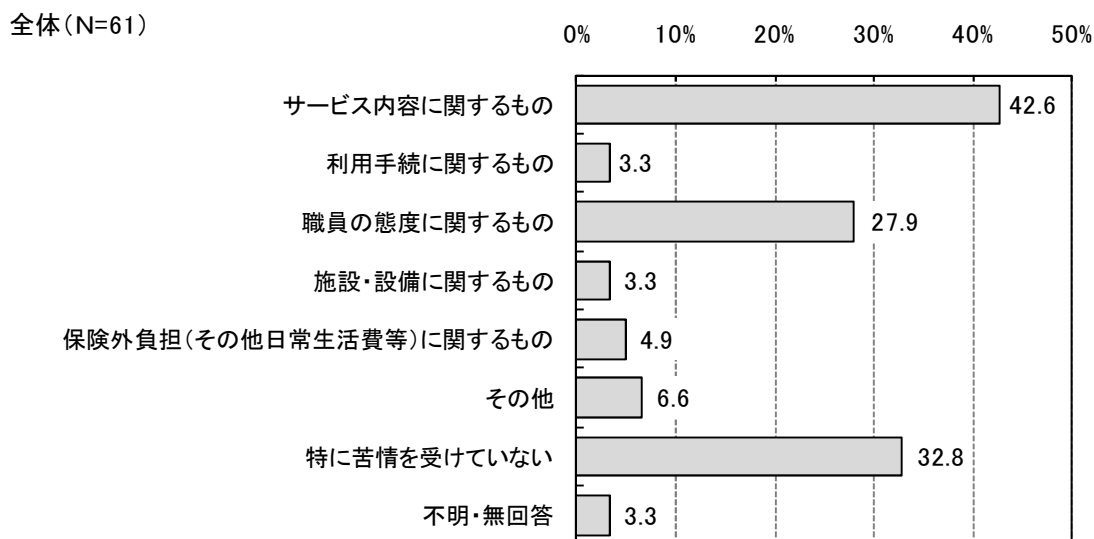
(複数回答)



③ 利用者や家族からの苦情について

利用者や家族からの苦情への対応について、「サービス内容に関するもの」が42.6%と最も高く、次いで「特に苦情を受けていない」が32.8%となっています。

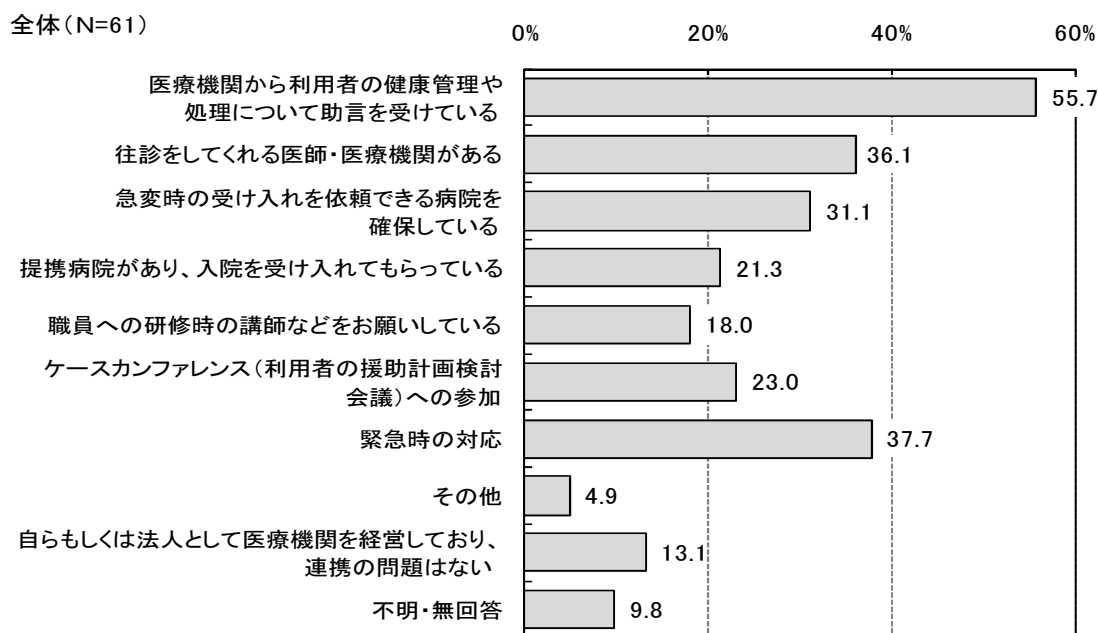
(複数回答)



④ 医療機関との連携での取り組みについて

医療機関との連携での取り組みについて、「医療機関から利用者の健康管理や処理について助言を受けている」が55.7%と最も高く、次いで「緊急時の対応」が37.7%となっています。

(複数回答)



3-3 ケアマネジャーへのヒアリング調査の実施要領

(1) 調査の目的

第5期計画では高齢者の見守り、特に老老介護や認知症の問題について、今まで以上に関係機関・事業所の連携が重要視されています。よって、サービス利用者にケアプランを作成しているケアマネジャーへのヒアリング調査を行うことで、現在の高齢者の状況やその家族の状況、実際の現場での問題を把握し、計画策定の基礎資料として、また、今後の介護保険事業運営等の参考資料とするため実施しました。

(2) 調査の方法

居宅介護支援事業所に調査票を配布し、調査を実施しました。また、新城、鳳来、作手の3地区からそれぞれ1事業所を抽出し、ヒアリング調査を実施しました。

■調査実施事業所

事業所名	地区
アイ居宅介護支援事業部	新城
麗楽荘居宅介護支援事業所	新城
コープあいち福祉サービス新城	新城
サマリヤの丘居宅介護支援事業所	新城
新城・豊川介護支援センター	新城
しんしろ福祉会館居宅介護支援事業所	新城
新城市 寿楽荘	新城
愛知東農業協同組合 居宅介護支援事業所	鳳来
医療法人静巖堂医院 居宅介護支援事業所	鳳来
ほうらい居宅介護支援事業所	鳳来
虹の郷居宅介護支援事業所	作手

3-4 ケアマネジャーへのヒアリング調査結果概要

(1) 現在の業務で困っていること

■主な内容

内容
利用者、家族が希望するサービスが整っている事業所の利用を開始したい場合、空きがない、体制に余裕がない等の理由にて、必要としているサービスの利用をすぐに開始することができない
利用者と家族の意見の相違からサービス利用が上手くいかない
ショートステイサービスの提供体制が不十分で、緊急依頼があった場合に対応ができない
独居や高齢者世帯は、同居していない家族の支援がないと生活が成り立たないケースが多く、ボランティア等インフォーマルなサービスが充実していれば良いと思う
高齢世帯や認知症と障害者等、主となる介護者がいない場合

(2) 利用者とその家族の状況

■主な内容

内容
介護保険サービス利用により、「自立度の改善・維持」の意識をどのくらい家族が持っているか、また、自立支援にどの程度役立っているかということを考えたとき不安がある
金銭的に問題なく、サービスも限度枠いっぱい利用して同居家族も協力はしても、身体的介護の支援は充分とはいえない
若年性認知症の方を早期退職して介護をしているが、経済的な支援がないため、将来に不安を感じている
元々家族関係が良好でない家庭にサービスを導入することで更に本人・家族の関係が希薄になってしまう（サービス事業者に任せてしまえば良いという無責任な考え）
認知症で独居の方の生活
認知症の方の施設入所の難しさ（金銭的）
老老介護をされている介護者に、認知症の心配がでてきた場合、自覚のない介護者にどのように話を進めるべきか、対応に苦慮する

(3) 関係団体との連携

① 地域包括支援センターとの連携について

■主な内容

内容
連携はできている
利用者が予防から介護になった場合の情報提供、困難事例にあたった場合の相談等、利用者に関する連携はうまくとれていると思われる
処遇困難ケースの相談、虐待事例の相談等うまく連携が取れていると思う
虐待なのか迷う時に、相談がしにくい
新規依頼（申請中）の方については、地域包括支援センターの方に同行していただくようにしている
月に1度訪問して下さるので、困難事例等の話を聞いてもらっている
土・日等利用者のニーズに沿って対応してくださっている
困難事例等については、連携し対応できている
実際にあった困難事例を通して事例検討会をしてほしい
市内にあるサービスでどのように支援できるかの情報共有がしたい
対応の難しい重度認知症のあるケース等、その都度、相談、報告し、対応していただいている

② 医療との連携について

■主な内容

内容
医師との連携がとりにくい
市外の医療機関との連携が取りにくい（情報提供しても返信がなかったり、受け付けしない事もある）
適切な情報をもらえたことで、良い形での支援につなげることができた
新城市民病院に入院されている方の場合、担当看護師から認定の必要性等のアドバイスを受けるようだが、介護保険についての説明を相談室の方にしていただけるよう、退院までの流れを統一して欲しい
医療に関しては、当院の院長に相談して対応方法等適切なアドバイスをいただいているので、特に問題はなし

③ 関係団体との連携について

■主な内容

内容
担当地区内においては、作手診療所と毎週連絡調整会議を開いて、情報交換等して連携している
担当している利用者が、旧鳳来町の方なので地域的に旧新城市方面のサービスが利用できない距離的な位置にある。従って、旧新城市のサービス事業所とは中々親密な付き合いができない
新城市民病院と開業の医師との連携が出来ており（相談、指示書依頼等）、受け入れが容易になってきていると実感する（介護保険業務、支援が医療側に認識されてきている）
ケアマネジャー間、サービス事業者間での情報交換や資質向上の為の組織を作ってほしい
地域の民生委員の方との連携が、特に独居生活者の実態を、共通理解できると良い

④ その他

■主な内容

内容
見守りネットワークの中にケアマネジャーもきちんと位置づけて欲しい
長寿課では、分からないこと疑問に思うことに答えていただいているが、各事業所からの問い合わせについてQ&Aを作成してもらえると役立てられると思う

(4) 行政に求めたいこと

■主な内容

内容
緊急時に対応、受け入れをしてくれるところがあれば、安心して在宅生活を送ることができるという意見が、ご家族から多数あるので、そのためにも緊急時におけるショートステイのネットワークを構築して欲しい
低所得者への経済的な支援 例：グループホームの入居金、居室費、食事代等の減免
作手地区には入所施設がなく住民は不便である
今後、特に山間地は過疎化がより一層進み、ひとり暮らし高齢者世帯が増加するので、行政は地域の実情を認識して、生活が成り立つように対策を充実してほしい
地域性もあり難しいかもしれないが、介護保険、高齢者福祉サービス以外で「見守り」支援、「院内付添い」等のインフォーマルサービスが数多くあれば良い
ひとり暮らしの方は、認知症の悪化や身体機能低下が進めば、在宅生活は困難であるが金銭的に余裕のある方であれば、施設の紹介も積極的に行えるが、余裕の無い方はあきらめざるを得ない
緊急通報は、独居の規制をはずし高齢者世帯等、必要なところにはつけて欲しい
認知症対策で、徘徊感知システムの貸与（無料）を再開して欲しい
ひとり暮らし、認認介護世帯、若年性認知症を抱える家族への支援

(5) 自由記述

■主な内容

内容
介護保険の受給者数が右肩上がりであり、高齢化の伸びは大きくなっている。平成24年度の報酬改定では軽度者への給付を抑えるという議論に拍車がかかっている。我々ケアマネジャーも軽度者の維持・改善をケアプランの重点に置き、重度化防止の根拠を明確にしていく必要がある
小規模多機能型居宅介護支援事業所の新設依頼
旧鳳来町にはサービスが少なく、思うような介護サービス計画が難しい
配食サービスの充実を切に依頼したい
旧鳳来町では公共交通機関での通院もままならない状態のため、その充実をお願いしたい
サービス提供に地域格差があることが、緩和されない
第2号被保険者の方が要介護状態となられた時の支援の充実（リハビリ環境、就活援助、家族支援等）

第4章 計画課題の抽出

4-1 元気で健康な高齢者のために

課題1	健康の保持・ 増進への支援	<p>アンケート調査によると、成年者（55～64歳）の9割が、自分は健康だと感じていますが、高齢化の進行とともに、要介護等認定者数は年々増加しています。市民の健康寿命を伸ばしていくために、「しんしろ健康づくり21計画」に基づく、市民の健康づくりの推進が必要です。</p> <p>また、成年者が健康診断を受けない理由として、「費用の負担」、「時間が無い」とともに、「関心が無い」が高くなっており、健康診断の関心度を高めることが求められています。</p>
課題2	高齢者の社会 参加の促進	<p>団塊の世代が高齢期に移行していく中で、高齢者が高齢者を支える時代が到来します。高齢者が健康で、持てる力を活かして社会参加ができるよう、環境づくりを進め、高齢者が地域活性化の担い手となることが期待されます。</p> <p>課題として、老人クラブ、シルバー人材センターの活性化があり、アンケート調査では「あることは知っているが、活動内容はあまり知らない」がともに高くなっているため、魅力的な活動を推進するとともに、活動内容の周知、啓発が必要です。</p> <p>また、高齢者の活動も多様化、広域化し、ライフスタイルが大きく変わっていることから、活動を活発化するためには、市民活動やボランティア活動の推進、生涯学習の推進を他の機関と連携することが求められています。</p>

4-2 二次予防事業対象者のために

<p>課題3</p>	<p>二次予防事業対象者その他の虚弱高齢者への支援</p>	<p>アンケート調査によると、どのような介護予防事業に関心があるかについては、健康づくりと認知症が最も高くなっており、80歳以上では、特に転倒予防の関心が高くなっています。</p> <p>今後は、二次予防事業対象者の的確な把握に努めるとともに、事業内容や時間設定の配慮、介護予防プランの作成等を通じて、介護予防事業への参加促進を図ることが求められています。</p>
-------------------	--------------------------------------	--

4-3 介護を必要とする高齢者のために

<p>課題4</p>	<p>要支援・要介護高齢者への支援</p>	<p>高齢化の進行とともに、ひとり暮らし高齢者や老老介護、認知介護への支援が課題となっています。</p> <p>アンケート調査では家族介護と介護サービスを併用し、現在の住まいで暮らし続けたいという回答が多くなっており、家族介護者の負担軽減への支援を含め、通所介護や短期入所をはじめニーズの高いサービスの提供基盤の確保を進める必要があります。</p> <p>災害発生時において、要介護者の6割弱が自力で避難できないと回答しており、地域における見守りや支援が求められています。</p> <p>また、介護サービス事業所へのアンケート調査結果を踏まえて、苦情対応やサービスの質を高める取り組みを促していくことが求められています。</p>
<p>課題5</p>	<p>地域密着型サービスと生活基盤の整備</p>	<p>本市は広い市域に市街地、山間地それぞれの社会資源の特性を持つことから、住み慣れた場所で生活するための住環境の整備や、日常生活圏域の特性を踏まえた生活支援サービスの推進が必要です。</p> <p>地域密着型サービスの基盤は整備が進んでおり、今後も圏域ごとのバランスのとれた体制整備が求められています。</p>

4-4 高齢者を支えるネットワークづくり

課題6	高齢者を支える体制・ネットワークづくり	<p>保健・医療・福祉等の関係機関の一層の連携を通じて、高齢者や介護者の多様なニーズに応じられるサービス提供体制の整備が求められています。</p> <p>地域包括ケアの理念に基づき、地域で安全に安心して暮らし続けられるよう、配食サービス等の高齢者福祉サービスや地域医療の推進、認知症高齢者へのケア、高齢者への権利擁護等、社会全体で高齢者を支えるネットワークづくりが求められています。</p>
------------	----------------------------	---

第5章 計画の基本理念等

5-1 計画の基本理念

本計画は、第4期計画の3つの基本理念を継承するとともに、“私らしさと安心を皆で支え合う「山の湊」しんしろ”をキャッチフレーズに、いつまでも元気で、自分らしく、安心して生活できるまちを目指します。

私らしさと安心を皆で支え合う「山の湊」しんしろ

高齢者が元気で、 社会参加のできるまち

いつまでも元気に過ごすことができ、自立して生活、社会参加ができるまちづくりを進めます。

高齢者の自立と自己決定を 尊重するまち

地域のなかで高齢者が尊重され、尊厳を持って、自らの意思や能力に応じて、自分らしい生活をおくり、自らサービスを選択・決定できるまちづくりを進めます。

地域の支え合いと サービスが連携したまち

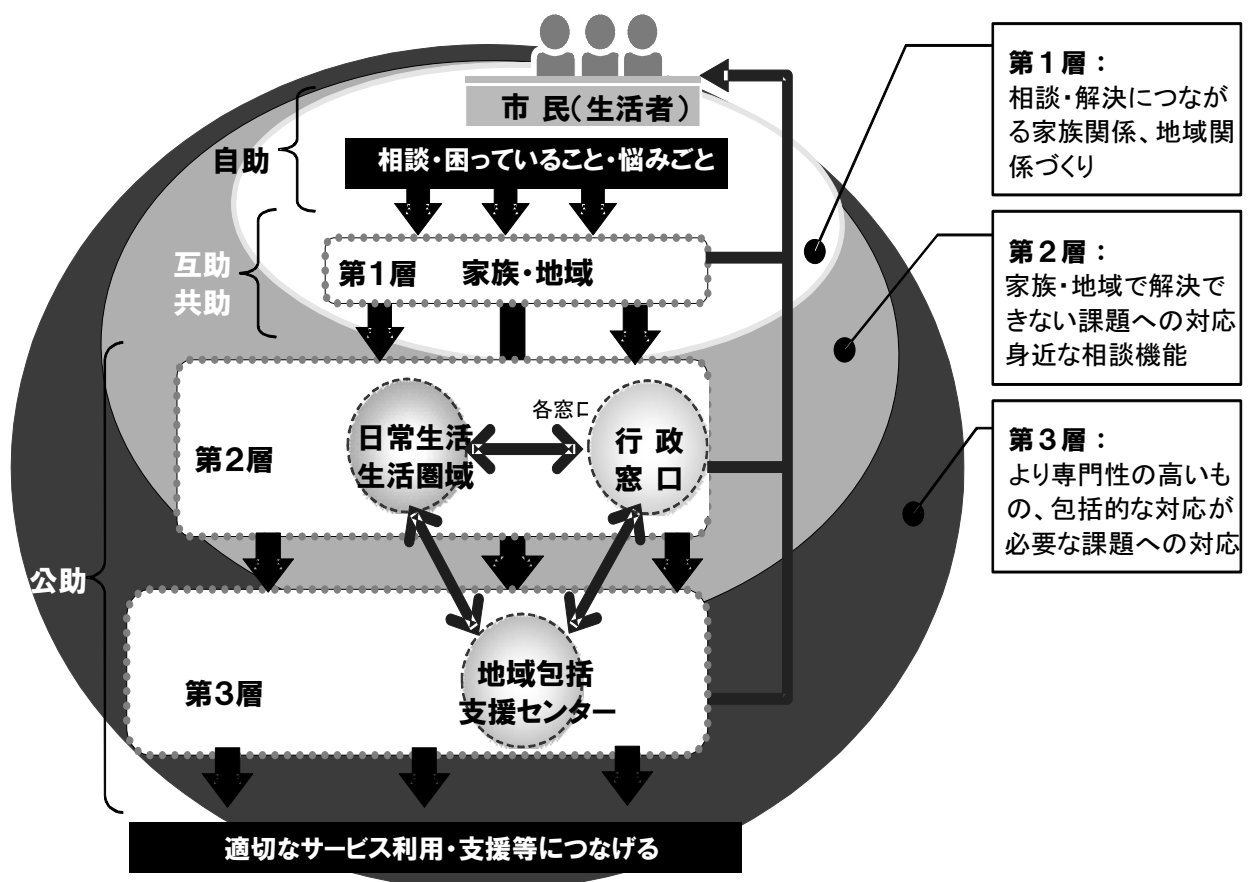
たとえ心身の機能が低下しても、地域の人々の連携、支え合いと、介護保険サービスやその他の福祉サービスの活用で、安心して生活できるまちづくりを進めます。

5-2 地域包括ケアの将来像

国では、「地域包括ケア」の一層の充実を目指しており、高齢者が自立して地域で生活を営めるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まい、が一体的に切れ目なく提供される体制の整備に取り組んでいくことが求められています。

本計画でも、「地域包括ケア」の整備に努め、高齢者の生活や福祉の向上を支える将来像を設定します。

■地域包括ケアの概念図



(1) 介護予防の推進

高齢化が進行していく中で、要介護状態に至らぬよう、また要介護認定の重度化を防ぐためにも、介護予防は重要です。

本市においても、地域単位でのミニデイサービスの実施や、認知症予防のための研修会を開催し、要介護状態にならずに、高齢者がいきいきとした生活を送るための支援を実施しています。

また、介護予防が必要とされる二次予防事業対象者を的確に把握し、介護予防事業への参加を促進し、事業の周知・啓発を図ります。

本市では、介護予防を生きがづくり、健康づくり等の各分野がそれぞれに連携・連動するものとして捉え、生きがづくりや健康づくりの延長として介護予防を推進します。

(2) 介護サービスの充実・強化

高齢化が進み、寝たきりや認知症等によって介護が必要となる可能性は高まり、介護の問題は誰にでも起こり得るものとなっています。

本市では、中山間地域や市街地域等の特性を踏まえつつ、6つの日常生活圏域を設定し、地域ごとの特性を把握し、地域包括支援センターを中心に在宅介護支援センターや各事業所との連携を強化し、市民の理解を得ながら、介護保険制度の円滑な実施に取り組みます。

第4期計画期間において地域密着型サービスが定着しつつありますが、住み慣れた地域で継続して暮らし続けられるよう、今後も地域密着型サービスの充実を図り、高齢者が選択できるサービスの質と量の向上に努めます。

(3) 保健・医療・福祉との連携強化

住み慣れた自宅や地域における生活を望む人は多く、今後、在宅医療の推進や高齢者福祉サービスに関するニーズはさらに増大することが予測されるため、保健・医療・福祉と介護が連携したサービスの提供が求められています。介護保険法の改正により、介護職員によるたんの吸引等の医療行為の実施が認められるようになり、在宅医療の整備が進められています。

また、入院による急性期の治療・リハビリテーションから退院後の在宅医療に円滑に移行し、途切れることなく、一貫した適切な治療や介護が提供されるとともに、在宅でのターミナルケアへの対応が必要となっています。今後、継続して医療・介護サービスが提供できるよう、病院や保健所、医師会、歯科医師会、薬剤師会等との一層の連携強化を図ります。

(4) 生活支援サービスの確保、権利擁護

本市での高齢単身世帯、高齢夫婦世帯の増加や、認知症高齢者の増加を踏まえ、見守りや配食等の生活支援サービスや、財産管理等の権利擁護の充実が重要となってきます。

また、高齢者への虐待防止を関係機関や市民の協力のもと地域の問題として捉え、早期発見・早期対応に努めます。見守りネットワークの構築や配食サービスの充実を図り、認知度の低い福祉サービス利用援助事業や成年後見制度の周知・啓発を進めます。

(5) 高齢者住まいの整備

地域包括ケアの構築に向けて、高齢期になっても住み続けることができる高齢者住まいが整備・確保され、「住まい」と「必要なケア」が、利用者の状態の変化にあわせて柔軟に組み合わせられて提供されることが求められています。こうした中、地域密着型サービスの充実を図り、グループホームや小規模多機能型居宅介護の整備を進める一方、サービス付き高齢者向け住宅等の民間サービスとも連携しながら、多様な住まいの場の提供に努めます。

第6章 計画の施策体系

健康の保持・増進への支援

(1) 健康づくりの支援

(2) 介護予防活動の支援

(3) 介護予防一般高齢者施策

高齢者の社会参加の促進

(1) 老人クラブ等の活動支援

(2) 地域活動への参加促進

(3) 生涯学習機会の充実

(4) 働く機会の充実

二次予防事業対象者への支援

(1) 二次予防事業対象者の把握の強化

(2) 介護予防事業の推進

(3) 自立支援事業の推進

要支援・要介護認定者への支援

(1) 介護保険サービスの充実

(2) 介護保険サービスを円滑に利用するための支援

(3) 要支援・要介護認定者への生活支援

(4) 介護者への支援

地域密着型サービスと生活基盤の整備

(1) 日常生活圏域の設定

(2) 地域包括支援センター等の充実

(3) 地域密着型サービス事業者の参入促進

(4) 住環境への支援

高齢者を支える体制・ネットワークづくり

(1) 保健・医療・福祉の連携強化

(2) 認知症高齢者ケアの充実

(3) 虐待防止ネットワークの強化

(4) 地域福祉活動の充実

(5) 安全・安心のまちづくり

第7章 新城市高齢者保健福祉計画

7-1 健康の保持・増進への支援

(1) 健康づくりの支援

① 健康意識の啓発

広報誌等への啓発記事掲載により、市民の健康に対する意識高揚を図ります。

【主な取り組み】

	取り組み名	内容	実施主体
ア	広報「ほのか」への記事掲載等啓発事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 広報誌に保健・介護に関する記事を掲載し、市民の健康意識の高揚を図っています。保健に関する記事を毎月掲載しています。 ◆ インターネット（ホームページ）やケーブルテレビを利用した情報手段を積極的に取り入れます。 	各課

② 健康づくり講座の充実

健康教育講座を通じて、市民の健康づくりを支援し、講座の充実に努めます。

【主な取り組み】

	取り組み名	内容	実施主体
ア	健康教育	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域の公民館等に保健師・栄養士等が出向き、健康教育講座を開催しています。 ◆ 老人クラブの減少により講座の依頼が減少しており、参加者も減少傾向にあります。 ◆ 積極的に地区に出向き、講座を開催します。他事業と連携を行い、機会の増加を図ります。 	健康課

【実績値】

■ 健康教育の開催状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度（見込み）
開催回数	76 回	57 回	60 回
参加者数	1,146 人	832 人	850 人

③ スポーツ活動の充実

高齢者がスポーツに取り組みやすい環境づくりを支援するとともに、スポーツ活動の推進により、高齢者の健康増進を図ります。

【主な取り組み】

	取り組み名	内容	実施主体
ア	ねんりんピック 出場者激励	<ul style="list-style-type: none"> ◆ねんりんピックに出場する高齢者に対して激励金を支給しています。 ◆ねんりんピックは、高齢者のスポーツ大会として最高位にあり、高齢者がスポーツに取り組む意欲を高める事業として重要です。スポーツに参加する高齢者の意欲増進を図り、事業を継続します。 	長寿課

(2) 介護予防活動の支援

① 身近な場所での健康教育・健康相談の実施

高齢者にとって、公民館等の身近な場所で健康教育・健康相談を実施し、高齢者の健康づくりを支援します。

【主な取り組み】

	取り組み名	内容	実施主体
ア	健康相談事業 (介護予防事業)	<ul style="list-style-type: none"> ◆各地区公民館等で健康診査事後相談として疾病、栄養、口腔衛生に関する相談を実施しています。 ◆積極的に地区に出向き、他事業との連携を強化し、相談機会の増加に努めます。 	健康課

【実績値】

■健康相談事業の開催状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度(見込み)
開催回数	122 回	135 回	120 回
参加者数	1,850 人	1,110 人	1,100 人

② 認知症予防の理解促進

介護予防事業の一環として、認知症予防の周知・啓発に努めるとともに、関係機関の連携を図り、より効果的な研修会を開催します。

【主な取り組み】

	取り組み名	内容	実施主体
ア	認知症予防教室 開催事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆介護予防事業の一環として、認知症を知ること、効果的な予防方法の研修会を開催しています。 ◆認知症については、関心も高く、メディアを通しての情報も多くなっていますが、治療する病気としての認識はまだ薄く、早期受診に結び付いていません。 ◆引き続き、研修会等を開催し、正しい知識の普及に努めるとともに認知症サポート医、グループホーム等、医療機関や介護事業者との連携を図ります。 	長寿課

【実績値】

■認知症予防教室の開催状況

開催回数	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度（見込み）
初級編	—	—	4 回
中級編	—	—	3 回

(3) 介護予防一般高齢者施策

① 介護予防一般高齢者施策の充実

一般高齢者への介護予防施策として、ミニデイサービス等の事業を実施しています。早期からの介護予防を促進するとともに、活動に関わる人材の育成に努め、実施地区の拡大を図ります。

【主な取り組み】

	取り組み名	内容	実施主体
ア	ミニデイサービススタッフ研修	<ul style="list-style-type: none"> ◆ミニデイサービスのスタッフを対象に、研修機会の拡大を図っています。他団体との情報交換や研修を受けることで、支援者としての自覚を促進するとともに、内容の充実に努めています。 ◆ミニデイサービス開催箇所の拡大に向けて、リーダーの育成が必要です。 ◆人材の育成と活動支援を継続して実施するとともに、活動団体同士の交流を推進します。 	長寿課

【実績値】

■ミニデイサービスの開催状況

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
開催回数	活動報告会	1 回	1 回	1 回
	スタッフ研修	1 回	2 回	2 回

7-2 高齢者の社会参加の促進

(1) 老人クラブ等の活動支援

① 老人クラブ等の活動支援

高齢者の生きがいがづくりや地域活動の担い手として期待される老人クラブ活動を支援するとともに、広報誌やケーブルテレビで老人クラブ会員募集等の周知を図ります。

【主な取り組み】

	取り組み名	内容	実施主体
ア	老人クラブ活動費補助	<ul style="list-style-type: none"> ◆単位老人クラブ及び老人クラブ連合会へ補助金を交付することで、高齢者による地域活動を活発化し、高齢者の社会参加への機会を提供しています。 ◆老人クラブは社会奉仕や生きがい活動、介護予防に関わる活動として幅広く高齢者が参加していくため重要な組織ですが、単位老人クラブの休会クラブが多く、会員数が減少しており、休会クラブの活動再開（新城市老人クラブ連合会への再加入）が望まれます。 ◆活動のPRやニーズに応じた活動内容の充実により、老人クラブの魅力を高め、広報誌やケーブルテレビを利用して、行事の紹介等を行い、会員の増加に努めます。 	長寿課
イ	高齢者生きがい推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆老人クラブ連合会内の各種サークル活動、体力づくり事業、各種スポーツ大会の助成をしています。 ◆高齢者の生きがい活動推進のため、事業を継続して実施するとともに、市老連会員以外や休会クラブの会員も、趣味のクラブに積極的に参加できるよう、努めます。 	長寿課

【実績値】

■老人クラブ数

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
クラブ数	71 クラブ	62 クラブ	62 クラブ

② 社会活動の推進

高齢者の活動の場を拡大し、社会活動への参加を促進するため、しんしろ市民活動サポートセンターや社会福祉協議会等、他の機関との連携を図ります。

【主な取り組み】

	取り組み名	内容	実施主体
ア	市民活動・ボランティア活動の推進	<ul style="list-style-type: none">◆多様化する高齢者の活動を活性化するため、社会活動への参加を推進します。◆しんしろ市民活動サポートセンターや社会福祉協議会等と連携を図り、高齢者の活動の場を拡大します。◆市民活動やボランティア活動で得た経験や知識を活かし、生きがいを持って楽しく暮らせる地域づくりに努めます。	長寿課

(2) 地域活動への参加促進

① 老人福祉センター、高齢者生きがいセンター等の活用

老人福祉センター等の既存施設を有効に活用し、高齢者の生きがいつくりや健康増進活動の促進を図ります。

【主な取り組み】

	取り組み名	内容	実施主体
ア	老人福祉センター運営	<ul style="list-style-type: none">◆高齢者の健康増進、教養の向上、レクリエーションの場として、各種事業を行っています。老人クラブ会員の減少により、利用者は減少傾向ですが、老人クラブの活動拠点や趣味クラブの活動場所としても利用されています。◆利用者が安心して使用できる施設として利便性の向上を図るとともに、市事業の「木曜塾」を引き続き実施し、高齢者の利用を促進します。	長寿課

	取り組み名	内容	実施主体
イ	いきいきライフの館運営	<ul style="list-style-type: none"> ◆高齢者の就労、生きがい活動の場として、各種事業を行うとともに、シルバー人材センターの活動拠点や老人クラブの趣味活動の場として、木彫、陶芸、囲碁等に利用されています。 ◆生きがい活動や就労機会を提供する拠点としての活用を図ります。 	長寿課
ウ	鳳来高齢者生きがいセンター運営	<ul style="list-style-type: none"> ◆高齢者の就労、生きがい活動の場として、各種事業を行うとともに、シルバー人材センターの就業施設として利用されています。 ◆シルバー人材センターの活動拠点であり、就業施設として利用されていますが、建物の老朽化が懸念されます。 ◆生きがい活動や就労機会を提供する拠点として有効活用を図ります。 	鳳来地域振興課
エ	作手高齢者生活福祉センター虹の郷運営	<ul style="list-style-type: none"> ◆高齢者及び住民の介護支援、居住、交流の場として各種事業を行っています。冬期の利用者は多くなっていますが、他の季節の利用者が少ないため、冬期以外の利用促進を図る必要があります。ひとり暮らし等の生活に不安がある高齢者の利用に結びつくよう、広報誌や、在宅介護支援センター等による周知を図るとともに、高齢者虐待や災害時の緊急避難場所として活用します。 ◆介護支援・居住・交流の場としての有効な活用を図ります。福祉避難所としての指定を受け、災害時要援護者の受け入れ態勢を整備します。 	作手地域振興課
オ	介護予防拠点施設運営	<ul style="list-style-type: none"> ◆高齢者の介護予防、教養の向上、レクリエーション等の生きがい活動の場として利用されています。 ◆介護予防の拠点としての有効な活用を図ります。 	作手地域振興課

【実績値】

■老人福祉センターの利用状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度（見込み）
利用者数	10,106 人	8,800 人	9,000 人

■いきいきライフの館の利用状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度（見込み）
利用者数	2,842 人	2,998 人	3,100 人

（３）生涯学習機会の充実

① 講座の充実

高齢者の学習意欲向上を図るため、市民大学等により生涯学習を推進します。また、内容の充実や教室数の増加を図り、参加しやすい環境づくりを推進します。

【主な取り組み】

	取り組み名	内容	実施主体
ア	生涯学習市民大学	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 3回1 コースの講演会を開催しています。講師に大学教授を招き、各回テーマを変更し、広く市民に関心のあるテーマを取り上げています。 ◆ 年齢層が偏らないよう、多くの市民が参加したくなるようなテーマ・講座内容を提供することが必要です。 ◆ 市内の学識者等、専門知識を持った身近な方を講師として招き、「専門の講師から学ぶみんなの大学」を目指します。 	生涯学習課
イ	生涯学習支援事業 (地区公民館活動支援)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 各地区公民館等が各種学習会・講演会のほか、校区単位で講演会等を開催しています。 ◆ 今後、少子・高齢化による参加者の減少が懸念されます。 ◆ 市民の自己表現や自発的な学習・スポーツを支援するための指導者やリーダーの養成を図り、公民館活動として地域の特性、自主性を尊重するとともに、円滑な事業の実施を支援します。 	生涯学習課

② 人材情報バンクの充実

高齢者の多様な経験を活かし、地域活動の担い手として活動できる環境づくりを支援します。

【主な取り組み】

	取り組み名	内容	実施主体
ア	まちなか博物館事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆まちの中で生まれ育てられてきた文化、暮らしの姿をそのまま保存、継承し、次の時代に引き継いでいく事業です。その継承者には講師も依頼できます。 ◆平成7年から始まった事業であり、現在17館が指定されていますが、博物館に指定された方々の多くは高齢者であり、今後の「まちなか博物館」のあり方が懸念されています。 ◆博物館を充実させ、市内外からも見学者が訪れるよう、情報提供を行うとともに、博物館のあり方を検討します。 	生涯学習課

【実績値】

■まちなか博物館事業の状況

	平成21年度	平成22年度	平成23年度（見込み）
博物館数	17館	17館	17館

(4) 働く機会の充実

① シルバー人材センターへの支援

高齢者の経験や技術の有効活用を図るとともに、高齢者自身の生きがいづくりの場となるよう、シルバー人材センターへの支援を行い、就労の場の確保に努めます。

【主な取り組み】

	取り組み名	内容	実施主体
ア	高齢者能力活用推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆シルバー人材センターの事務局人件費、普及・啓発、就業開拓、事務局事務費等に対する補助を行っています。高齢者の経験、技能に応じて就業先を提供するシステムとして機能しています。 ◆会員が減少傾向にあるため、今後は、事業の普及・啓発、就業先の開拓等が課題です。 ◆技能に応じた就業先の確保及び会員増加に向け指導、支援を実施します。 	長寿課 シルバー人材センター

② アクティブシニア支援事業

高齢者になっても、生きがいを持ち続け、仕事や趣味に取り組み、社会に対してアクティブな活動を起こすシニアを支援するため、関係機関との連携のもと、活動の場の充実を図ります。

【主な取り組み】

	取り組み名	内容	実施主体
ア	いきがい就業事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆要請事業者と市シルバー人材センターが請負・委任契約を締結し、会員の派遣を行っています。 ◆平成 18 年度より就業形態の適正化を図ったことにより、受注件数は一時的に減少しましたが、現在は横ばい状態です。 ◆働くことを希望している高齢者は多く、自己の身体状況に合わせて働くこともできるため、今後も事業を継続するとともに、会員の募集と仕事の拡充を図ります。 	シルバー人材センター

	取り組み名	内容	実施主体
イ	無料職業紹介事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆事業所での勤務を希望する会員に対して、事業所の紹介をしています。 ◆高齢者の就業を支援するため、事業を継続します。 	シルバー人材センター
ウ	シルバー派遣事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆要請事業所とシルバー人材センター(県連合会)が一般労働者派遣契約を締結し、会員の派遣を行います。 ◆今後もシルバー派遣の活用が増加することが予測されているため、高齢者の就業支援を継続して実施します。 	シルバー人材センター
エ	技能講習会	<ul style="list-style-type: none"> ◆毎年、会員向けの技能・安全講習を行っています。剪定業に就業する会員の減少に伴う新入会員の加入が必要であるとともに技術向上の場を兼ねた就業場所の確保が課題です。 ◆会員が各種の技能取得・向上と安全就業の促進を図るとともに、継続して実施します。また、公共施設(学校等)の緑樹管理業務を受注することにより、後継会員の育成と技術向上の場を確保します。 	シルバー人材センター

【実績値】

■いきがい就業事業の利用状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
受注件数	5,281 件	5,213 件	5,500 件

■シルバー派遣事業の利用状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
受注件数	2 件	3 件	2 件

■技能講習会の活動状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
実施回数	4 回	8 回	8 回

7-3 二次予防事業対象者への支援

(1) 二次予防事業対象者の把握の強化

① 二次予防事業対象者の把握

要支援・要介護状態となるおそれのある高齢者（以下二次予防事業対象者）を的確に把握するため、基本チェックリストの回収率の向上を図り、より円滑に介護予防事業に移行できる環境整備に努めます。

【主な取り組み】

	取り組み名	内容	実施主体
ア	二次予防事業対象者把握事業	<ul style="list-style-type: none">◆基本チェックリストの結果により、二次予防事業対象者には介護予防事業の案内を実施しています。郵送による実施のため、記載漏れが多く、回収率も低下傾向にあります。◆二次予防事業対象者の正確な把握、介護状態の早期発見のために基本チェックリストによる把握を実施する有用性の周知に努めるとともに、回収率の向上を図ります。高齢者世帯・ひとり暮らし高齢者で未回収の方には、訪問による状況確認を検討します。	長寿課

(2) 介護予防事業の推進

① 介護予防教室の充実

介護予防のより一層の推進のため、介護予防教室を実施しています。医療機関と連携し、教室の周知・啓発を図り、参加しやすい環境整備に努めます。

【主な取り組み】

	取り組み名	内容	実施主体
ア	転倒予防教室	<ul style="list-style-type: none"> ◆運動機能低下がみられる二次予防事業対象者等に、転倒予防教室を実施しています。主に3か所の保健センターで実施していますが、送迎はしていないため、参加できない高齢者も多くなっています。また、男性参加者が少なくなっています。 ◆医療機関との連携を強化するとともに、男性参加者にも魅力ある内容を検討します。また、より身近な場所での開催を検討します。 	長寿課

【実績値】

■転倒予防教室の開催状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度（見込み）
開催回数	30 回	30 回	30 回

② ミニデイサービスの実施拡大

ミニデイサービスの拡大により、高齢者の介護予防や閉じこもり予防を推進します。全地区での開催を目指し、事業の充実に努めます。

【主な取り組み】

	取り組み名	内容	実施主体
ア	地域住民グループ 支援事業 (ミニデイサービス)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ミニデイサービスの開催を支援するとともに、高齢者の生きがい活動の促進と孤立化や引きこもりの防止を図っています。 ◆各団体とも、地域の状況に応じ、工夫を凝らした取り組みを実施しています。市内開催地区に偏りがみられるため、新規実施団体を募る必要があります。 ◆住み慣れた地域と人の中で実施されるミニデイサービスは、高齢者の介護予防や生きがい活動の推進、生活維持のため重要です。今後も身近な地域での実施箇所拡大に向け、新規実施団体を募集します。支援者の育成については、既存のミニデイサービス実施団体の協力を得るとともに講師の派遣を行う等、活動を支援します。 	長寿課
イ	生きがい活動支援 通所事業 (ゆめひろば事業)	<ul style="list-style-type: none"> ◆家に閉じこもりがちな高齢者及び要介護状態になるおそれのある高齢者に対し、地区集会施設等でミニデイサービスを実施しています。作手地区 21 か所で年 2 回開催しています。 ◆住み慣れた地域と人の中で実施されることは、高齢者の介護予防や、生きがい活動の推進等、生活維持のため重要なものです。 ◆今後、実施体制の見直しを検討するとともに、地域での運営または協力員の確保を目指し、開催回数の拡大に努めます。 	社会 福祉 協議会

	取り組み名	内容	実施主体
ウ	ふれあいミニデイサービス事業	<p>◆地域住民グループによるミニデイサービスが展開できない小規模高齢化集落を対象にして、実施しています。鳳来地区で実施しており、徐々に開催場所も増加し、現在4か所で実施していますが、職員の負担が増大しています。</p> <p>◆住み慣れた地域と人の中で実施されることは、高齢者の介護予防や、生きがい活動の推進等、生活維持のため重要です。</p> <p>◆今後、実施体制の見直しを検討するとともに、地域のボランティア等での運営を目指し、円滑に事業を実施できる体制づくりに努めます。</p>	社会福祉協議会

【実績値】

■地域住民グループ支援事業の利用状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度（見込み）
参加者数（延べ）	5,753 人	6,570 人	6,580 人

■生きがい活動支援通所（ゆめひろば事業）事業の開催

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度（見込み）
開催回数	43 回	42 回	42 回

■ふれあいミニデイサービス事業の開催状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度（見込み）
開催回数	27 回	32 回	36 回

(3) 自立支援事業の推進

① 生活支援ホームヘルプサービスの実施

高齢者の自立した生活を支援するため、ホームヘルパーを派遣し、在宅生活の支援に努めます。

【主な取り組み】

	取り組み名	内容	実施主体
ア	軽度生活支援事業 (生活支援ホームヘルプ)	<ul style="list-style-type: none"> ◆要介護認定で非該当となった市民税非課税のひとり暮らし高齢者及び高齢者のみの世帯に、生活支援としてホームヘルパーを派遣し、在宅生活の支援を行っています。 ◆住み慣れた家で安定した生活を維持し、要介護状態になることの予防を図るために、その人に不足した生活機能を援助することが必要です。 ◆今後も介護予防の観点から事業を継続します。 	長寿課

【実績値】

■軽度生活支援事業の利用状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
利用者数	2 人	2 人	2 人

② 外出支援サービスの実施

外出困難な高齢者を支援するため、外出支援サービスを実施しています。介護タクシーや福祉輸送等により、医療機関や公共機関への移動を支援します。

【主な取り組み】

	取り組み名	内容	実施主体
ア	介護タクシー料金助成	<ul style="list-style-type: none"> ◆外出困難な重度要介護認定者に対し、ストレッチャー及び車イス対応タクシーを派遣し、医療機関または公共機関への移動を支援しています。 ◆重度要介護者の病院通院等の外出は、特殊車両を用いないと困難な状況です。申請者は徐々に増加していますが、まだ、利用が少ないためPRが必要です。 ◆自力で外出することが困難な重度要介護認定者の適切な受診等の外出を支援するために、継続して事業を実施します。 	長寿課
イ	外出支援サービス事業(福祉輸送)	<ul style="list-style-type: none"> ◆公共交通機関を利用することが困難な移動制約者の外出を支援しています。 ◆作手地区の障がい者を有する方及び要介護・要支援認定者が対象で、70人ほどの登録者がいますが、利用率は低くなっています。 ◆登録者が利用しやすい体制づくりを目指し、継続して事業を実施します。 	長寿課

【実績値】

■介護タクシー料金助成の利用状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
利用者数	23 人	36 人	45 人

■外出支援サービス事業の利用状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
登録者数	66 人	70 人	70 人

③ 緊急通報システム事業の実施

ひとり暮らし高齢者等を対象に緊急通報システムを設置し、緊急通報や安否確認に努めます。利用方法の周知・啓発等により利用者の増加を図ります。

【主な取り組み】

	取り組み名	内容	実施主体
ア	緊急通報システム事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆ひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者を抱える高齢者のみの世帯に緊急通報システムを貸与し、緊急時の援助と安否確認を行っています。 ◆認知症高齢者には利用が困難です。また、緊急通報システムの設置には協力員が必要ですが、特に高齢化の進んだ地域では協力員が不足しており、設置しにくい傾向にあります。 ◆ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯等の増加が見込まれること等から、今後も事業を継続して行い、新機種の導入や、認知症高齢者への対応を踏まえ、利用しやすい体制を整備します。 	長寿課

【実績値】

■緊急通報システム事業の利用状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度（見込み）
送受信件数	8,394 件	8,351 件	8,500 件

④ 高齢者日常生活用具給付事業の実施

家庭内での火災による緊急事態に備えて、火災報知機・自動消火装置・電磁調理器を給付します。高齢者の安全・安心な生活を支援します。

【主な取り組み】

	取り組み名	内容	実施主体
ア	高齢者日常生活用具給付事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの市民税非課税世帯に対して、火災報知機・自動消火装置・電磁調理器を給付しています。 ◆ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯が、日常生活を安全に暮らせるよう、給付内容を見直し、ニーズにあった提供内容を検討します。 	長寿課

【実績値】

■高齢者日常生活用具給付事業の利用状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度（見込み）
給付台数	4 台	11 台	6 台

⑤ 高齢者緊急保護事業の実施

生活上の諸問題を抱え、援助または緊急の保護を必要とする高齢者を福祉施設等に短期間の入所を行い、助言・援助を行っています。虐待等のケースも増加しているため、関係機関との連携を強化し、適切な対象者の把握に努めます。

【主な取り組み】

	取り組み名	内容	実施主体
ア	生活支援ショートステイ事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆要介護認定で非該当となった所得税非課税の高齢者に対しショートステイを提供し、緊急時の支援をします。 ◆ケアマネジャー・地域包括支援センター・在宅介護支援センターと情報を共有し、虐待等の把握に努め、要援護高齢者の緊急事態に対応した保護を行います。また、緊急時には迅速かつ適切に対応できる体制を構築するとともに、日常生活の世話や生活安定のための助言・援助を行います。 	長寿課

【実績値】

■生活支援ショートステイ事業の利用状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度（見込み）
利用者数	0 人	0 人	0 人

⑥ 生活支援デイサービスの実施

高齢者が住み慣れた家で安定した生活を維持し、要介護状態になることを予防するために、日常生活動作の維持・回復を支援します。

【主な取り組み】

	取り組み名	内容	実施主体
ア	生活支援 デイサービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆要介護認定で非該当となった高齢者を対象に、要支援・要介護状態への進行を予防することを目的に、デイサービスセンターにおいて入浴、生活指導等のサービスを提供しています。 ◆利用者の心身の状態を適切に把握し、場合によっては介護サービスへの移行を指導します。 	長寿課

【実績値】

■生活支援デイサービス事業の利用状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度（見込み）
利用者数	20 人	18 人	12 人

⑦ 寝具乾燥サービスの実施

寝具乾燥サービスにより、高齢者が快適で衛生的な生活を送ることができるよう、支援します。

【主な取り組み】

	取り組み名	内容	実施主体
ア	寝具乾燥事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆ひとり暮らし高齢者や寝たきり高齢者等に寝具の乾燥サービスを提供することにより、衛生の保持を図っています。 ◆利用者のニーズにあった事業となるよう検討するとともに、認知症高齢者等には、利用方法の指導や援助を行います。 	長寿課

【実績値】

■寝具乾燥事業の利用状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度（見込み）
利用者数	160 人	178 人	190 人

⑧ 高齢者福祉タクシー料金助成の実施

タクシー料金を助成することで、高齢者の通院等、外出の促進を図ります。

【主な取り組み】

	取り組み名	内容	実施主体
ア	高齢者福祉 タクシー料金助成	<ul style="list-style-type: none"> ◆満 80 歳以上のひとり暮らし高齢者等の外出を支援するため、助成券（24 枚綴り）を発行します。民生委員や在宅介護支援センターは申請の代行をします。 ◆対象者の適切な把握に努めるとともに、公共交通機関で外出することが困難な高齢者の円滑な外出を支援します。 	長寿課

【実績値】

■高齢者福祉タクシー料金助成事業の利用状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度（見込み）
利用者数	260 人	285 人	300 人

⑨ 乳酸菌飲料宅配サービスの実施

乳酸菌飲料宅配サービスにより、高齢者の安否確認を図ります。

【主な取り組み】

	取り組み名	内容	実施主体
ア	乳酸菌飲料宅配サービス事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆75歳以上のひとり暮らし高齢者の安否確認のため、週1回～3回、乳酸菌飲料を宅配し、声かけを実施しています。 ◆地域によっては、宅配スタッフやボランティアが少ないため、行き届かない地域もあり、事業に協力してくれる市民の増加を図る必要があります。 ◆ひとり暮らし高齢者は増加しており、安否確認を行う上でも有効であるため、利用者の拡大と事業の継続に努めます。 	社会福祉協議会

【実績値】

■乳酸菌飲料宅配サービス事業の利用状況

	平成21年度	平成22年度	平成23年度（見込み）
利用者数	371人	381人	385人

⑩ 配食サービス（地域支援事業）の充実

配食サービスにより、高齢者の栄養管理、安否確認を図ります。作手地区、鳳来地区での充実がより求められており、新規業者の開拓と事業の充実に努めます。

【主な取り組み】

	取り組み名	内容	実施主体
ア	「食」の自立支援事業(二次予防事業対象者分)	<ul style="list-style-type: none"> ◆二次予防事業対象者のうち、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯を対象に週1回～3回、昼食または夕食を配達しています。 ◆住み慣れた家で安定した生活が続けることができるよう、配食業者が安否確認を兼ねて配達しています。鳳来地区、作手地区では、配食業者が少なく、サービスを利用できない地区があります。 ◆高齢者が安定した生活が続けるため、利用できる地区を増やすことと、新規業者の開拓、配達体制の方策について検討します。 	長寿課

【実績値】

■食の自立支援事業の利用状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度（見込み）
利用者数	13 人	10 人	10 人

7-4 要支援・要介護認定者への支援

(1) 介護保険サービスの充実

① 介護保険サービスの適切な提供

要介護認定を受けても、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、地域包括支援センター等との連携のもと、介護保険サービスの充実と質の向上に努めます。

また、地域密着型サービスのさらなる充実に努めるとともに、定期的な指導・監査により適切なサービス提供を促進します。

【主な取り組み】

	取り組み名	内容	実施主体
ア	介護サービス事業者振興事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 2か月に1回、行政・地域包括支援センター・介護サービス事業者・介護相談員が集まり、最新の介護情報の提供、情報交換、自主研修を行うとともに、事業者間の連携を深めるため、打ち合せを行っています。 ◆ 保険者から適切な情報提供、事業者間の情報交換を行い、介護保険制度の適正な運用がされるよう、事業を継続しサービス事業者の質の向上を図ります。 	長寿課
イ	地域密着型サービス事業指導監査事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市が事業者指定を行う地域密着型サービス事業者が運営基準等に適合した事業運営を行っているか、指導・監査を2年に1回行っています。 ◆ 地域密着型サービス指定基準に基づき、今後も適正に指導・監査を行います。 	長寿課

【実績値】

■介護サービス事業者振興事業の開催状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
開催回数	12 回	12 回	12 回

■地域密着型サービス事業指導監査事業の実施状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
指導監査実施数	3 施設	1 施設	4 施設

(2) 介護保険サービスを円滑に利用するための支援

① 苦情・相談対応の充実

地域包括支援センターとの連携のもと、高齢者の苦情・相談に対応します。また、苦情・相談について、関係機関と共有を図るとともに、各種施策や事業者指導・支援に活かします。

【主な取り組み】

	取り組み名	内容	実施主体
ア	苦情・相談対応	<ul style="list-style-type: none"> ◆市長寿課窓口、地域包括支援センターで苦情、相談の受付を実施しています。苦情については、事業者に改善を要望するとともに、介護サービス事業者会議等で問題の共有化を図っています。 ◆介護サービス事業者会議において課題・問題点の共有を図るとともに、介護サービスの質の向上に努めます。 	長寿課
イ	介護相談員派遣事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆介護相談員8人を設置し、毎月介護サービス事業所を訪問し、利用者から利用状況を聞くとともに、相談を受け付けています。 ◆利用者の個々の苦情・相談等を事業者と共有するとともに、事業を継続して実施します。 	長寿課

【実績値】

■苦情・相談対応の状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度（見込み）
相談件数	1,108 件	883 件	1,000 件

② 介護給付費適正化の徹底

介護保険制度の安定した運営のため、ケアプランのチェック等による介護給付適正化を推進します。

【主な取り組み】

	取り組み名	内容	実施主体
ア	介護給付費適正化事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆介護給付費の適正化に向けて、ケアプランのチェックや住宅改修申請に対し、必要に応じて、現地調査及び医療と介護との整合性を図るため突合を行っています。 ◆今後も、介護給付費の適正化に向けて、ケアプランのチェック、利用者へ給付費の通知等を実施します。 	長寿課

【実績値】

■介護給付費適正化事業の状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度（見込み）
給付費通知回数	2 回	2 回	2 回

（３）要支援・要介護認定者への生活支援

① 配食サービス（地域支援事業他）の充実

食事の調理等が困難な高齢者を対象にした配食サービスにより、高齢者の栄養管理、安否確認を図ります。作手地区、鳳来地区での充実がより求められており、新規業者の開拓と、事業の充実に努めます。

【主な取り組み】

	取り組み名	内容	実施主体
ア	「食」の自立支援事業（一般分）	<ul style="list-style-type: none"> ◆住み慣れた家で安定した生活を続けることができるよう、配食業者が安否確認を兼ねて配達しています。鳳来地区、作手地区では、配食業者が少なく、サービスを利用できない地区があります。 ◆高齢者が安定した生活を続けるため、利用できる地区を増やすことや新規業者の開拓、配達体制の方策について検討します。 	長寿課

【実績値】

■「食」の自立支援事業（一般分）の利用状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度（見込み）
月平均利用者数	190 人	197 人	200 人

② 介護用品給付の充実

紙おむつ等の介護用品を支給することにより、重度の認定者への支援、家族介護者の負担軽減を図ります。

【主な取り組み】

	取り組み名	内容	実施主体
ア	重度要介護者家族介護用品支給事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆要介護4・5に認定された方を在宅で介護している市民税非課税世帯の介護者に対し、紙おむつ、清拭用品等と引き換えできる給付券を支給しています。 ◆家族介護者の負担軽減のため、この事業を継続して実施します。 	長寿課
イ	紙おむつ宅配サービス	<ul style="list-style-type: none"> ◆在宅の要介護4・5の要介護者に紙おむつを支給しています。(市重度要介護者家族介護用品支給事業の対象外の方) ◆家族介護者の負担軽減のため、この事業を継続して実施します。 	社会福祉協議会

(4) 介護者への支援

① 介護者への健康相談・訪問の継続実施

地域包括支援センターの保健師等が家族介護者への訪問や電話による相談に応じ、家族介護者の精神的、身体的負担軽減を図ります。

【主な取り組み】

	取り組み名	内容	実施主体
ア	健康相談・訪問	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域包括支援センターの保健師が家庭訪問や電話等で介護者からの相談に応じ、相談事例について共有を図っています。 ◆地域包括支援センター及び在宅介護支援センターは保健センターと連携強化に努め、相談・訪問業務を継続して実施します。 	長寿課

7-5 地域密着型サービスと生活基盤の整備

(1) 日常生活圏域の設定

日常生活圏域については、在宅介護支援センターの活動区域（中学校区）を中心として、新城地区を4圏域に区分し、鳳来地区と作手地区をそれぞれ1圏域とした第4期計画の圏域6地区の設定を継続します。

(2) 地域包括支援センター等の充実

① 地域包括支援センターのコーディネート機能の向上

地域包括支援センターは、①介護予防ケアマネジメント、②総合相談・支援、③虐待防止を含む権利擁護、④包括的・継続的ケアマネジメントの4つの機能を持っています。

今後も、サービスの円滑な利用を支援するため、介護予防事業から、介護保険サービスを受けるまでの総合的な相談支援の充実を図ります。

また、成年後見制度や高齢者への虐待防止等の権利擁護の取り組みを推進するとともに、在宅介護支援センターや介護サービス事業所等との連携の強化に努めます。

【主な取り組み】

	取り組み名	内容	実施主体
ア	地域包括支援センター運営事業	<ul style="list-style-type: none">◆地域包括支援センター1か所とランチ（支所）6か所(在宅介護支援センターと兼務)を設置・運営し、高齢者福祉サービス、介護保険サービスの利用支援を行っています。地域包括支援センターを新城市社会福祉協議会に事業委託して、運営しています。◆地域包括支援センターを中心に、日常生活圏域ごとに設置したランチ(支所)を含めた総合支援体制が確立しています。◆地域住民のニーズに応じて、情報交換、相互支援体制を充実するとともに、福祉・医療等との連携強化に努めます。	長寿課

	取り組み名	内容	実施主体
イ	在宅介護支援センター運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆日常生活圏域ごとに6か所の在宅介護支援センターを設置運営し、高齢者福祉サービス、介護保険サービスの利用支援を行っています。 ◆在宅介護支援センターは、市民に身近な相談・援助機関として、また、地域の要援護高齢者の実態把握機関として重要な役割を果たしています。 ◆現在の体制を継続するとともに、職員の資質向上に努めます。 	長寿課
ウ	日常生活自立支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆日常生活に不安を抱えている認知症高齢者、障がい者等の福祉サービス利用、日常的な金銭管理、事務手続き等の援助を行っています。 ◆判断能力が不十分な方の福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理を支援しています。 ◆事業の周知に努め、利用者の増加を図ります。 	社会福祉協議会
エ	成年後見制度利用支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆認知症等により判断能力が十分でない高齢者の成年後見制度利用の際に、近親者等に申立人がいない場合、市が家庭裁判所に申し立てを行います。 ◆事業の普及・啓発に努めるとともに、事業を継続して実施します。 	長寿課
オ	地域包括支援センター・在宅介護支援センター連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> ◆2か月に1回、市、地域包括支援センター、在宅介護支援センターの職員が集まり、情報交換を行っています。 ◆日常生活圏域ごとに要援護者を把握している在宅介護支援センターと地域包括支援センターが連携を図っています。 ◆高齢者に適切な福祉サービスが利用されるよう、本人の意向を踏まえ、コーディネート機能の向上を図るとともに、この連絡会議を継続して実施します。 	長寿課

【実績値】

■地域包括支援センター・在宅介護支援センター連絡会議の開催状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度（見込み）
開催回数	6 回	6 回	6 回

(3) 地域密着型サービス事業者の参入促進

① 認知症対応型共同生活介護の整備

認知症高齢者が住み慣れた地域で生活を維持していくための施設として、平成 21～23 年度に、認知症対応型共同生活介護施設 3 か所(定員 54 名)の整備を行いました。

高齢化の進行とともに、認知症高齢者の増加も見込まれるため、事業者への働きかけを行い、より充実した環境整備に努めます。

【主な取り組み】

	取り組み名	内容	実施主体
ア	認知症対応型共同生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ◆認知症高齢者が、住み慣れた地域での生活を維持できるよう、家庭的な雰囲気の中で過ごせる場を提供し、認知症の症状を和らげるとともに、家族の負担の軽減を図っています。 ◆利用者の増加に備え、第 5 期計画中に 1 か所の整備を行うため、事業者への働きかけ、環境整備に努めます。 	長寿課

【実績値】

■認知症対応型共同生活介護の利用状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
利用人数	63 人	81 人	99 人

② 小規模多機能型居宅介護の整備

身近な場所で在宅介護を総合的に支援するサービスとして、平成 23 年度現在、市内に 1 か所（定員：通所 12 人、宿泊 15 人）が整備されています。

在宅介護を継続する上で、重要な施設であり、今後もニーズに応じた環境整備を検討します。

【主な取り組み】

	取り組み名	内容	実施主体
ア	小規模多機能型居宅介護	<ul style="list-style-type: none"> ◆「通い」を中心とし、利用者の状態や希望に応じて随時、「訪問」や「泊り」を組み合わせサービスを提供しています。 ◆在宅介護を続ける上で、重要な施設と位置づけ、ニーズに応じた環境整備を検討します。 	長寿課

【実績値】

■小規模多機能型居宅介護の状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度（見込み）
施設数	1 か所	1 か所	1 か所

③ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の整備

平成 23 年度現在、市内に地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は整備されていないものの、第 5 期計画中に 1 か所の整備を目指し、事業者への働きかけを行います。

【主な取り組み】

	取り組み名	内容	実施主体
ア	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	<ul style="list-style-type: none"> ◆定員が 30 人未満の小規模な介護老人福祉施設に入所する高齢者に食事・入浴・機能訓練等のサービスを提供するものです。 ◆民間事業者に整備を働きかけ、環境整備に努めます。 	長寿課

④ 認知症対応型通所介護の整備

認知症高齢者に対応したデイサービスとして、平成23年度現在、市内に 2 か所（定員13人）が整備されており、今後も、ニーズに応じた事業者への整備の働きかけを行い、環境整備に努めます。

【主な取り組み】

	取り組み名	内容	実施主体
ア	認知症対応型通所介護	<ul style="list-style-type: none"> ◆認知症高齢者に対し、介護や趣味活動・食事・入浴サービス等を提供しています。 ◆ニーズに応じて、民間事業者に整備を働きかけ、環境整備に努めます。 	長寿課

【実績値】

■認知症対応型通所介護の利用状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度（見込み）
定員数	13 人	13 人	13 人

(4) 住環境への支援

① 養護老人ホーム入所措置の実施

65歳以上の身体上もしくは精神上または環境上の理由及び経済的理由で居宅において養護を受けることが困難な高齢者に対し、養護老人ホームへの入所措置を行っています。

適切な施設の維持管理に努めるとともに、対象者への円滑な入所措置を図ります。

【主な取り組み】

	取り組み名	内容	実施主体
ア	養護老人ホーム入所措置事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆65歳以上の者で、身体上もしくは精神上または環境上の理由及び経済的理由で居宅において養護を受けることが困難な方を対象とする施設で、市養護老人ホーム寿楽荘及び近隣に所在する養護老人ホームへ入所措置を行っています。 ◆ひとり暮らし高齢者の増加に伴い、需要は増えてきています。また、入所者が高齢となり、介護が必要な状況が増えており、入所者の介護状態を考慮しながら、早めに特別養護老人ホームの申し込みをする等の手立てが必要です。 ◆入所については、ケアマネジャー・在宅介護支援センター・病院等と連携を図り、対象者を速やかに措置できるよう、事業を継続します。 	老人ホーム

【実績値】

■養護老人ホーム入所措置事業の利用状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度（見込み）
平均入所者数	30.7 人	28.7 人	29 人

② ケアハウスの活用支援

60歳以上で、身体機能の低下が認められる方及び高齢等のため、独立して生活するには不安が認められる方への対応として、ケアハウスを紹介しています。

ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増加傾向にあり、入居相談も増加しており、今後もこの状況は続くことが予測されることから、対象者の適切な把握に努めるとともに、ケアハウスの活用を支援します。

【主な取り組み】

	取り組み名	内容	実施主体
ア	ケアハウス	<ul style="list-style-type: none">◆60歳以上で、身体機能の低下が認められる者及び高齢等のため、独立して生活するには不安が認められる者を対象とする施設で、生活相談を受けたときには、心身の状況に応じてケアハウスを紹介しています。◆ひとり暮らし高齢者・高齢者世帯が安心して暮らせる施設の照会、相談は増加傾向にあるため、ケアハウスの適切な情報収集に努めます。	長寿課

③ シルバーハウジング（県事業）への生活援助員の派遣

県営弁天住宅のシルバーハウジングに入居する高齢者に生活援助員を派遣し、安否確認・生活相談等を行っています。

関係機関の連携強化が必要です。

【主な取り組み】

	取り組み名	内容	実施主体
ア	シルバーハウジング生活援助員の派遣	<ul style="list-style-type: none"> ◆高齢者の生活特性に配慮した設備・仕様が施され、緊急通報システムが設置されたシルバーハウジング（高齢者世話付住宅）に入居する高齢者に対し、生活援助員が月1回訪問し、安否確認・生活相談等を行っています。 ◆入居者にとって、生活援助員は身近な相談・援助者として欠かせない存在となっています。しかし、入居者の高齢化に伴い、入居者の要望も複雑化しており、認知症や家族関係等の問題もあり、援助員の職務外の対応が必要となってきています。 ◆住宅供給公社と入退居の連絡を取り合い、入居時から、入居者及び親族との連絡を密に行い、ニーズにあった相談・援助体制を整備します。 	長寿課

【実績値】

■シルバーハウジング生活援助員の派遣の利用状況

	平成21年度	平成22年度	平成23年度（見込み）
利用時間	96 時間	149 時間	120 時間

④ 高齢者生活福祉センターの活用

作手地区の高齢者生活福祉センター(虹の郷)には居住機能が整備されています。高齢者の生活状況に応じた施設の活用を図り、ひとり暮らし高齢者等への支援に努めます。

【主な取り組み】

	取り組み名	内容	実施主体
ア	虹の郷居住提供事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆高齢等のため独立して生活することに不安のある方に対して、一定期間居住の場を提供しています。 ◆冬場の寒い時期に、自立して生活していくのに不安のある高齢者の利用が多くなっています。 ◆ひとり暮らし高齢者等の生活不安解消に努め、継続して事業を実施します。 	作手地域振興課

⑤ サービス付き高齢者向け住宅の整備

居住する住まいが高齢者に適していない場合、バリアフリー等が整備された住まいに住み替えることが必要です。高齢者住まい法の改正に伴い「サービス付き高齢者向け住宅」が新設されました。

国の動向を踏まえ、高齢者のニーズに合わせ、サービスを提供します。

【主な取り組み】

	取り組み名	内容	実施主体
ア	サービス付き高齢者向け住宅等	<ul style="list-style-type: none"> ◆高齢者向け賃貸住宅については、平成 23 年度に高齢者住まい法が改正され、都道府県が認定する住宅として、高齢者に安全・快適な設計や設備を備えたサービス付き高齢者向け住宅が新設されました。 ◆介護付の高齢者専用賃貸住宅が、平成 23 年度に 1 施設(52 床)整備されました。 ◆高齢者のニーズに応じて、整備・誘致を検討します。 	長寿課

7-6 高齢者を支える体制・ネットワークづくり

(1) 保健・医療・福祉の連携強化

① 地域医療ネットワークの推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、地域医療の推進が重要です。東三河北部医療圏地域医療対策協議会において、ネットワークの強化を図るとともに、地域医療の充実に努めます。

【主な取り組み】

	取り組み名	内容	実施主体
ア	東三河北部医療圏地域医療対策協議会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ◆全国的な医師不足等が深刻化する中で、東三河北部医療圏における質の高い地域医療を将来にわたり安定的に供給できるシステムや仕組みを構築するため、東三河北部医療圏地域医療対策協議会を開催しています。 ◆医師等従事者の確保・育成、健康医療に関する市民団体の育成及び確保や情報発信等に取り組んでいますが、医師等医療従事者の不足は全国的なことであり、いかに県の協力を得るかが課題となっています。 ◆医師等医療従事者の研修教育プログラムの確立、健康医療に関する市民団体の育成等を通して、地域医療のレベルアップを図るとともに、県の参画のもと地域医療連携体制の構築を目指します。 	へき地医療支援室

【実績値】

■健康医療部会の開催状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度 (見込み)
健康医療部会開催回数	1 回	0 回	5 回

② 高齢者の在宅医療の推進

高齢者が在宅で安心して生活を送るためには、日常的に継続した診療を行うかかりつけ医の推進とともに、高齢者の在宅医療への支援の中心となる新城市訪問看護ステーションしんしろとの連携が重要です。多様な高齢者の在宅医療ニーズに対応するため、高齢者の心身の状況を適切に把握するための支援に努めます。

【主な取り組み】

	取り組み名	内容	実施主体
ア	かかりつけ医の推進	<ul style="list-style-type: none"> ◆高齢者が健やかに安心して生活するため、日常的な診療、健康管理を行うかかりつけ医を推進します。 ◆身近な地域で日常的な診療、あるいは健康相談ができ、個々の生活習慣等も把握した上で、治療のみならず予防も含めた生活指導を行う「かかりつけ医」の役割は、医療、介護の連携の面からも重要です。 ◆高齢者が安心して暮らし続けるため、地域医療基盤の整備に努めるとともに、かかりつけ医を推進します。 	長寿課
イ	新城市訪問看護ステーション	<ul style="list-style-type: none"> ◆訪問看護ステーションは看護師が管理者となり、主治医からの指示のもと介護支援専門員等と連携しながら在宅療養されている方を支援します。 ◆認知症のケアや在宅での看取り等、高齢者の在宅医療を支援しています。 ◆高齢者の在宅医療の推進に向けて、訪問看護ステーションの充実を支援するとともに、介護支援専門員等との連携強化を促進します。 	長寿課 新城市訪問看護ステーションしんしろ

(2) 認知症高齢者ケアの充実

① 家族会の育成・支援

高齢化の進行とともに、認知症高齢者の増加が見込まれ、家族介護者の負担も増大しています。介護者座談会等の開催により、家族介護者同士の交流を図るとともに、負担軽減を支援します。

【主な取り組み】

	取り組み名	内容	実施主体
ア	介護者座談会 開催事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆家族会の下地となる介護者の交流を図るため、介護経験や相談事を共有できる座談会を開催しています。 ◆開催方法について、座談会形式を他の形式も含め検討します。家族会の結成は、認知症高齢者の介護者の自発的意思を尊重し、継続して支援します。 	長寿課

【実績値】

■介護者座談会の開催状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度（見込み）
開催回数	2回	2回	2回

② 地域での認知症ケアの充実

認知症高齢者を支えるためには、家族や事業者だけではなく、地域の問題として捉え、地域で支援することが大切です。認知症サポーター養成に努めるとともに、「認知症になっても暮らしやすいまちづくり」を目指します。

【主な取り組み】

	取り組み名	内容	実施主体
ア	認知症サポーター養成講座	<ul style="list-style-type: none"> ◆標準テキストやビデオを使って、認知症の基本的な知識を学び、認知症に関する知識の普及と理解の促進を図る認知症サポーターを養成します。 ◆「認知症になっても暮らしやすいまちづくり」を目指し、認知症に対する知識を持ち、本人や家族を支援する人の増加を図ります。 	長寿課

(3) 虐待防止ネットワークの強化

① 高齢者虐待防止ネットワーク

高齢者虐待防止ネットワークを通じて、関係機関が連携し、虐待防止への支援方法等を検討します。高齢者が住み慣れた地域で安全・安心に暮らし続けられるよう、高齢者の虐待の防止に努めます。

【主な取り組み】

	取り組み名	内容	実施主体
ア	高齢者虐待防止ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> ◆高齢者虐待防止ネットワークを形成し、関係機関と連携をとっています。高齢者虐待の疑いの通報を市または地域包括支援センターに集約し、虐待の疑いがある場合は、関係機関で構成する支援会議で対応方法を検討し、連携をとって相談・支援を行っています。 ◆虐待の通報があった場合、家庭を訪問し、情報の収集に努めていますが、家庭内のことであるため、詳しい情報が得られないのが現状です。 ◆高齢者虐待防止に関する啓発活動を強化し、地域包括支援センターや警察、保健所等と連携をとり、相談・支援に努めます。 	長寿課

(4) 地域福祉活動の充実

① ボランティアセンター活動事業

ボランティア活動は、高齢者の生きがいをづくり、また、高齢者福祉の担い手育成の役割も果たしています。ボランティア団体がより円滑に活動できるよう、支援します。

【主な取り組み】

	取り組み名	内容	実施主体
ア	ボランティアセンター活動事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆市内の福祉系ボランティア団体に対して、活動費の助成を行うとともに、各種ボランティア養成講習会を開催し、ボランティア団体の育成とボランティア参加者の拡大を図っています。 ◆ボランティア登録団体は、年々増加傾向にあります。しかし、養成講習会の参加者は、減少傾向にあります。また、各養成講習会の参加者に対して、フォローアップができていません。 ◆登録個人ボランティア、ボランティア団体の数の増加への支援、ボランティア団体との連携を図るとともに各種講習会の周知に努めます。 	社会福祉協議会

【実績値】

■ボランティア団体数

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度（見込み）
団体数	26 団体	28 団体	30 団体

② 友愛訪問の実施拡大（地域支援事業）

ボランティア団体と連携し、ひとり暮らし高齢者や寝たきり高齢者への友愛訪問を実施し、活動を支援しています。今後も訪問対象者の増加が見込まれるため、継続して支援を行うとともに、活動の活性化のため周知・啓発に努めます。

【主な取り組み】

	取り組み名	内容	実施主体
ア	地域住民グループ支援事業（友愛訪問）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ボランティア団体「はぐるまの会」が、新城地区のひとり暮らし・寝たきり高齢者を月1回以上訪問し、話し相手となるとともに、安否確認を行っている事業に対して、訪問費用の援助を行っています。 ◆新城地区のみの活動となっているため、鳳来、作手地区においても活動できる体制づくりが必要です。また、活動を知らない人が多いことから、利用者の拡大に向けた対策が必要です。 ◆民生委員、在宅介護支援センター等を通して、活動のPRを行うとともに、事業の活性化、活動範囲の拡大を図ります。 	長寿課

【実績値】

■友愛訪問の活動状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度（見込み）
被訪問者数	173 人	163 人	180 人

(5) 安全・安心のまちづくり

① 防災対策の充実

災害時において、迅速かつ適切に対応できる体制づくりが必要です。災害時要援護者避難支援計画にもとづき、対策会議や要援護者台帳の登録を推進します。また、福祉避難所の設置に努め、災害時の高齢者等の受け入れ体制を整備します。

高齢者の急病等、緊急時に備え、ひとり暮らし高齢者等の世帯に対し、救急医療情報キットの配付を行います。

【主な取り組み】

	取り組み名	内容	実施主体
ア	災害時要援護者支援に関する対策会議	<ul style="list-style-type: none"> ◆新城市災害時要援護者避難支援計画の対策会議を設置し、検討を進めています。 ◆要援護者台帳の登録を進めていますが、手上げ方式のため、登録者数増加に結び付きにくい状況です。 ◆計画のPRを行い、登録者の増加とともに台帳の整備を推進します。 	防災対策課
イ	福祉避難所の設置	<ul style="list-style-type: none"> ◆比較的施設がバリアフリー化され、災害時要援護者の利用に適している福祉施設等を、災害発生時における福祉避難所としての指定を推進します。 ◆防災対策課において、順次、福祉避難所の指定作業を進めています。 ◆民間事業所を含めた指定作業を行うとともに、市民に向けて福祉避難所の情報提供に努めます。 	防災対策課
ウ	救急医療情報キット配布事業	<ul style="list-style-type: none"> ◆高齢者の急病等の緊急時に備えて、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみの世帯等に救急医療情報キットの配付を行います。 ◆医療情報、緊急連絡先等が記入された情報用紙を専用の容器に入れて、自宅に保管することで、救急隊が駆けつけた時に適切な処置ができるようにするため、この事業を推進します。 	長寿課

第8章 介護保険事業の推計

8-1 サービス利用者、サービス給付費の推計

(1) 介護保険サービスの内容

① 居宅サービス

サービス種別	内容
訪問介護	訪問介護員（以下「ホームヘルパー」という。）等が要支援・要介護者の居宅を訪問し、本人の機能の維持を図りつつ、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の介助を行うサービスです。
訪問入浴介護	要支援・要介護者の居宅を訪問し、浴槽を宅内に搬入して入浴の介護を行うサービスです。
訪問看護	病状が安定期にあり、主治医が必要と認めた要支援・要介護者に対し、看護師、保健師、准看護師、理学療法士（PT）、作業療法士（OT）等が居宅を訪問し、療養上の世話または必要な診療の補助を行うサービスです。
訪問リハビリテーション	病状が安定期にあり、主治医が必要と認めた要支援・要介護者に対し、理学療法士や作業療法士が居宅を訪問し、心身機能の維持回復と日常生活の自立援助を図るために、必要なリハビリテーションを行うサービスです。
居宅療養管理指導	病院・診療所の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士等が要支援・要介護者の居宅を訪問し、療養上の管理と指導を行うサービスです。
通所介護	要支援・要介護者がデイサービスセンター等へ通い、食事の提供、入浴、その他日常生活上の世話及び機能訓練を受けることができるサービスです。要支援者は、介護度の悪化を防ぐためのサービス（運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上、アクティビティ）を希望に応じて受けることができます。

サービス種別	内容
通所リハビリテーション	<p>病状が安定期にあり、主治医が必要と認めた要支援・要介護者が介護老人保健施設、病院等へ通い、心身機能の維持・回復と日常生活の自立援助を図るために、理学療法や作業療法、その他必要なりハビリテーションを受けることができるサービスです。</p> <p>要支援者は、介護度の悪化を防ぐためのサービス（運動器機能向上、栄養改善、口腔機能向上）を希望に応じて受けることができます。</p>
短期入所生活介護	<p>要支援・要介護者が介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話及び機能訓練を受けることができるサービスです。</p>
短期入所療養介護	<p>病状が安定期にある要支援・要介護者が、介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、医学的管理下における介護、機能訓練、その他必要な医療及び日常生活上の世話を受けることができるサービスです。</p>
特定施設入居者生活介護	<p>有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）等に入居している要支援・要介護者について、当該施設が特定施設サービス計画に基づき行う、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を受けることができるサービスです。</p>
福祉用具貸与	<p>要支援・要介護者の日常生活の自立を助けるための車いすや特殊寝台等の福祉用具を貸与するサービスです。</p>
特定福祉用具販売	<p>貸与になじまない入浴や排せつ等のための特定福祉用具（腰掛便座、特殊尿器、入浴用いす等）を要支援・要介護者が購入したとき、年間10万円までの用具購入に対し、9割支給するサービスです。10万円を超えた分は自己負担となります。</p>
住宅改修	<p>小規模な住宅改修を要支援・要介護者が行ったとき、改修費（支給限度基準額20万円）の9割を上限として給付するサービスです。</p>
居宅介護支援・介護予防支援	<p>要支援・要介護者が、居宅サービス等を適切に利用できるよう、ケアマネジャーが利用者の依頼を受けて、その心身の状況や置かれている環境、本人及び家族の希望等を勘案し、利用するサービスの種類、内容、担当者等を定めた居宅介護支援計画（または介護予防支援計画）を作成します。</p> <p>また、そのサービスの提供が確保されるよう、サービス事業者との連絡調整やその他の便宜の提供を行います。</p>

② 地域密着型サービス

サービス種別	内容
夜間対応型 訪問介護	要介護者に対し、夜間において定期的な巡回または通報により、ホームヘルパー等が訪問し、入浴、排泄、食事等の介護を行うサービスです。
認知症対応型 通所介護	要支援・要介護者で認知症である方がデイサービスセンター等へ通い、食事の提供、入浴、その他日常生活上の世話及び機能訓練を受けることができるサービスです。
小規模多機能型 居宅介護	要支援・要介護者が心身の状況に応じて居宅で訪問を受け、またはサービスの拠点へ通い、もしくは短期間宿泊することで、入浴、排泄、食事等の介護や機能訓練を受けることができるサービスです。
認知症対応型 共同生活介護	要支援で認知症である方が共同生活を営むべき住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を受けることができるサービスです。
地域密着型 特定施設入居者 生活介護	有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）等のうち、このサービスを提供する施設として指定を受けた施設等に入所する要介護者が、当該施設のサービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を受けることができるサービスです。
地域密着型介護 老人福祉施設入 所者生活介護	定員が29名以下である介護老人福祉施設に入所している要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行うサービスです。

③ 施設サービス

サービス種別	内容
介護老人 福祉施設	施設に入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行うサービスです。
介護老人 保健施設	病状が安定期にある要介護者の入所に対して、施設サービス計画に基づき、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うサービスです。
介護療養型 医療施設	病状が安定期にある要介護者の入所に対し、施設サービス計画に基づき、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、その他の世話及び機能訓練その他必要な医療を行うサービスです。

(2) 介護保険給付の推計

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
居宅サービス				
訪問介護	給付費	114,997千円	116,967千円	118,931千円
	回数	37,589回	38,127回	38,646回
	人数	2,916人	2,952人	2,985人
訪問入浴介護	給付費	62,807千円	63,423千円	64,581千円
	回数	5,238回	5,288回	5,385回
	人数	959人	969人	988人
訪問看護	給付費	31,747千円	33,929千円	36,111千円
	回数	4,420回	4,759回	5,099回
	人数	730人	765人	799人
訪問リハビリテーション	給付費	16,434千円	16,647千円	16,851千円
	回数	5,662回	5,745回	5,825回
	人数	578人	580人	582人
居宅療養管理指導	給付費	7,096千円	7,180千円	7,264千円
	人数	1,080人	1,092人	1,104人
通所介護	給付費	411,218千円	416,035千円	421,687千円
	回数	49,388回	50,132回	50,993回
	人数	5,450人	5,536人	5,636人
通所リハビリテーション	給付費	237,031千円	237,325千円	237,620千円
	回数	26,882回	26,967回	27,053回
	人数	3,227人	3,238人	3,249人
短期入所生活介護	給付費	175,836千円	177,156千円	177,880千円
	日数	20,101日	20,236日	20,295日
	人数	2,760人	2,777人	2,783人
短期入所療養介護	給付費	8,922千円	9,497千円	10,088千円
	日数	2,101日	2,254日	2,415日
	人数	224人	231人	251人
特定施設入居者生活介護	給付費	68,686千円	68,686千円	68,686千円
	人数	360人	360人	360人
福祉用具貸与	給付費	82,014千円	82,190千円	82,367千円
	人数	6,264人	6,324人	6,384人
特定福祉用具購入	給付費	5,304千円	5,950千円	6,289千円
	人数	216人	240人	252人

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	給付費	0千円	0千円	0千円
	人数	0人	0人	0人
夜間対応型訪問介護	給付費	0千円	0千円	0千円
	人数	0人	0人	0人
認知症対応型通所介護	給付費	24,505千円	29,661千円	34,816千円
	回数	2,292回	2,772回	3,252回
	人数	132人	168人	204人
小規模多機能型居宅介護	給付費	43,540千円	43,960千円	44,843千円
	人数	216人	224人	228人
認知症対応型共同生活介護	給付費	286,473千円	292,317千円	351,045千円
	人数	1,176人	1,200人	1,440人
地域密着型特定施設 入居者生活介護	給付費	0千円	0千円	0千円
	人数	0人	0人	0人
地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護	給付費	0千円	0千円	83,070千円
	人数	0人	0人	348人
複合型サービス	給付費	0千円	0千円	0千円
	人数	0人	0人	0人
住宅改修	給付費	13,015千円	14,101千円	15,284千円
	人数	108人	120人	132人
居宅介護支援	給付費	170,161千円	171,958千円	173,756千円
	人数	12,532人	12,644人	12,756人
介護保険施設サービス				
介護老人福祉施設	給付費	585,183千円	599,817千円	599,817千円
	人数	2,352人	2,412人	2,412人
介護老人保健施設	給付費	605,081千円	605,081千円	605,081千円
	人数	2,376人	2,376人	2,376人
介護療養型医療施設	給付費	601,550千円	601,550千円	601,550千円
	人数	1,848人	1,848人	1,848人
療養病床(医療保険適用) からの転換分	給付費	0千円	0千円	0千円
	人数	0人	0人	0人
介護給付費計(小計)→(I)		3,551,599千円	3,593,431千円	3,757,617千円

(3) 介護予防給付の推計

		平成24年度	平成25年度	平成26年度
介護予防サービス				
介護予防訪問介護	給付費	25,133千円	26,487千円	28,025千円
	人数	1,416人	1,500人	1,596人
介護予防訪問入浴介護	給付費	1,541千円	1,564千円	1,588千円
	回数	195回	198回	201回
	人数	24人	25人	25人
介護予防訪問看護	給付費	1,860千円	1,948千円	2,035千円
	回数	332回	352回	372回
	人数	65人	69人	74人
介護予防 訪問リハビリテーション	給付費	3,550千円	3,699千円	3,848千円
	回数	1,253回	1,305回	1,358回
	人数	113人	119人	124人
介護予防 居宅療養管理指導	給付費	457千円	571千円	685千円
	人数	60人	72人	84人
介護予防通所介護	給付費	93,830千円	97,235千円	100,641千円
	人数	3,153人	3,293人	3,434人
介護予防通所リハビリテ- ーション	給付費	45,585千円	46,283千円	47,203千円
	人数	1,193人	1,211人	1,233人
介護予防 短期入所生活介護	給付費	4,887千円	4,954千円	5,022千円
	日数	742日	752日	762日
	人数	195人	197人	200人
介護予防 短期入所療養介護	給付費	1,102千円	1,322千円	1,322千円
	日数	180日	216日	216日
	人数	120人	132人	144人
介護予防特定施設 入居者生活介護	給付費	0千円	0千円	0千円
	人数	0人	0人	0人
介護予防福祉用具貸与	給付費	7,030千円	7,133千円	7,235千円
	人数	1,400人	1,419人	1,439人
特定介護予防 福祉用具購入	給付費	1,455千円	1,710千円	1,940千円
	人数	72人	84人	96人

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	
地域密着型介護予防サービス					
介護予防 認知症対応型通所介護	給付費	413千円	413千円	413千円	
	回数	48回	48回	48回	
	人数	12人	12人	12人	
	介護予防小規模 多機能型居宅介護	給付費	884千円	884千円	884千円
		人数	12人	12人	12人
	介護予防認知症対応型 共同生活介護	給付費	5,723千円	5,723千円	5,723千円
人数		24人	24人	24人	
住宅改修	給付費	7,201千円	8,444千円	9,602千円	
	人数	72人	84人	96人	
介護予防支援	給付費	27,923千円	29,424千円	31,027千円	
	人数	6,480人	6,828人	7,200人	
予防給付費計(小計)→(Ⅱ)		228,574千円	237,793千円	247,193千円	

総給付費(合計)→(Ⅲ)=(Ⅰ)+(Ⅱ)	3,780,173千円	3,831,224千円	4,004,809千円
----------------------	--------------------	--------------------	--------------------

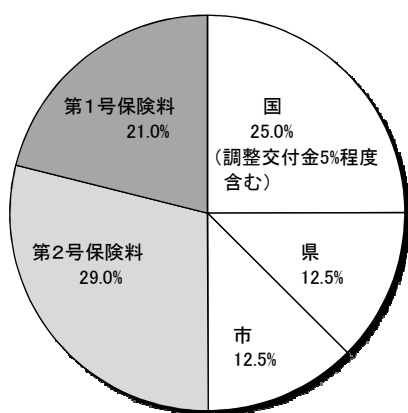
8-2 介護保険事業の推計

(1) 介護給付等の財源内訳

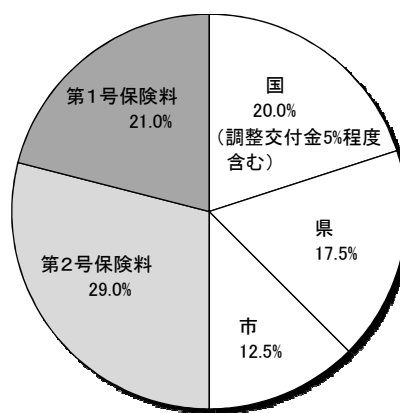
第4期計画時では、第1号被保険者の保険料負担率は20%でしたが、第5期計画期間においては、第1号被保険者の保険料負担率が21%に政令改正されました。調整交付金について、本市では5.76%が見込まれています。

■介護保険事業費の内訳

居宅系サービス

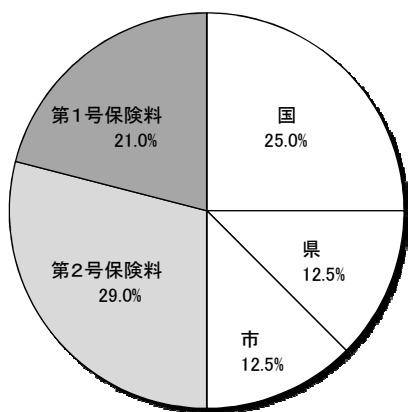


施設系サービス

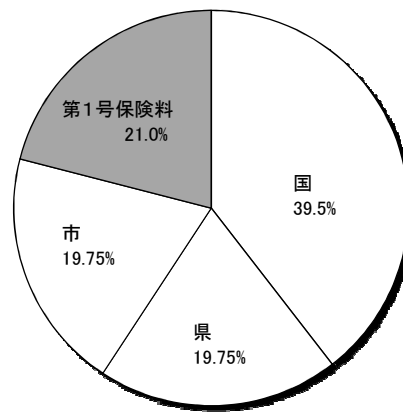


■地域支援事業費の内訳

介護予防事業



包括的支援事業・任意事業



(2) 標準給付費

第1号被保険者の保険料は、平成24年度から平成26年度の3年間で1期として設定します。

介護サービス総費用のうち、1割の自己負担を除いた額が介護給付費として保険料と公費で賄います。標準給付費には、介護サービス給付費のほか、特定入所者介護サービス等費、高額介護サービス等費、高額医療合算介護サービス等費、国民健康保険団体連合会への審査支払手数料が含まれます。これを標準給付費といいます。

さらに、地域支援事業費についても国が定めた割合費用の範囲内で、保険料と公費で負担します。

■標準給付費推計

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
総給付費	3,780,173,373円	3,831,223,646円	4,004,809,244円	11,616,206,263円
特定入所者 介護サービス費	104,526,202円	105,412,584円	105,499,022円	315,437,808円
高額介護 サービス費	52,643,776円	53,354,467円	55,798,102円	161,796,345円
高額医療合算 介護サービス費	6,000,000円	6,100,000円	6,200,000円	18,300,000円
審査支払 手数料	3,673,438円	3,723,038円	3,893,600円	11,290,076円
合計 【標準給付費】	3,947,016,789円	3,999,813,735円	4,176,199,968円	12,123,030,492円

(3) 地域支援事業費

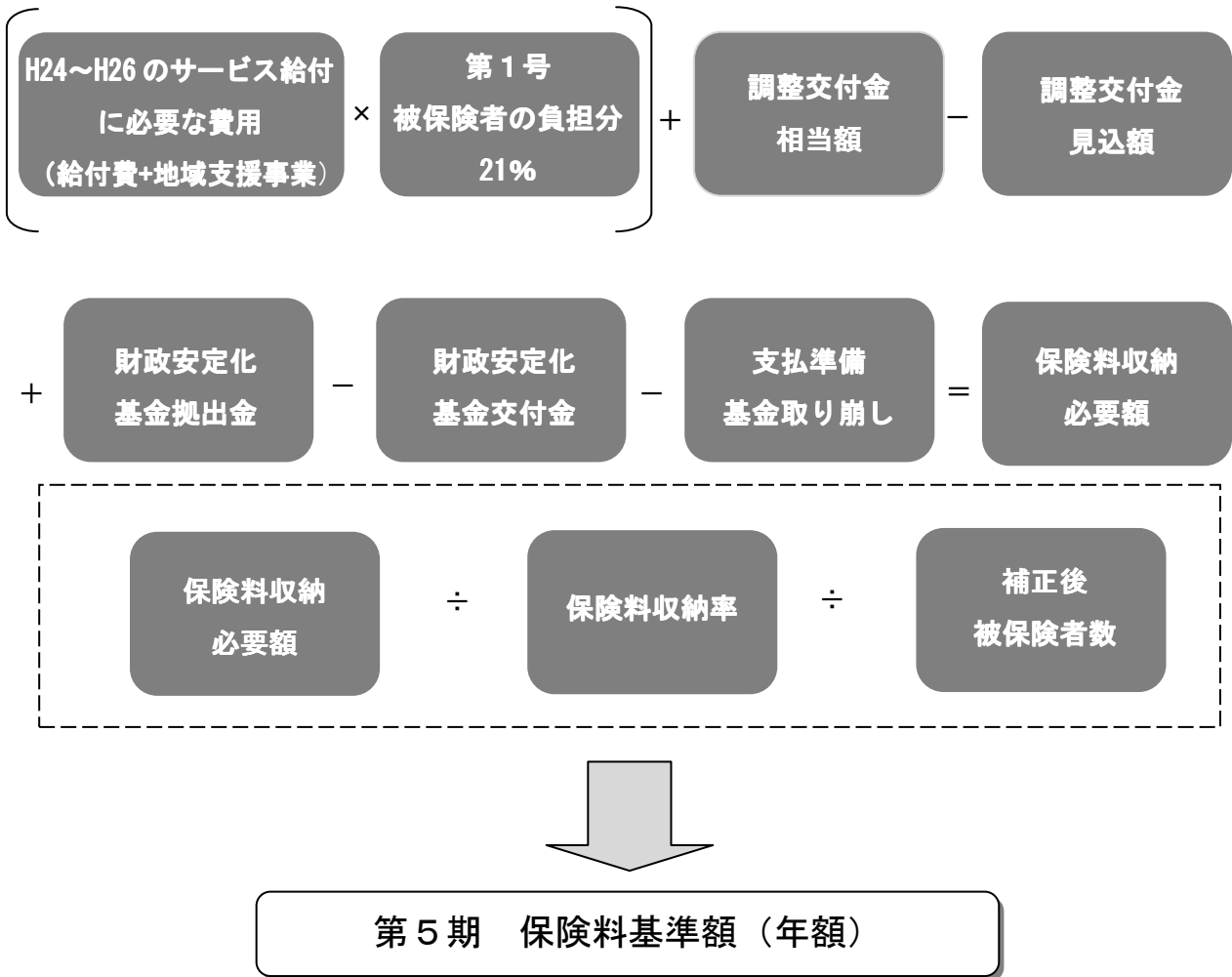
地域支援事業は、介護保険料と地域支援事業交付金負担金を財源として運営されます。

第5期計画における地域支援事業費を以下のように見込みます。

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	合計
地域支援事業費	75,000,000円	76,000,000円	77,000,000円	228,000,000円

(4) 介護保険料の算出方法

介護保険料は以下の手順で算出します。



(5) 保険料の算定

第1号被保険者の保険料は、標準給付見込額と地域支援事業費の合計額の21%を負担し、今後3年間の保険料を算定すると基準月額が4,699円となります。

しかし、平成23年度までの保険料の積立分である介護給付費準備基金等を取り崩すことで、平成24年度から平成26年度の保険料基準額は、月額4,450円となります。

■保険料額

区 分	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
算定上の保険料基準額(月額)	4,699 円		
準備基金取崩額の影響額	195 円		
財政安定化基金取崩しによる交付額の影響額	54 円		
第5期保険料基準額(月額)	4,450 円		

(6) 保険料の弾力化

第5期計画においては、介護給付費準備基金及び財政安定化基金を取り崩すことにより、保険料上昇の抑制を図っています。

第4期計画時の第3段階に該当し、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の方と、第4段階に該当し課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方について、保険料率の軽減を図りました。また、第6段階についても細分化し、負担能力に応じた保険料率を設定しました。(基準月額：4,450円 年額：53,400円)

保険料段階	対象者の基準	保険料率	保険料年額
第1段階	生活保護受給者・市民税世帯非課税でかつ老齢福祉年金受給者の方	(基準額) × 0.50	26,700円
第2段階	市民税世帯非課税・課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	(基準額) × 0.50	26,700円
第3段階	市民税世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超え120万円以下の方	(基準額) × 0.65	34,710円
第4段階	市民税世帯非課税で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円を超える方	(基準額) × 0.75	40,050円
第5段階	本人が市民税非課税(世帯内に市民税が課税されている方がいる場合)で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方	(基準額) × 0.90	48,060円
第6段階	本人が市民税非課税(世帯内に市民税が課税されている方がいる場合)で、課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える方	(基準額)	53,400円
第7段階	市民税本人課税の方のうち、被保険者本人の合計所得金額が200万円未満の方	(基準額) × 1.25	66,750円
第8段階	市民税本人課税の方のうち、被保険者本人の合計所得金額が200万円以上500万円未満の方	(基準額) × 1.50	80,100円
第9段階	市民税本人課税の方のうち、被保険者本人の合計所得金額が500万円以上の方	(基準額) × 1.75	93,450円

(7) 介護保険料の推移【参考】

	第1期		第2期		第3期	第4期	第5期
	平成12～14年度		平成15～17年度		平成18～20年度	平成21～23年度	平成24～26年度
新城市	旧新城市	2,480円	旧新城市	2,480円	3,560円	3,560円	4,450円
	旧鳳来町	2,400円	旧鳳来町	2,500円			
	旧作手村	2,600円	旧作手村	2,600円			
全国平均	2,911円		3,293円		4,090円	4,160円	—

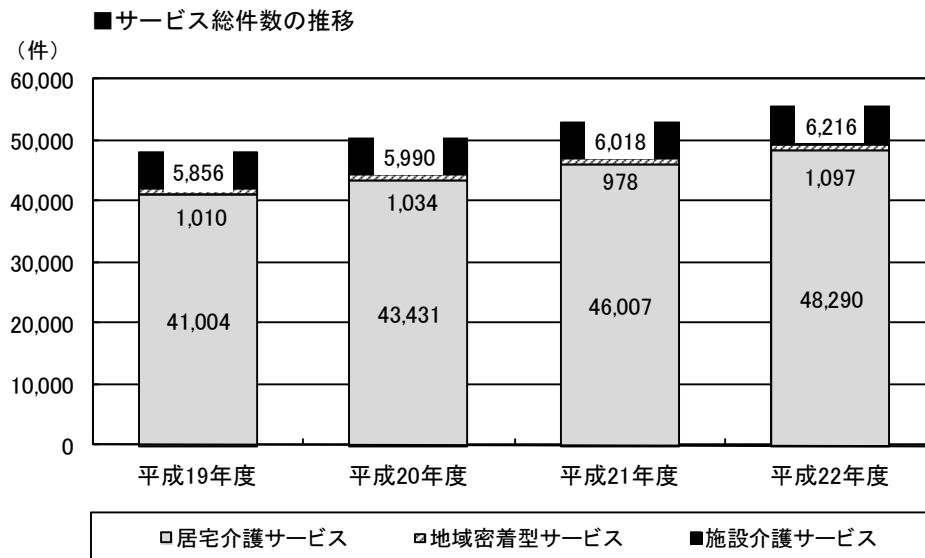
資料1 第4期計画の実績

介護保険事業の被保険者数や要介護等認定者数とともに、介護給付（要介護1以上の方へのサービス給付）及び予防給付（要支援1及び要支援2の方へのサービス給付）の状況を見ることとします。

サービス件数

(1) 総数

新城市のサービス件数は、平成22年度で55,603件となっており、平成19年度比16.2%の伸びを示しています。そのうち、居宅サービスが48,290件で、平成19年度比17.8%の伸び、地域密着型サービスが1,097件で平成19年度比8.6%の伸び、施設サービスが6,216件で平成19年度比6.1%の伸びとなっています。



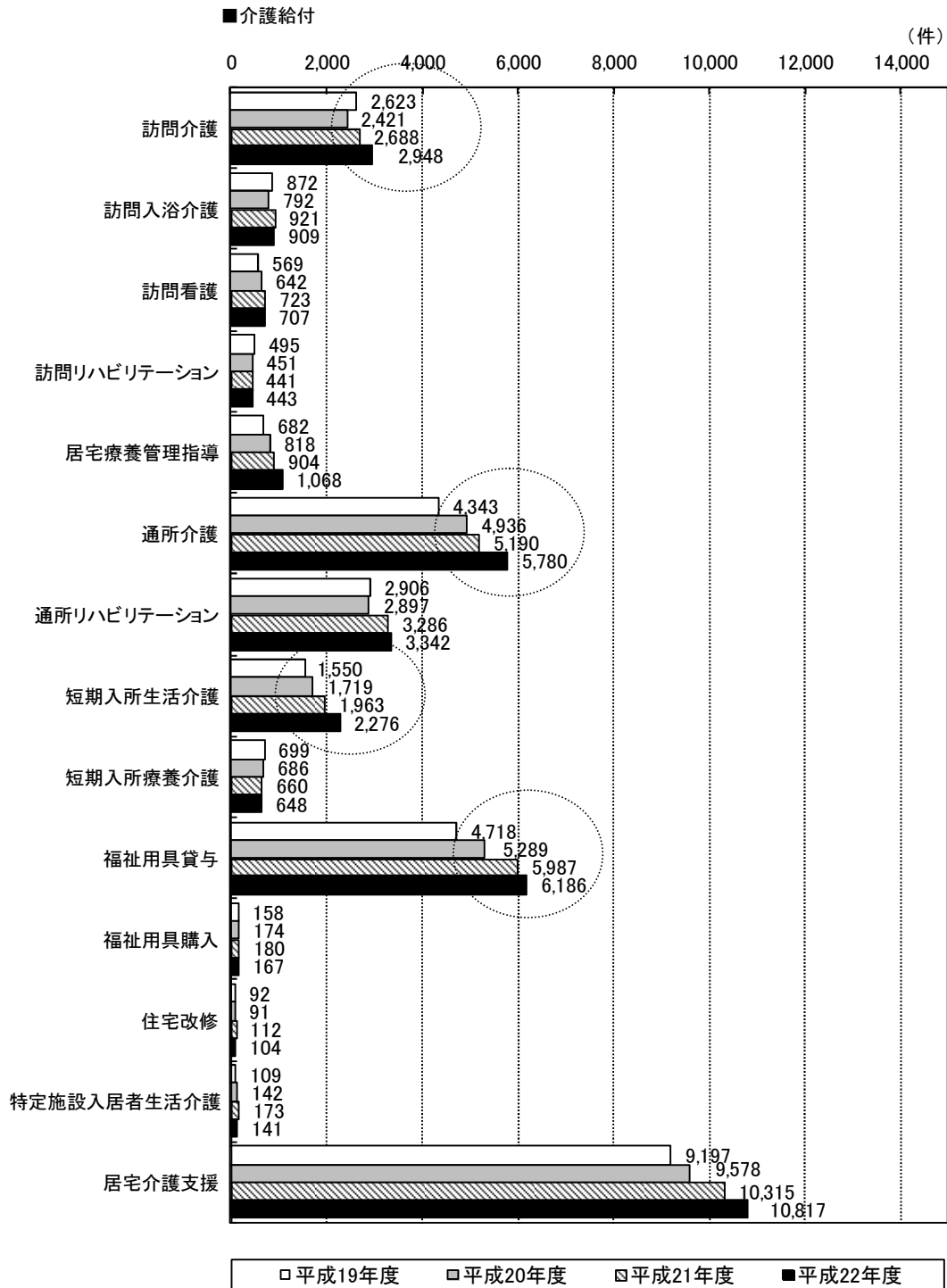
単位: 件

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成19→22年度伸び率
居宅サービス件数	41,004	43,431	46,007	48,290	17.8%
地域密着型サービス件数	1,010	1,034	978	1,097	8.6%
施設サービス件数	5,856	5,990	6,018	6,216	6.1%
総数	47,870	50,455	53,003	55,603	16.2%

資料: 介護保険事業状況報告

(2) 居宅サービス（介護給付）

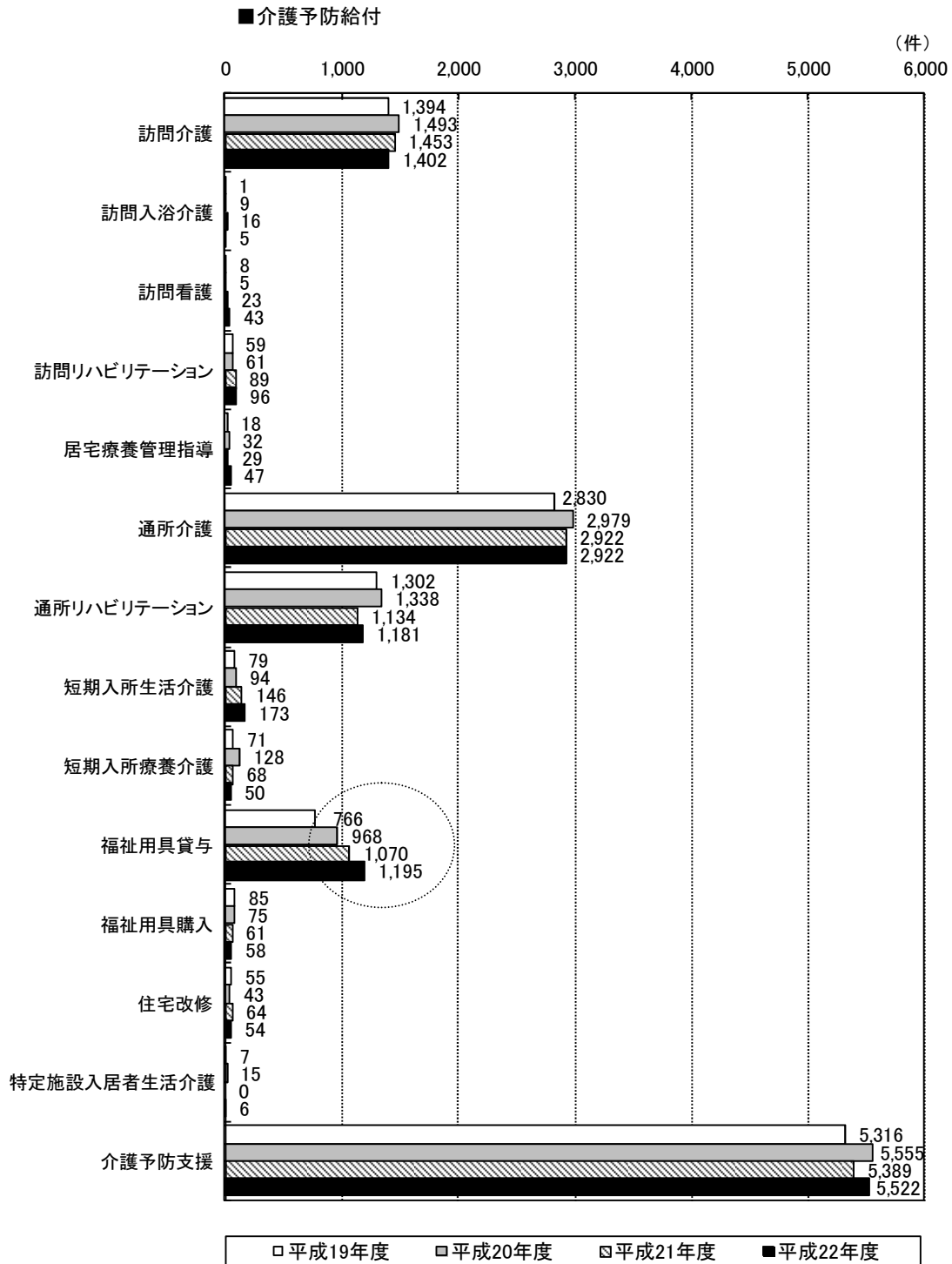
居宅サービス（介護給付）の推移をみると、平成22年度で「訪問介護」が2,948件、「通所介護」が5,780件、「短期入所生活介護」が2,276件、「福祉用具貸与」が6,186件と増加しています。



資料：介護保険事業状況報告

(3) 居宅サービス（介護予防給付）

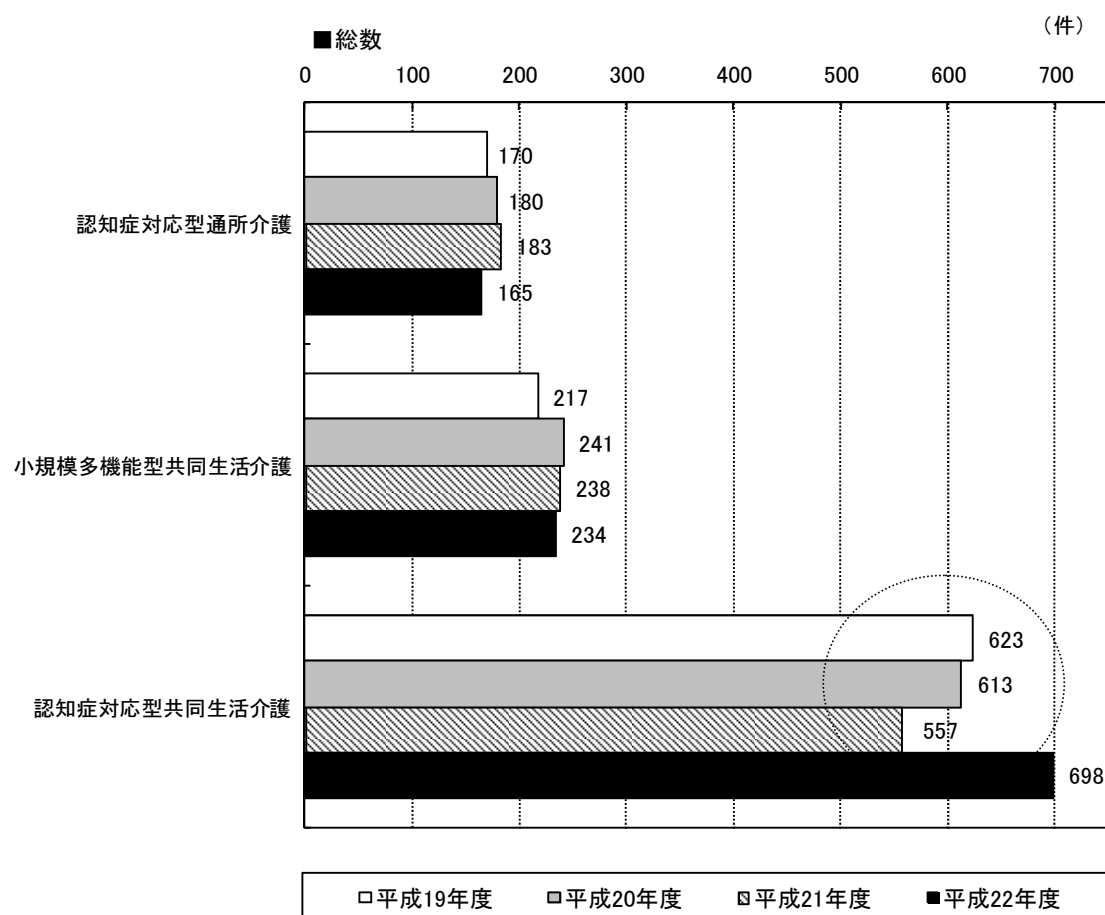
居宅サービス（介護予防給付）の推移をみると、平成22年度で「福祉用具貸与」が1,195件と増加しています。



資料：介護保険事業状況報告

(4) 地域密着型サービス

地域密着型サービスの推移をみると、平成22年度で「認知症対応型共同生活介護」が698件と増加しています。「認知症対応型通所介護」「小規模多機能型共同生活介護」については、ほぼ横ばいです。

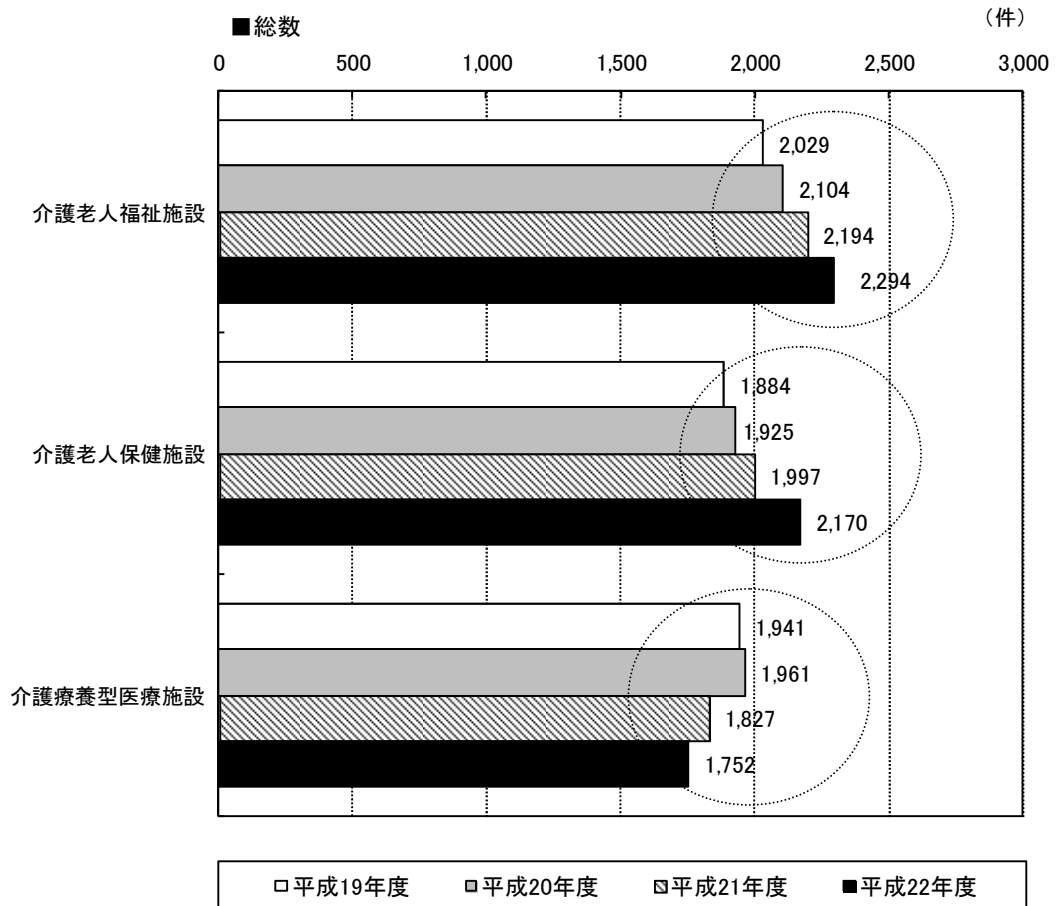


※夜間対応型訪問介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、実績が無いため掲載していません。

資料：介護保険事業状況報告

(5) 施設サービス

施設サービスの推移をみると、平成22年度では「介護老人福祉施設」が2,294件、「介護老人保健施設」が2,170件、「介護療養型医療施設」が1,752件となっています。「介護老人福祉施設」「介護老人保健施設」が増加しており、「介護療養型医療施設」が減少しています。

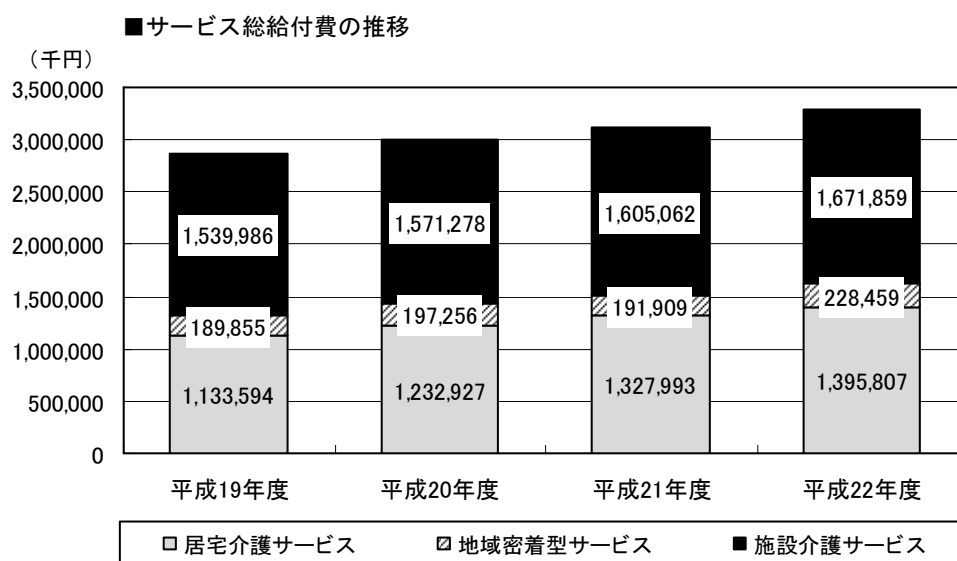


資料：介護保険事業状況報告

サービス給付費

(1) 総数

新城市のサービス給付費は、平成22年度で3,296,125千円となっており、平成19年度比15.1%の伸びを示しています。そのうち、居宅サービスが1,395,807千円で、平成19年度比23.1%の伸び、地域密着型サービスが228,459千円で平成19年度比20.3%の伸び、施設サービスが1,671,859千円で、8.6%の伸びとなっています。



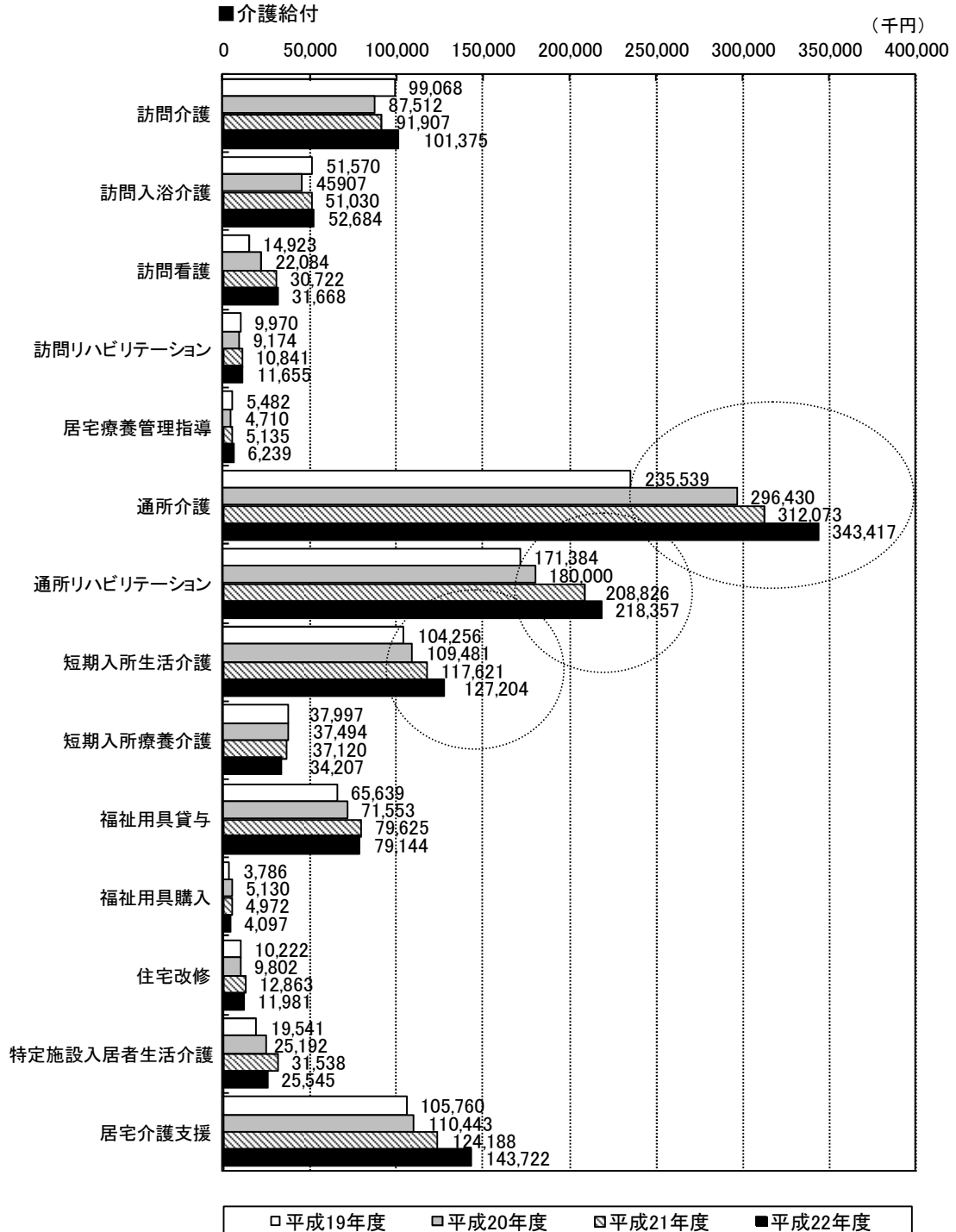
単位:千円

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成19→22年度伸び率
居宅サービス給付費	1,133,594	1,232,927	1,327,993	1,395,807	23.1%
地域密着型サービス給付費	189,855	197,256	191,909	228,459	20.3%
施設サービス給付費	1,539,986	1,571,278	1,605,062	1,671,859	8.6%
総数	2,863,435	3,001,461	3,124,964	3,296,125	15.1%

資料：介護保険事業状況報告

(2) 居宅サービス（介護給付）

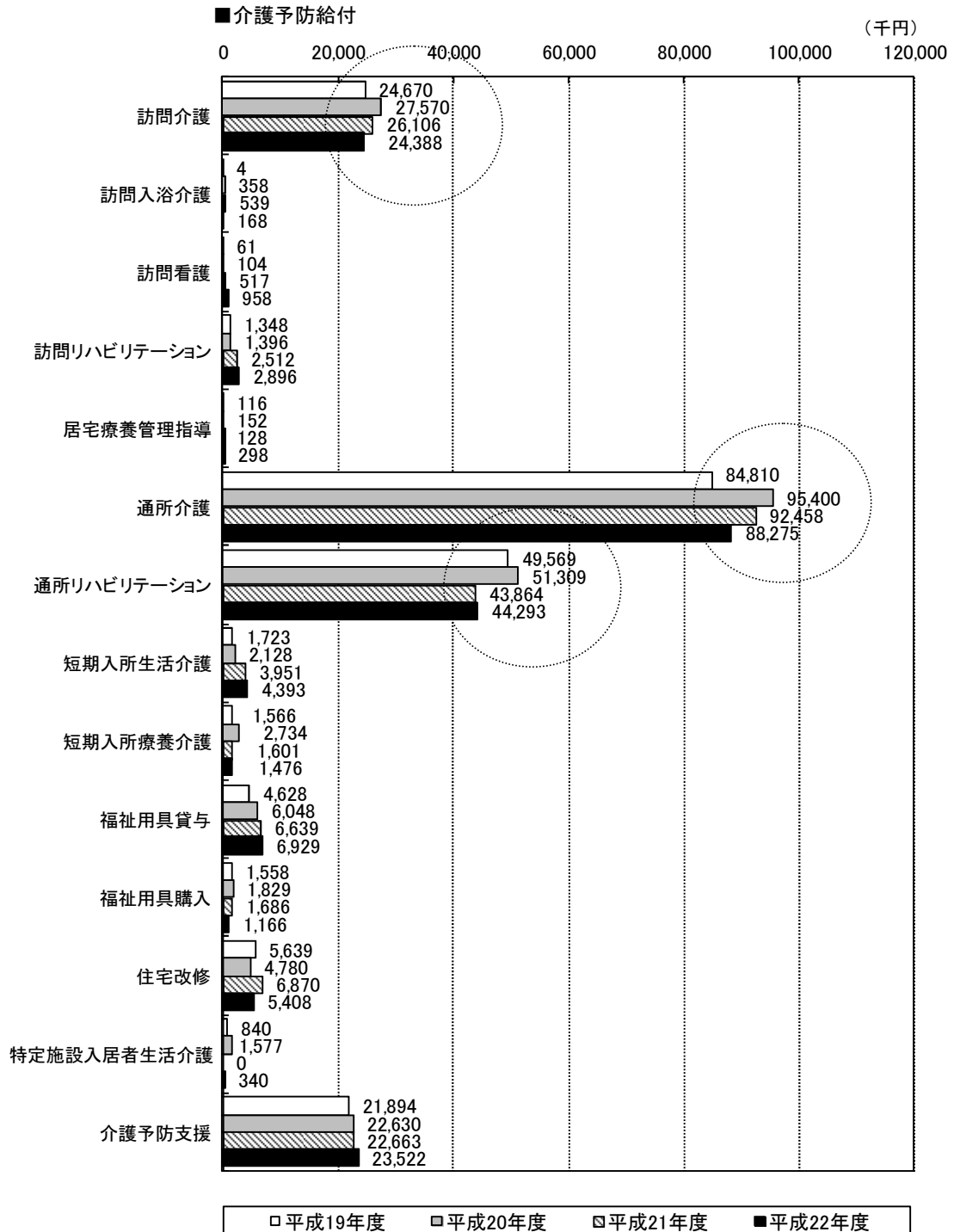
居宅サービス（介護給付）の推移をみると、平成22年度で「通所介護」が343,417千円、「通所リハビリテーション」が218,357千円、「短期入所生活介護」が127,204千円と増加しています。



資料：介護保険事業状況報告

(3) 居宅サービス（介護予防給付）

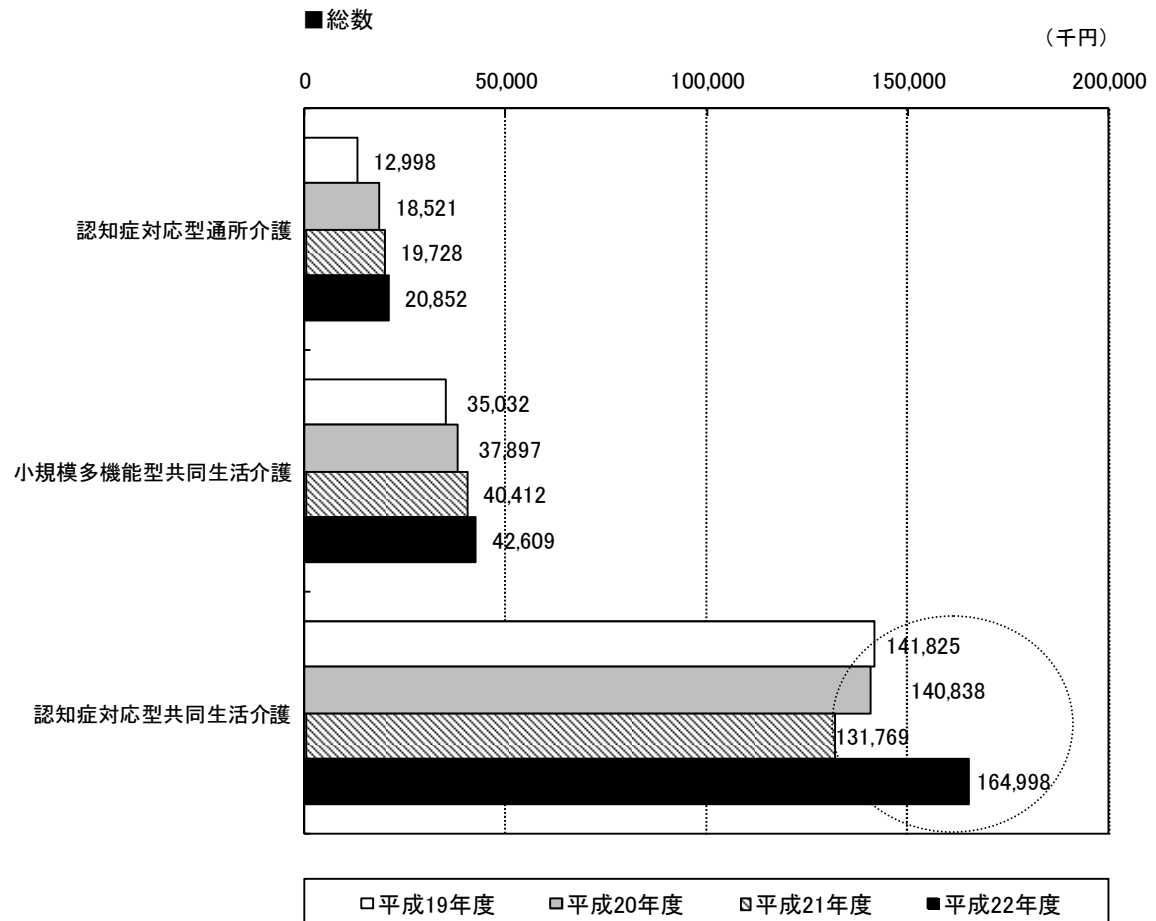
居宅サービス（介護予防給付）の推移をみると、平成22年度で「訪問介護」が24,388千円、「通所介護」が88,275千円、「通所リハビリテーション」が44,293千円と減少しています。



資料：介護保険事業状況報告

(4) 地域密着型サービス

地域密着型サービスの推移をみると、平成22年度で「認知症対応型共同生活介護」が164,998千円と増加しています。「認知症対応型通所介護」「小規模多機能型共同生活介護」については、微増しています。

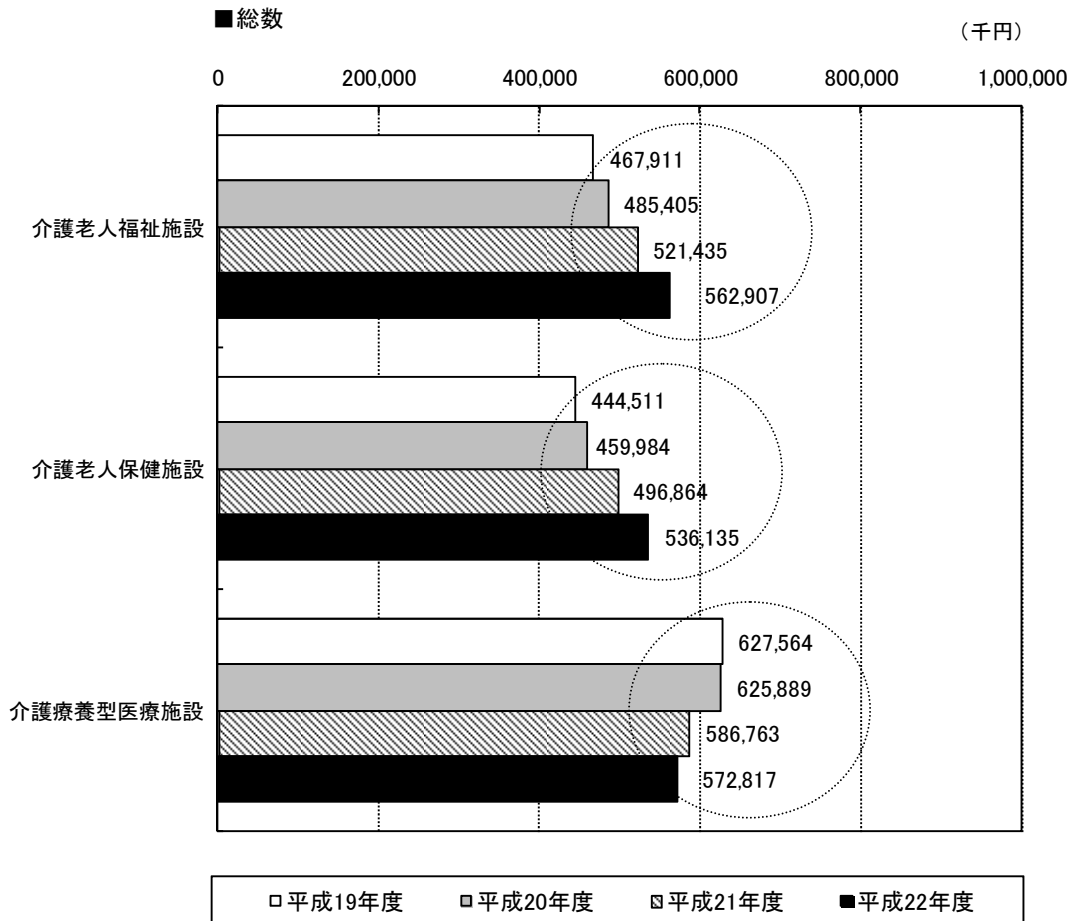


※夜間対応型訪問介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護については、実績が無いため掲載していません。

資料：介護保険事業状況報告

(5) 施設サービス

施設サービスの推移をみると、平成 22 年度では「介護老人福祉施設」が 562,907 千円、「介護老人保健施設」が 536,135 千円、「介護療養型医療施設」が 572,817 千円となっています。「介護老人福祉施設」「介護老人保健施設」が増加しており、「介護療養型医療施設」が減少しています。



資料：介護保険事業状況報告

第4期計画値の検証

(1) 要支援・要介護認定者数

要支援・要介護認定者数については、要支援1、要介護1、要介護3の実績値が計画値を上回っています。

総数としては、平成22年10月時点で2,378人となっており、計画値を下回っています。

■認定者数の実績値と計画値比較

単位:人

	計画値		実績値		計画値に対する 実績値の割合	
	平成 21年	平成 22年	平成 21年	平成 22年	平成 21年	平成 22年
要支援1	347	359	326	389	93.9%	108.4%
要支援2	393	406	348	310	88.5%	76.4%
要介護1	500	519	485	510	97.0%	98.3%
要介護2	325	335	329	343	101.2%	102.4%
要介護3	255	263	308	287	120.8%	109.1%
要介護4	309	321	284	287	91.9%	89.4%
要介護5	238	248	240	252	100.8%	101.6%
総数	2,367	2,451	2,320	2,378	98.0%	97.0%

資料：計画値 前回計画/実績値 介護保険事業状況報告（各年10月）

(2) 居宅サービス

介護給付については、訪問看護や通所系サービス等が計画値を上回っています。一方、特定施設入居者生活介護は計画値を下回っています。

予防給付については、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導、短期入所生活介護が大きく計画値を上回っています。また、計画値を見込んでいなかった訪問入浴介護が新設されています。一方、通所介護、通所リハビリテーション、特定施設入居者生活介護は大きく下回っています。

■介護給付

単位:千円

	計画値		実績値		計画値に対する 実績値の割合	
	平成 21年度	平成 22年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 21年度	平成 22年度
訪問介護	95,921	99,337	91,907	101,375	95.8%	102.1%
訪問入浴介護	52,700	55,318	51,030	52,684	96.8%	95.2%
訪問看護	23,911	25,223	30,722	31,668	128.5%	125.6%
訪問リハビリテーション	11,594	12,111	10,841	11,655	93.5%	96.2%
居宅療養管理指導	5,962	6,232	5,135	6,239	86.1%	100.1%
通所介護	299,362	323,446	312,073	343,417	104.2%	106.2%
通所リハビリテーション	196,433	197,383	208,826	218,357	106.3%	110.6%
短期入所生活介護	121,795	125,402	117,621	127,204	96.6%	101.4%
短期入所療養介護	45,818	47,353	37,120	34,207	81.0%	72.2%
福祉用具貸与	76,790	79,199	79,625	79,144	103.7%	99.9%
福祉用具販売	4,459	4,553	4,972	4,097	111.5%	90.0%
住宅改修	11,945	12,223	12,863	11,981	107.7%	98.0%
特定施設入居者生活介護	26,818	65,888	31,538	25,545	117.6%	38.8%
居宅介護支援	124,689	128,421	124,188	143,722	99.6%	111.9%

資料：計画値 前回計画/実績値 介護保険事業状況報告

■介護予防給付

単位:千円

	計画値		実績値		計画値に対する 実績値の割合	
	平成 21年度	平成 22年度	平成 21年度	平成 22年度	平成 21年度	平成 22年度
訪問介護	28,974	30,131	26,106	24,388	90.1%	80.9%
訪問入浴介護	-	-	539	168	-	-
訪問看護	54	58	517	958	957.4%	1651.7%
訪問リハビリテーション	1,478	1,519	2,512	2,896	170.0%	190.7%
居宅療養管理指導	127	131	128	298	100.8%	227.5%
通所介護	103,954	113,218	92,458	88,275	88.9%	78.0%
通所リハビリテーション	60,875	62,963	43,864	44,293	72.1%	70.3%
短期入所生活介護	2,120	2,201	3,951	4,393	186.4%	199.6%
短期入所療養介護	2,731	2,814	1,601	1,476	58.6%	52.5%
福祉用具貸与	6,520	6,729	6,639	6,929	101.8%	103.0%
福祉用具販売	1,789	1,855	1,686	1,166	94.2%	62.9%
住宅改修	6,677	6,905	6,870	5,408	102.9%	78.3%
特定施設入居者生活介護	3,016	13,072	0	340	0%	2.6%
介護予防支援	25,299	26,317	22,663	23,522	89.6%	89.4%

資料：計画値 前回計画/実績値 介護保険事業状況報告

(3) 地域密着型サービス

地域密着型サービスについては、計画値は下回るものの、平成21年度から平成22年度にかけて、3サービスともに実績は増加しています。

■総数

単位:千円

	計画値		実績値		計画値に対する実績値の割合	
	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
夜間対応型訪問介護	-	-	-	-	-	-
認知症対応型通所介護	23,398	24,143	19,728	20,852	84.3%	86.4%
小規模多機能型居宅介護	46,582	47,027	40,412	42,609	86.8%	90.6%
認知症対応型 共同生活介護	180,356	236,508	131,769	164,998	73.1%	69.8%
地域密着型特定施設 入居者生活介護	-	-	-	-	-	-
地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護	-	-	-	-	-	-

資料：計画値 前回計画/実績値 介護保険事業状況報告

(4) 施設サービス

施設サービスについては、介護老人福祉施設、介護老人保健施設では実績値が計画値を上回る一方、介護療養型医療施設は実績値が下回っています。

■総数

単位:千円

	計画値		実績値		計画値に対する実績値の割合	
	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度	平成21年度	平成22年度
介護老人福祉施設	514,638	521,504	521,435	562,907	101.3%	107.9%
介護老人保健施設	498,736	522,513	496,864	536,135	99.6%	102.6%
介護療養型医療施設	660,946	665,904	586,763	572,817	88.8%	86.0%

資料：計画値 前回計画/実績値 介護保険事業状況報告

資料2 計画の進行管理

保健・医療・福祉・介護を推進する組織・体制の充実を図り、高齢者施策を総合的・計画的に進めるために、関連各部署の連携を強化するとともに、地域包括支援センターを中心に、包括的ネットワークが効果的に機能するよう、総合的に調整を行います。

また、計画の進捗状況については、「介護保険事業運営協議会」において、年度ごとに検証し、計画の円滑な進行方策について検討していきます。

資料3 策定体制・策定経過

(1) 新城市高齢者保健福祉計画策定委員会要綱

新城市高齢者保健福祉計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8の規定に基づく老人福祉計画(以下「老人福祉計画」という。)及び介護保険法(平成9年法律第123号の規定に基づく新城市介護保険事業計画(以下「介護保険事業計画」という。))の改定を行なうため、新城市高齢者保健福祉計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会の所掌事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 老人福祉計画及び介護保険事業計画の改定案を策定すること。
- (2) 老人福祉計画及び介護保険事業計画の改定案の策定に関する重要事項の審議及び調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、高齢者の福祉及び介護に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、15人以内とし別表に掲げる者を持って組織し、市長が委嘱する。

- 2 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって構成する。
- 3 委員長は、委員の互選とし、委員会を総括する。
- 4 副委員長は、委員長の指名する者とし、委員長を補佐する。
- 5 副委員長は、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長の職務を代理する。

(任期)

第4条 委員長、副委員長及び委員の任期は、委嘱の日から新城市高齢者保健福祉計画改定案を策定するまでの期間とする。

- 2 前項の規定に関わらず、別表に掲げる団体における代表者の交代があった場合は、当該委員を解職し、当該団体の推薦する者を後任に委嘱する。
- 3 前項の場合において、後任の委員の任期は、前任の残任期間とする。

(会議等)

第5条 委員会の会議は、委員長が召集し、その会議の議長となる。

2 委員会は、必要に応じて委員会の会議に関係者を出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、市民福祉部長寿課内に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会に諮って委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年7月1日から施行する。

(2) 新城市高齢者保健福祉計画策定委員会委員名簿

役職	氏名	代表区分	備考
委員長	滝川 正喜	新城市社会福祉協議会	新城市社会福祉協議会会長
副委員長	竹本 卯一郎	市民	新城市老人クラブ連合会会長 第1号被保険者代表
委員	大村 光代	学識経験者	愛知新城大谷大学 准教授
〃	加藤 芳夫	新城市議会	厚生文教委員会委員長 平成23年7月11日～11月20日
〃	鈴木 眞澄	新城市議会	厚生文教委員会委員長 平成23年11月20日～
〃	犬塚 美智代	新城市民生委員児童 委員協議会	新城市民生委員児童委員協議会理事
〃	原田 孝彦	市民	新城市区長会会長
〃	今泉 幸子	市民	福祉を学ぶ会会長 第2号被保険者代表
〃	伊東 愛子	ボランティア団体	新城はぐるまの会会長
〃	熊谷 勝	新城医師会	新城医師会副会長
〃	石河 健司	新城歯科医師会	新城歯科医師会代表
〃	近藤 哲生	新城薬剤師会	新城薬剤師会副会長
〃	林 昌利	介護サービス事業者	愛知東農協介護支援センター課長
〃	今泉 博人	介護サービス事業者	特別養護老人ホーム くるみ荘荘長
〃	梅田 正三	愛知県	新城設楽福祉相談センター 地域福祉課課長
〃	矢野 浩二	新城市	新城市副市長

(3) 計画策定経過

年 月 日	実 施 事 項	内 容	
平成 23 年 7 月 11 日	第 1 回 計画策定委員会	委員委嘱辞令交付 委員長・副委員長の選出 計画策定のためのアンケート 内容検討	
平成 23 年 7 月 27 日 ～ 8 月 12 日	ケアマネジャーへの調査シート 配布・回収	11 事業所	
平成 23 年 8 月 1 日 ～ 8 月 15 日	市民アンケートの実施 (4 種類)	対象	回収率
		成年者 (55 歳～64 歳)	58.7%
		65 歳以上高齢者	73.1%
		在宅の要支援・ 要介護認定者	57.2%
	事業所	61.0%	
平成 23 年 8 月 26 日	ケアマネジャーへのヒアリング調査	3 事業所	
平成 23 年 10 月 14 日	第 2 回 計画策定委員会	アンケート調査結果報告 計画骨子案検討	
平成 23 年 11 月 29 日	第 3 回 計画策定委員会	計画案検討 保険料段階・料率検討 パブリックコメント実施方法検討	
平成 23 年 12 月 22 日 ～平成 24 年 1 月 23 日	計画案のパブリックコメント		
平成 24 年 1 月 30 日	第 4 回 計画策定委員会	パブリックコメント結果報告 計画案の修正検討 保険料段階・料率検討	
平成 24 年 2 月 13 日	第 5 回 計画策定委員会	計画案の最終確認 計画案の答申 委員解職辞令交付	

用語説明

か

【介護給付費負担金】

介護保険法の規定により、標準給付費額の50%は保険料、50%は国、県、保険者の公費負担金、交付金等で賄うこととなっている。

保険料負担については、21%が第1号被保険者の保険料、29%が第2号被保険者の保険料で賄われ、公費負担については、国が25%、県と保険者が12.5%をそれぞれが負担することとされている。ただし、施設等給付費（県指定の介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設及び特定施設に係る給付費）については、国20%、県17.5%、保険者12.5%を負担。

【介護支援専門員（ケアマネジャー）】

介護保険法第7条第5項に規定された、要介護者等からの相談に応じて、その心身の状況等により適切な居宅サービス及び施設サービス等を利用できるよう、市町村、居宅サービス事業者、介護保険施設等との連絡調整を行う。

【介護予防事業】

65歳以上の高齢者の方を対象に、介護が必要となる状態を予防することを目的とした事業。65歳以上の高齢者の方全員を対象とする事業（一般高齢者事業）と65歳以上で介護保険を利用するほどではないものの介護が必要となる可能性の高い方を対象とする事業（二次予防事業）がある。

【介護療養型医療施設】

医療法に規定された、療養病床を有する病院、診療所において、その療養病床に入院する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護、その他の世話及び機能訓練、その他必要な医療を行うことを目的とする施設。

【介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）】

身体上または精神上著しい障害があるため、常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な者（要介護者）を入所させ、施設サービス計画に基づいて、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行うことを目的とする施設。

【介護老人保健施設】

要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療を行うとともに、その日常生活上の世話をを行うことを目的とする施設。

【キャラバン・メイト】

認知症サポーター養成講座の講師役を担う者。「認知症に対する正しい知識と具体的な対処方法」「認知症サポーター養成講座の展開方法」等についての研修を受講した者をキャラバン・メイトとして登録する。

【居宅(介護予防)サービス計画(ケアプラン)】

要介護認定者(要支援認定者)の心身の状況、置かれている環境、本人・家族の希望等を勘案して、利用者の日常生活全般を支援する観点から、どのようなサービスを、いつ、どのくらい利用するかを書面にまとめたもので、原則、サービス提供を受ける前に作成される。ケアプラン作成は、介護支援専門員による解決すべき課題把握(アセスメント)、サービス担当者会議等での意見聴取、利用者・家族の同意等を経て行われ、作成後、定期的な実施状況の把握(モニタリング)等により適宜見直される。なお、ケアプランは、利用者本人が作成することも可能になっている。

【居宅療養管理指導】

居宅において介護を受ける要介護者に対して、病院、診療所の医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士が、訪問して行う療養上の管理及び指導をいう。

【ケアハウス】

60歳以上(夫婦のどちらかが60歳以上)で、かつ、身体機能の低下等が認められまたは高齢等のため、独立して生活するには不安が認められる者で、家族による援助を受けることが困難な者が低額な料金で利用できる施設。

【ケアマネジメント】

介護支援専門員が、要介護者等やその家族から、心身や生活等の状態や課題を分析しニーズを的確に把握して、介護サービス提供者や医療機関との連携・調整を図りながら、ケアプランを作成し、適切なサービスの提供に結びつけていくとともに、点検・評価を行い、必要に応じて見直す等、専門的な観点から支援を行う。

【高齢者生活福祉センター】

通所介護施設(デイサービスセンター)等に居住部門を合わせ整備した小規模多機能型施設。

さ

【災害時要援護者】

高齢者世帯、要介護者、障がい者、難病患者、妊婦、5歳未満の乳幼児、日本語に不慣れな外国人といった災害時に1人で避難が難しい住民のこと。

【災害時要援護者支援計画】

避難支援の対象者の範囲、自助・共助・公助の役割分担、避難支援の対象者情報の収集・共有の方法、また、気象情報や避難準備情報等の提供による事前の支援や災害発生後の支援体制をまとめた計画。

【在宅介護支援センター】

身近な所で、介護・福祉・健康等について高齢者とその家族の相談に応じ、サービスや制度に関する情報提供、関係機関の紹介等を実施しているところ。市内には、次の6か所がある。(しんしろ福祉会館、西部福祉会館、麗楽荘、寿楽荘、くるみ荘、虹の郷)

【住宅改修】

介護を受ける要介護者が、その居住する住宅について改修を行った場合で、市町村が要介護者の心身や住宅の状況から必要と認めたときは、介護保険から居宅介護住宅改修費が支給される。原則として同一住宅につき20万円までを支給限度基準額とし、その9割が保険より給付される。なお、最初の住宅改修着工日と比べて、要介護度の状態区分が3段階以上重くなった場合、例外的に、改めて住宅改修費の支給を受けることができる。また、転居した場合は、改めて住宅改修費の支給が受けられる。

【小規模多機能型居宅介護】

居宅の要介護者について、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、その者の選択に基づき、居宅において、またはサービスの拠点に通わせ、もしくは短期間宿泊させ、入浴、排せつ、食事等の介護、調理・洗濯等の家事、生活等に関する相談・助言等、日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

【シルバー人材センター】

一定地域に居住する定年退職者等の高齢者を会員として、その希望に応じた臨時的・短期的または軽易な就業の機会を確保、提供することを目的として設立された都道府県の指定する公益法人。また、厚生労働大臣に届け出て、無料職業紹介事業や一般労働者派遣事業を行うことができる。

【シルバーハウジング】

バリアフリーに対応した公共賃貸住宅に、60歳以上の高齢者を対象とした安否の確認や緊急時対応等のサービスを行う生活援助員（ライフサポートアドバイザー＝L S A）を配置した「高齢者世話付き住宅」のこと。

【成年後見制度】

成年後見制度とは、判断能力が十分でない者（認知症高齢者・知的障害者・精神障害者等）を保護するための制度。

た

【第1号被保険者】

65歳以上の高齢者のこと。

【第2号被保険者】

40歳以上65歳未満の医療保険加入者。

【短期入所生活介護（ショートステイ）】

居宅において介護を受ける要介護者を、特別養護老人ホームまたは老人短期入所施設に短期間入所させ、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練等を行うことをいう。

【短期入所療養介護（ショートステイ）】

居宅において介護を受ける要介護者を介護老人保健施設、介護療養型医療施設、医療法による療養病床を有する病院または診療所等に短期間入所させ、看護、医学的管理の下における介護、機能訓練、その他の必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことをいう。

【地域支援事業】

地域支援事業は、市町村が実施主体となり、高齢者が要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護状態となった場合にも、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう、支援するための事業を行うものである。

事業内容は、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業の3つに区分されている。

介護予防事業は、要支援や要介護状態になるおそれの高い高齢者（二次予防事業対象者）を把握し、通所や家庭訪問により、運動器の機能向上や栄養改善、口腔機能の向上等のための事業を行うとともに、介護予防に関する普及啓発（講演会、パンフレット作成、予防教室の開催等）を実施している。

包括的支援事業は、地域包括支援センターにおいて、介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務を行うものである。この他、任意事業として、介護サービスの提供状況の点検や要介護高齢者を抱える家族への介護知識・技術の習得教室、慰労金の支給、介護用品の購入費助成等を実施している。

【地域包括支援センター】

地域包括支援センターは、地域住民の心身の健康保持や生活安定のために必要な援助を行うことにより、保健・医療の向上や福祉の増進を包括的に支援することを目的とした機関で、市町村から介護予防支援事業者としての指定を受け、要支援者に対する「介護予防サービス計画」（ケアプラン）の作成等のケアマネジメントを行う。

また、センターでは、介護予防ケアマネジメント業務（介護予防ケアプランの作成等）、総合相談支援業務（実態把握・相談対応等）、権利擁護業務（成年後見制度の活用や高齢者虐待対応等）、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（地域の連携・協働体制づくり等）も行うこととされており、原則として、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を配置することとしている。

【地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護】

入所定員が29人以下の特別養護老人ホームに入所している要介護者について、当該施設が地域密着型施設サービス計画に基づき行う、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をいう。

【地域密着型特定施設入居者生活介護】

入居定員が29人以下の介護専用型有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）に入居している要介護者について、当該施設が地域密着型特定施設サービス計画に基づき行う、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をいう。

【通所介護（デイサービス）】

居宅において介護を受ける要介護者をデイサービスセンター等に通わせ、入浴や食事の提供、生活等に関する相談・助言、健康状態の確認、その他必要な日常生活上の世話、機能訓練等を行うことをいう。

【通所リハビリテーション（デイケア）】

居宅において介護を受ける要介護者で病状が安定期にある者に対し、介護老人保健施設、病院、診療所において心身機能の維持回復及び日常生活上の自立を図るために、医学的管理の下で、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを行うことをいう。

【特定施設入居者生活介護】

有料老人ホーム、軽費老人ホーム（ケアハウス）等に入居している要介護者について、当該施設が特定施設サービス計画に基づき行う、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をいう。

【特定福祉用具販売】

居宅において介護を受ける要介護者の入浴または排せつの用に供する福祉用具を政令に定めるところにより行われる販売をいう。
購入費の支給に当たっては、支給限度基準額が同一年度で10万円であり、かつ、同一年度で原則として1種目1回に限られる。

な

【二次予防事業】

対象者が要介護状態等になることを予防することを通じて、活動的で生きがいのある人生を送ることができるように支援する事業。

【日常生活圏域】

介護保険事業計画において、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して市町村が定める区域。

【日常生活自立支援事業】

認知症高齢者や知的障害者、精神障害者等判断能力が不十分な人が地域で自立した生活が送れるよう、福祉サービスの利用に関する手続の援助や利用料の支払い等一連の援助を行うもの。

【認知症】

「一旦正常に発達した知的機能が、後天的な脳の器質的な障害により持続的に低下し、日常生活や社会生活が営めなくなっている状態」と定義されている。

具体的には、記憶の低下（忘れっぽくなる、先程のことを忘れる等）、認知障害（言葉のやり取りが困難、場所の見当がつかない、手順をふむ作業が困難、お金の計算ができない、判断のミス等）、生活の支障（今までの暮らしが困難、周りの人とのトラブル）等がある。認知症の原因の多くは、アルツハイマー病と血管性認知症であるといわれており、その他にも、レビー小体病、ピック病等の疾患がある。

【認知症サポーター】

認知症について正しく理解し、偏見を持たず、認知症の人やその家族の気持ちを理解し、状況に応じた声かけや手助けを行う応援者。認知症の理解や認知症サポーターの役割等について60分～90分の講座を受講し、修了者にはサポーターの証となるオレンジリングが交付される。

【認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）】

要介護者であって認知症である者を、共同生活を行う住居において、入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

【認知症対応型通所介護】

居宅の要介護者であって、認知症である者について、特別養護老人ホーム、養護老人ホーム等の施設またはデイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談・助言等日常生活上の世話及び機能訓練を行うことをいう。

【認認介護】

認知症の家族を介護している人もまた認知症を患っていること。

【ねんりんピック】

高齢者を中心とするスポーツ、文化、健康と福祉の総合的な祭典である全国健康福祉祭の愛称。厚生省創立50周年を記念して昭和63（1988）年に開始されて以来、毎年開催されている。

は

【バリアフリー】

高齢者、障害者が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを取り除くという意味で、もともと住宅建設用語で登場し、段差等障壁の除去をいうことが多いが、より広く障害者等の社会参加を困難としている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去をいう意味でも用いられる。

【標準給付費】

事業費総額から1割の利用者負担額等を差し引いた保険給付の対象額。

介護給付・予防給付の合計費用で、保険者の判断による独自の給付分（居宅介護サービス費等の区分支給限度基準額や福祉用具購入費等の支給限度基準額の上乗せ分、保険者の特別給付・保健福祉事業の分）等の費用は含まない。

【福祉避難所】

地震や豪雨、津波といった大きな災害が起こったときに、介護の必要な高齢者や障害者、妊産婦、乳幼児、病人のうち、特別の配慮を必要とする人たちを一時受け入れてケアする施設。小学校等、通常の避難所での生活が困難な人たちのための避難所である。原則的に健常者は避難することができない。専門スタッフを配置した介護施設や学校を自治体が指定することになっている。施設はバリアフリー化されていて、援護が必要な人の利用に適している施設でなければならない。

【福祉用具貸与】

居宅において介護を受ける要介護者の日常生活の便宜を図るための用具や機能訓練のための用具の貸与をいう。なお、身近な所で福祉用具に関する適切な選択と使用の相談に応じられるよう、各事業所に専門知識を有する専門相談員が配置されている。

【訪問介護（ホームヘルプ）】

居宅において介護を受ける要介護者に対して、介護福祉士等の訪問介護員等により行われる入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話をいう。

訪問介護は、身体介護型、生活援助型の二類型であり、通院等のための乗車、降車の介助についても介護報酬項目とされている。

【訪問看護】

居宅において介護を受ける要介護者に対して、看護師、保健師、准看護師、理学療法士、作業療法士により行われる療養上の世話、または必要な診療の補助をいう。

【訪問入浴介護】

介護を受ける要介護者の居宅を入浴車等で訪問し、浴槽を提供して行われる入浴の介護をいう。

【訪問リハビリテーション】

居宅において介護を受ける要介護者に対して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために行われる理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションをいう。

ま

【ミニデイサービス】

デイサービス（介護保険制度の通所介護）を利用するほどではないが、健康面で不安のある方や、日中独居の方の交流の場のこと。

や

【夜間対応型訪問介護】

居宅の要介護者について、夜間、定期的な巡回訪問により、または通報を受け、その者の居宅において介護福祉士等の訪問介護員等により行われる入浴、排せつ、食事等の介護、その他の日常生活上の世話のこと。現在、新城市では提供事業者はない。

【有料老人ホーム】

老人を入居させ、介護の提供、食事の提供、洗濯、掃除等の家事、健康管理のいずれかの供与を行う施設。

【養護老人ホーム】

65歳以上で、環境上の理由または経済的理由により、居宅における生活が困難な方が入所される施設。

ら

【老老介護】

要介護者、介護者ともに高齢者で、老人が老人を介護すること。

第5期新城市高齢者保健福祉計画（老人福祉計画・介護保険事業計画）

発行：新城市

編集：新城市 長寿課

住所：〒441-1392

愛知県新城市字東入船6-1

TEL：0536-23-7688

FAX：0536-23-2002

発行年月：平成24年3月

ホームページ：<http://www.city.shinshiro.lg.jp/>
